

国際科学技術共同研究推進事業

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development (SATREPS)

International Collaborative Research Program

令和8年度 公募要領

公募期間

令和7年8月19日（火）～10月20日（月）正午（日本時間）



国際部

令和7年8月

令和 8 年度 研究提案に当たっての注意点

この公募は、令和 8 年度予算が成立した後に執行する研究課題を公募・選考するものですが、本プログラムは政府開発援助（ODA）事業との連携であり、相手国側機関との調整に時間を要することがあることから、できるだけ早く研究を開始するために、予算成立前に行うこととしているものです。したがって、**予算成立の内容及び予算成立額に応じて、研究領域の内容、委託研究費、採択件数等の変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合があることをあらかじめご了承ください。**

予算関連事項の情報については変更があり次第、以下ウェブサイトに掲載しますので、適宜参照してください。公募受付締切後は、必要に応じて電子メールにてご連絡します。

<https://www.jst.go.jp/global/koubo/index.html>

この公募は、地球規模課題の解決及び科学技術の向上に資するとともに、開発途上国において、課題解決のための研究開発の実施及び研究者の能力向上に対するニーズが高く、かつ、共同研究の成果を、当該開発途上国をはじめ、広く社会に還元する構想を有する研究課題を募集対象とします。日本からの単なる技術の移転・知識の提供等、共同研究を伴わない課題や、科学技術の発展に寄与しない単なる調査等、成果が一国にしか還元できない研究等は、対象外とします。また、本プログラムの対象国については、別添 1（131 ページ）を参照してください。

1. 応募方法について

令和 7 年度の研究提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。

e-Rad の利用に当たっては、研究機関に所属する研究者については、e-Rad における研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録、研究機関に所属していない研究者については、e-Rad における研究者情報の登録が、事前に必要となります。

詳細は、本公募要領の第 6 章（115 ページ）を、登録方法については以下 e-Rad ポータルサイトを参照してください。**e-Rad での応募時には、応募領域を間違えないよう十分にご注意ください。**

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

受付締め切り：

令和 7 年 10 月 20 日 (月) 正午 (日本時間)

2. ODA による技術協カプロジェクト事業であることについて

地球規模課題対応国際科学技術協カプログラムは、ODA との連携事業であり、JICA の技術協カプロジェクトとしての実施が求められます。JICA 事業経費については、委託研究費でなく、JICA との取極め、事業契約書 (技術協カプロジェクトの枠組み) に基づき業務委託により執行されます。国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) への研究提案に当たっては、本公募要領の第 4 章 (55 ページ) 以降を精読の上、研究代表機関として、独立行政法人国際協カ機構 (JICA) との「地球規模課題対応国際科学技術協カにおける技術協カの実施に関する取極め」(以下、取極め) や、JICA が定める「プロジェクト実施の手引き」などに基づいて、事業を実施することが可能であるかを確認してください。また、相手国側研究者と共同研究内容を十分に調整した上で、相手国側研究機関から相手国の ODA 担当省庁を通じて ODA 要請書が日本大使館を経由して外務本省に提出されることが必要となっています。なお、前年度に引き続き、外交的な配慮から一カ国からの要請数を最大 12 件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行います。**ODA 要請書の提出の締切は、日本側での研究提案の締切より早く、令和 7 年 10 月 14 日 (火) 中です。**

相手国政府内における ODA 要請書の締切は上記 10 月 14 日より相当程度前に設定されることが通常であるため、相手国側研究機関との調整に当たってはご留意ください。なお、相手国政府より ODA 要請書が提出されていない場合は、選考要件未達と判断され、日本側の研究提案も選考対象から外れます。

3. 研究提案を募集する分野・領域の概要

今回の公募において研究提案を募集する分野・研究領域は、次のとおり 3 分野 (4 研究領域) です。

分野（研究領域数）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・エネルギー分野^{※1}（2 研究領域） ・生物資源分野（1 研究領域） ・防災分野（1 研究領域）
相手国からの協力要請	必須
研究期間	（暫定期間 ^{※2} 後）3～5 年
JST/JICA 経費	<p>年間 1 課題あたり 1 億円程度</p> <p><内訳></p> <p>JST：委託研究経費 3,500 万円程度／年 （5 年間の場合は 1.75 億円以内（暫定期間の経費も含む））</p> <p>【間接経費を含む】</p> <p>JICA：</p> <p>【間接経費^{※3}無しの場合】 （5 年間の場合は 3 億円以内）</p> <p>【間接経費有りの場合】 （5 年間の場合は 3.5 億円以内）</p>

※1 環境・エネルギー分野は、公募締切後に2つの研究領域（「地球規模の環境課題の解決に資する研究」または「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に資する研究」）のいずれかに提案を振り分け、選考を行います。原則として提案者の希望に基づいて振り分けを行います。提案書の内容によっては、提案者の希望とは異なる研究領域にて選考を行う場合があります。

※2 暫定期間とは、討議議事録（R/D）が署名及び合意文書（CRA）が締結されて正式に共同研究を開始するまでの条件付採択期間のことです。

※3 JICAの間接経費は、競争的研究費制度における間接経費とは異なります。

参照	2.1(21 ページ)、2.4 (30 ページ)、2.5 (31 ページ)、4.7.4 (61 ページ)
----	--

なお、平成 27 年度公募まで JST で募集していた感染症分野については、平成 28 年度より国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)により公募を行っています。感染症分野については、AMED の公募要領を参照してください。

<https://www.amed.go.jp/program/list/20/01/001.html>

目次

第 1 章 研究提案公募にあたって	9
1.1 地球規模課題対応国際科学技術協カプログラムについて	9
1.1.1 プログラムの趣旨	9
1.1.2 プログラムの概要	9
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ.....	17
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	17
1.2.2 ダイバーシティの推進について	18
1.2.3 公正な研究活動を目指して.....	19
第 2 章 公募・選考	21
2.1 公募の対象となる分野・領域等.....	21
2.2 公募期間・選考スケジュール.....	29
2.3 対象となる国（共同研究相手国）	30
2.4 研究期間	30
2.5 研究費	31
2.5.1 JST 委託研究費及び JICA 事業経費.....	31
2.5.2 JST と JICA の経費の執行区分	32
2.6 採択予定課題数.....	33
2.7 応募要件	34
2.7.1 研究代表者（応募者）	34
2.7.2 研究参加者及び研究参画機関.....	34
2.8 応募方法	34
2.9 選考方法	35
2.9.1 評価の方法.....	35
2.9.2 選考の流れ.....	36
2.9.3 利益相反マネジメントの実施.....	36
2.10 選考の観点及び留意事項	39
2.10.1 選考の観点.....	39
2.10.2 留意事項.....	40
第 3 章 JST による採択後の研究推進等について	43
3.1 暫定期間	43

3.2 研究計画の作成.....	43
3.3 委託研究契約と知的財産の帰属.....	44
3.4 JST 委託研究費	44
3.4.1 研究費（直接経費）	45
3.4.2 間接経費.....	46
3.4.3 複数年度契約と繰越制度について	46
3.5 評価（研究開始後）	46
3.6 採択（条件付含む）された後の研究代表者等の責務等	47
3.6.1 研究の推進及び管理	47
3.6.2 研究契約等の遵守	49
3.6.3 確認文書の提出.....	49
3.6.4 研究倫理教材の履修義務	49
3.7 採択（条件付含む）された後の研究機関等の責務等	49
3.8 人材の育成について	53
3.8.1 国費外国人留学生制度	53
3.8.2 JICA 事業経費による外国人研究員の受入れ.....	53
3.8.3 出産・子育て・介護支援制度.....	54
3.8.4 JREC-IN Portal のご利用について	54
第 4 章 ODA による技術協力の概要.....	55
4.1 政府開発援助（ODA）とは.....	55
4.2 技術協力とは.....	55
4.3 技術協力プロジェクトとして重視されるポイント.....	56
4.4 技術協力プロジェクト実施体制.....	57
4.5 技術協力プロジェクト全体の流れ.....	58
4.6 技術協力プロジェクト開始までの流れ	58
4.6.1 協力要請からプロジェクトの検討・採択まで	58
4.6.2 詳細計画策定調査の実施	59
4.6.3 討議議事録（R/D）の署名	59
4.7 技術協力プロジェクト開始後の流れ.....	60
4.7.1 JICA と研究代表機関との間で締結するもの.....	60
4.7.2 取極め	61

4.7.3 附属書	61
4.7.4 事業契約書	61
4.7.5 業務調整員について	65
4.7.6 R/D 締結から事業開始までの所要期間	66
4.7.7 プロジェクトのモニタリングについて	66
4.8 供与と調達について	66
4.9 JICA による不正行為等に対する措置	67
4.10 ODA に関する問合せ先	67
4.10.1 JICA 本部	67
4.10.2 JICA の国内、海外拠点	68
4.10.3 ODA・技術協力の概要に関する参照ウェブサイト	68

第 5 章 応募に際しての注意事項 76

5.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	76
5.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	78
5.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保	81
5.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	82
5.5 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	85
5.6 繰越について	85
5.7 府省共通経費取扱区分表について	85
5.8 費目間流用について	86
5.9 年度末までの研究期間の確保について	86
5.10 間接経費について	87
5.11 研究設備・機器の共用促進について	87
5.12 博士課程学生の処遇の改善について	89
5.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	90
5.14 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	91
5.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	91
5.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	92
5.17 URA 等のマネジメント人材の確保について	92
5.18 その他の関連法令など研究を進める上での注意事項	92
5.18.1 遺伝資源の取得・利用について	92

5.18.2	海外における安全対策及び研究者の安全に対する責任	93
5.18.3	生命倫理及び安全の確保.....	95
5.18.4	人権及び利益の保護	96
5.18.5	社会的・利益的配慮	96
5.18.6	研究成果の軍事転用の禁止.....	96
5.18.7	AI の活用について.....	96
5.19	社会との対話・協働の推進について	96
5.20	オープンサイエンスの促進について	97
5.21	論文謝辞等における体系的番号の記載について	100
5.22	NBDC からのデータ公開について	101
5.23	動物実験基本指針における外部検証の受検について	101
5.24	ナショナルバイオリソースプロジェクトについて.....	102
5.25	多機関共同研究における治験・研究の一括審査について	102
5.26	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	103
5.27	競争的研究費改革に関する記載事項	104
5.28	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について.....	104
5.28.1	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基 づく体制整備について	104
5.28.2	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基 づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について.....	104
5.29	不正使用及び不正受給への対応.....	105
5.30	他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	107
5.31	関係法令等に違反した場合の措置	107
5.32	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	108
5.32.1	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整 備について.....	108
5.32.2	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状 況に係るチェックリストの提出について	108
5.32.3	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活 動における不正行為に対する措置について	109
5.33	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について.....	111
5.34	e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて.....	112

5.35 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	112
5.36 研究者情報の researchmap への登録について	112
5.37 JST からの特許出願について	113
5.38 特許出願非公開制度について	113
第 6 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について	115
6.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について	115
6.2 e-Rad を利用した応募方法	115
6.2.1 e-Rad 使用にあたる事前登録(https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html) ...	115
6.2.2 e-Rad での応募申請	116
6.3 その他	117
6.3.1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先	117
6.3.2 e-Rad の利用可能時間帯	117
6.3.3 e-Rad への入力項目について	117
Q&A・お問合せ	120
1. 公募全般に関すること	120
2. 日本側研究体制について	121
2.1 研究代表者、主たる共同研究者の要件等	121
2.2 研究代表者、主たる共同研究者以外の参画者の要件等	122
2.3 企業の参画について	122
2.4 体制の変更や相手国への常駐について	124
3. 予算・契約について	125
3.1 JST との委託研究契約について	125
3.2 JICA との契約について	125
4. 提案書や e-Rad での応募について	126
5. ODA 要請や相手国側研究体制について	127
5.1 ODA 要請について	127
5.2 相手国側研究機関、相手国側研究者及びそれらとの関係について	129
6. お問い合わせ窓口	130
別添 1 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国	131
別添 2 研究提案書類様式の記入要領	132

第 1 章 研究提案公募にあたって

1.1 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムについて

1.1.1 プログラムの趣旨

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development) は、開発途上国のニーズを基に、地球規模課題¹を対象とし、社会実装²の構想を有する国際共同研究を政府開発援助(O DA)と連携して推進します。本プログラムでは地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術を獲得することやこれらを通じたイノベーションの創出を目的としています。また、その国際共同研究を通じて開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築を図ります。

SATREPS は、日本政府が推進する科学技術外交における重要なプログラムであり、日本と相手国の外交関係強化に寄与し、日本の国益にも資することも求められているプログラムです。本事業は、競争的研究費制度に該当します。なお、ODA による支援は JICA の技術協力プロジェクトの枠組みにおいて行われます。

1.1.2 プログラムの概要

(1) 本プログラムの背景

科学技術の振興及び人材育成・開発を相互に促進する手段として、開発途上国のニーズに基づいた共同研究の実施と大学・研究機関等の能力向上の必要性が認識され、国の重要政策の一環として位置づけられてきました。(「科学技術外交の強化に向けて」(平成 20 年 5 月 19 日))

そのような背景のもと、文部科学省と外務省は科学技術と ODA の密な連携の下、我が国と開発途上国の研究機関が地球規模の課題の解決に資する国際共同研究を実施する本プログラムを平成 20 年度より実施しています。

(2) 本プログラムの政策的位置づけ

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)では、第 5 期科学技術基本計画に引き続き、地球規模で起こるエネルギー・資源・食料等の制約や環境問題、

¹ 地球規模課題：一国や一地域だけで解決する事が困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている課題。

² 社会実装：具体的な研究成果の社会還元。研究で得られた新たな知見や技術が、将来製品化され市場に普及する、あるいは行政サービスに反映されることにより社会や経済に便益をもたらすこと。

さらに、国内における少子高齢化や地域経済社会の疲弊、自然災害等のリスクが大きな課題として認識されています。

このため具体的には、我が国は、大学や公的研究機関、産業界、さらには諸外国や国際機関と連携・協力し、地球規模課題解決のための研究開発を推進すると共に、得られた成果の国内外への普及と展開を促進し、国際社会の合意形成を先導する必要があります。第 6 期科学技術・イノベーション基本計画の「国際共同研究・国際頭脳循環の推進」でも、新興国及び途上国との「持続可能な開発目標 (SDGs)」³を軸とした科学技術協力を進め、中長期的な視野を含めて、科学技術の発展、人材育成、地球規模課題解決等に貢献する、と指摘されており、本プログラムでも SDGs に積極的に対応して国際社会に貢献していく方針です。令和 6 年 5 月 16 日に松本外務大臣科学技術顧問及び小谷外務大臣科学技術次席顧問から上川外務大臣に対して手交された「科学技術外交と ODA」に係る提言⁴でも、本プログラムは極めて重要な事業と明記されており、同提言を参考に、日本の強みである科学技術・イノベーションを活かしつつ、科学技術外交を一層推進していくことが重要となっています。

また、我が国の開発協力政策の基本方針を示す開発協力大綱の改定が、令和 5 年 6 月 9 日に閣議決定され、科学技術を活用した開発協力の方向性については、開発途上国の開発課題への新しい解決策を模索するだけでなく、開発途上国と我が国の学生・研究者の交流・共同研究による国際頭脳循環の促進、双方の科学技術力の向上等の取組を強化するとしており、本プログラムは右取組の要の一つと位置付けられます。

このほか、新興国及び開発途上国との科学技術協力においては、これまでの援助型の協力から脱却し、社会的に包摂的で持続的なイノベーション (インクルーシブ・イノベーション⁵) の創出の枠組みを戦略的に確立し、各国との間でより対等なパートナーシップを形成することが重要です。加えて、国際的な人材のネットワークを強化していくことが重要であり、新興国及び開発途上国との科学技術協力において、相手国政府、大学、公的研究機関、資金配分機関、企業等との連携を進め、相手国における若手研究者や産業人材の育成を図ることでインクルーシブ・イノベーションを推進する仕組みの構築を行うことが必要です。

³ SDGs : Sustainable Development Goals。国連では平成 27 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球及び繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」を中核とする成果文書「Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development」が採択されました。 https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

⁴ 外務省報道発表 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00681.html

⁵ インクルーシブ・イノベーション : SATREPS においては、特に開発途上国のポテンシャルに着目し、イノベーションのプロセスに開発途上国の人々を巻き込むこと。

さらに、科学技術イノベーションの基盤強化には、新たな知識や価値を生み出す高度人材やイノベーション創出を加速する多様な人材を育成・確保するとともに、一人ひとりが能力と意欲に応じて適材適所で最大限活躍できる環境を整備することが指摘されています。本プログラムは、国際共同研究を通じて、グローバル化に対応した我が国の人材育成にもつなげることが期待されています。

(3) 本プログラムの仕組み

本プログラムでは、図 1 にあるように JST と JICA が連携して地球規模課題を対象とする開発途上国との国際共同研究を推進することにより、地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術を相手国側研究機関と共同で獲得することを目指します。具体的には、日本国内等、相手国内以外に必要な研究費については JST が委託研究費として支援し、JICA は、技術協力プロジェクトの実施に必要な経費（日本側研究員の相手国派遣費、相手国側研究員の本邦受入れ費、機材供与費等）を負担します。このように本プログラムでは、国内研究機関への研究助成のノウハウを有する JST と、開発途上国への技術協力を実施する JICA が、国際共同研究全体の研究開発マネジメントを協力して行います。この国際共同研究の推進により日本側の研究機関は開発途上国にあるフィールドや対象物を活用した研究を効果的に行うことができ、開発途上国側の研究機関（公共性のある活動を行っている大学・研究機関等。ただし軍事関係を除く。）

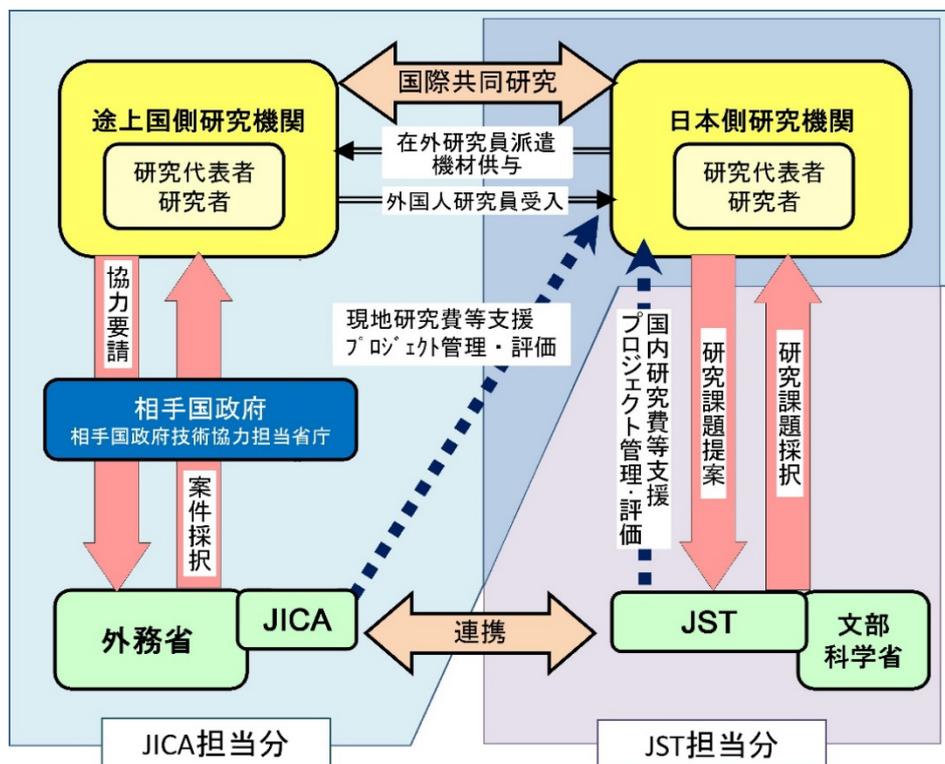


図 1 SATREPS の実施体制

は研究拠点の環境整備や共同研究を通じた人材育成等により、自立的・持続的活動の体制構築が可能となることが期待されます。

(4) 本プログラムの主な流れ

(i) 研究領域設定、提案・要請募集

地球規模課題の解決のために特に重要なものとして推進すべき研究分野を国（文部科学省・外務省）が設定し、そのもとに、プログラム全体の運営のとりまとめを行う運営統括（PD：プログラムディレクター）を配置し、研究分野をさらに具体化した研究領域及び各研究領域における研究推進のとりまとめを行う研究主幹（RS：リサーチスーパーバイザー）を JST が定めます。

a. 運営統括（PD）

本プログラムの運営全体の取りまとめ責任者であり、本プログラム全体の推進方針決定、研究分野・研究領域間の調整、条件付採択課題候補の選定、各研究課題マネジメントにおける重要事項の審議を行う推進委員会の委員長を務めます。なお、推進委員会は運営統括・研究主幹を含む外部有識者から構成されます。

b. 研究主幹（RS）

各研究領域における研究推進の取りまとめ責任者であり、事前評価にかかる分科会（条件付採択課題候補を選定する審査委員会）を他の外部有識者とともに構成し、本委員会では主査又は一委員となります。採択（条件付採択を含む）課題決定後は、各研究課題の推進（研究計画、研究費、研究チーム編成を含む）の調整、研究代表者との意見交換、研究への助言、課題評価、その他必要な手段を通じて担当する研究領域の研究マネジメントを行います。

また、研究主幹は、相手国側研究者に対しても助言を行います。

JST では国内の大学、研究機関等に所属する研究者を対象に、研究領域ごとに研究提案の募集を実施し、研究主幹及び外部の有識者で構成される事前評価にかかる分科会にて研究課題を選定します。

JST での選考と並行して、外務省では開発途上国から国際共同研究を行う技術協力プロジェクトの要請を受け付け、JICA とともに内容を検討します。したがって日本側の研究代表者

は JST への研究課題の応募に当たって、相手国側研究者と共同研究内容を十分に調整するとともに、SATREPSであることを明記した ODA 要請書が、相手国側研究機関から相手国の ODA 担当省庁を通じて所定の期限までに、相手国を管轄する日本大使館を経由して日本の外務本省に提出されることが要件となります。なお、外交的な配慮から一カ国からの要請数を最大 12 件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行います。

(ii) JST における研究課題及び外務省/JICA における技術協カプロジェクトとしての採択

JST による研究課題の選考と外務省/JICA による技術協カプロジェクトの採否検討のプロセスを連携して行うことにより、研究課題と技術協カプロジェクト要請のいずれの観点からも実施に値すると判断された場合に、当該研究提案が実施課題（プロジェクト）として条件付きで採択（条件付採択）されます。その決定を受けて外務省は相手国へ採択を通知し、その後相手国政府との国際約束を締結します。図 2 は、JST 及び JICA のそれぞれの枠組みで実施されるプロセスを示しています。

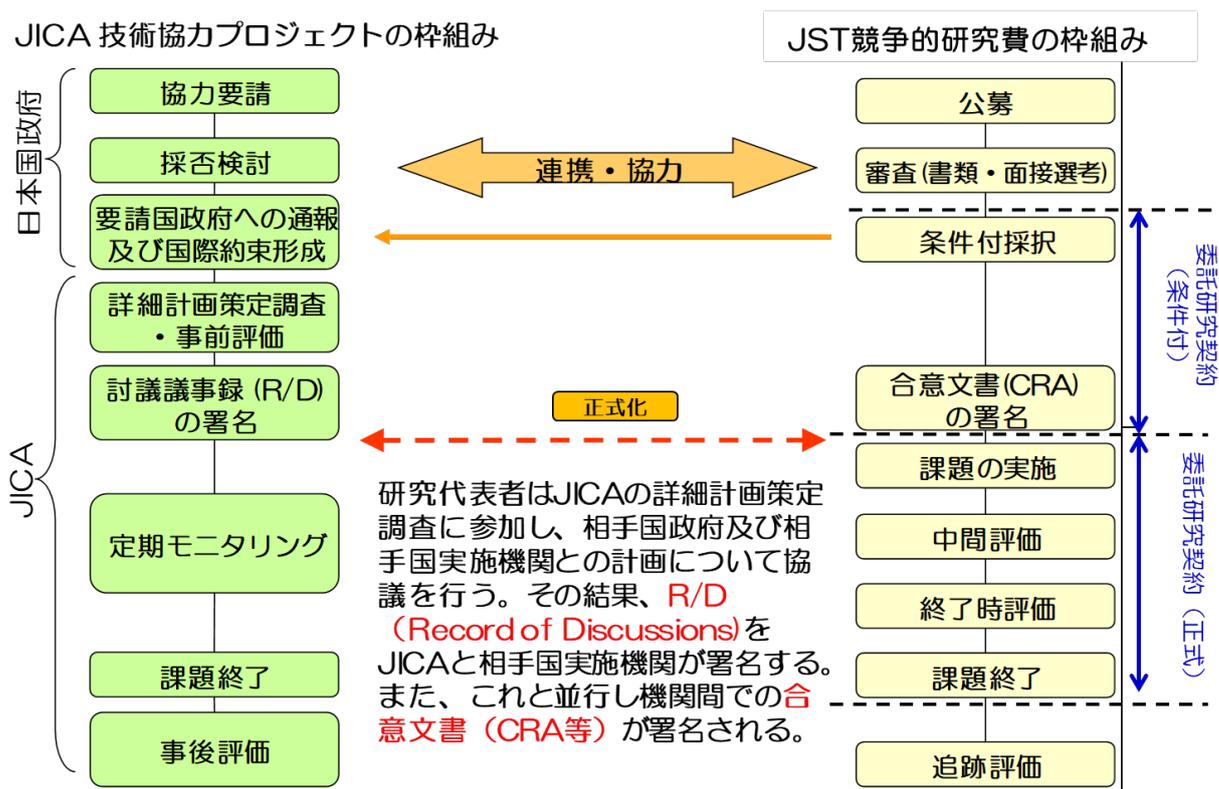


図 2 SATREPS における公募・選考から実施、評価、終了までの流れ

(iii) 国際共同研究実施に向けての準備

国際共同研究を実施する前提として、JICA は相手国側代表者と技術協力プロジェクトの実施合意と位置づけられる討議議事録 (R/D : Record of Discussions) への署名、日本側研究代表機関は R/D 及び JST の委託研究契約書と整合する内容で、相手国研究機関と共同研究に関わる合意文書 (CRA: Collaborative Research Agreement 等) を締結する必要があるため、条件付採択を受けた研究代表者及び研究参加者にはこれらの文書の速やかな取り交わしに向け協力していただきます。

条件付採択通知後、まず JST は日本側研究代表者の所属機関と暫定 (条件付採択) 期間に渡る委託研究契約を締結します。それにより R/D の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R/D の署名前であっても、共同研究の準備のために必要となる日本国内の研究費に限って、JST の支援による委託研究費を執行していただくことが可能となります。

また JICA は、要請背景や要請内容の確認及び共同研究内容の協議を目的として、日本側研究代表者を含む調査団を相手国へ派遣 (詳細計画策定調査・JICA による事前評価) します。この調査において、調査団は合意事項を協議議事録 (M/M : Minutes of Meeting) に取り纏め相手国との間で署名します。その後、JICA はこの M/M の内容を踏まえて、R/D 案を作成し、JICA 在外事務所長と相手国側代表者が当該 R/D に署名することで、SATREPS の実施が可能になります。

ただし、条件付採択年度末 (令和 9 年 2 月末) までに R/D・CRA の署名がなされず、また近日中に署名がなされる見通しが無い場合 (※)、R/D・CRA 不成立とみなされ、研究課題の条件付採択決定後や暫定期間における委託研究契約締結後であっても、国際共同研究が実施できなくなります。

(※) 現地情勢や天災による影響、環境社会配慮に伴う環境レビューに時間を要する等、研究者及び研究機関の責任によるものではない理由により R/D・CRA の署名が遅れた場合は除きます。

(iv) 国際共同研究の実施

正式に国際共同研究として本プログラムの研究課題を実施するに当たっては、研究代表者及び研究参加者には、JST との契約 (委託研究契約) 及び JICA との契約 (取極め及び事業契

約書⁶⁾に基づき活動いただくこととなります。研究代表者には、研究課題・プロジェクト運営管理の全般にかかる総括としての業務遂行に責任を負っていただきます。なお、研究開発代表者が共同研究期間中に必ずしも相手国に常駐する形で派遣される必要はありませんが、日本側の研究メンバーの少なくとも一人が専門家（本プログラムでは「在外研究員」として、国際共同研究を円滑に進めるために、できるだけ常駐に近い形で相手国へ派遣されることが期待されます。

参照	Q&A 2.4(124, 125 ページ)
----	-----------------------

プログラムに関連する主な科学技術政策及び参照先は、以下のとおりです。

- 「科学技術外交の強化に向けて」（平成 20 年 5 月 19 日、総合科学技術会議）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu75/siryo5-2.pdf>
- 「科学技術外交戦略タスクフォース 報告書」（平成 22 年 2 月、総合科学技術会議）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/kagigaiko/8kai/siryo1-1.pdf>
- 「未来への提言 科学技術イノベーションの「橋を架ける力」でグローバル課題の解決を SDGs 実施に向けた科学技術外交の 4 つのアクション」（平成 29 年 5 月 12 日、科学技術外交推進会議）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000255800.pdf>
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日、閣議決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略 2024」（令和 6 年 6 月 4 日、閣議決定）
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2024_zentai.pdf
- 「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成 27 年 9 月、国連持続可能な開発サミット）
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/
- 「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2023 年 12 月 19 日、SDGs 推進本部決定）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/kaitei_2023_jp.pdf

⁶ 取極めは、JICA と研究代表機関の権利・義務を包括的に規定するものです。本プログラムの研究課題を実施する際には、JICA と研究代表機関との間で「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」を初回の採択プロジェクトの R/D 署名に合わせて締結します。さらに、JICA と研究代表機関は、JICA が負担すべき経費の内容を明確にし、その概算額や経理手続きについて双方で確認するための文書として「事業契約書」を締結します（JICA との間では、研究代表機関とのみ契約関係が発生し、共同研究機関とは契約等を締結しません。）。

- 「海洋基本計画」(平成 30 年 5 月 15 日、閣議決定)
<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan03/pdf/plan03.pdf>
- 「宇宙基本計画」(令和 2 年 6 月 30 日、閣議決定)
https://www8.cao.go.jp/space/plan/kaitei_fy02/fy02.pdf
- 「開発協力大綱」(令和 5 年 6 月 9 日、閣議決定)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100514343.pdf>
- 「科学技術外交と ODA」提言(令和 6 年 5 月、科学技術外交推進会議)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100670570.pdf>

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思いをします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研

究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
ダイバーシティ推進監

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期

待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第 2 章 公募・選考

2.1 公募の対象となる分野・領域等

提案者は研究提案募集に対して、**SATREPS 全分野 (AMED に移管した感染症分野を含む) において、研究代表者として研究課題の提案を 1 件のみ**行うことができます。

<研究課題を募集する分野と研究領域一覧>

分野	研究領域
環境・エネルギー分野	① 「地球規模の環境課題の解決に資する研究」 (気候危機の回避、気候変動によって現在および将来予測される影響への適応策、生物多様性・生態系サービスの保全、自然資源の持続可能な利用、環境汚染対策、バイオマス由来材料、サーキュラーエコノミーなどの SDGs に貢献する研究)
	② 「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に資する研究」 (温室効果ガスの排出を抑制する対策、再生可能エネルギー、省エネルギー、分散型エネルギーシステム、スマートソサイエティなど資源・エネルギーに関わる SDGs に貢献する研究)
生物資源分野	③ 「生物資源の持続可能な生産と利用に資する研究」 (食料安全保障、健康的な食生活、持続可能な農林水産業など SDGs に貢献する研究)
防災分野	④ 「持続可能な社会を支える防災・減災に資する研究」 (災害メカニズム解明、国土強靱化・社会インフラ強化・適切な土地利用計画などの事前の対策、災害発生から復旧・復興まで、気候変動に起因する災害への適応策など、仙台防災枠組及び SDGs に貢献する研究)

- ◆ 23 ページ以降 (1) ~ (3) の各分野の内容をよく読み、本プログラムの趣旨及び研究領域にふさわしい研究提案を行ってください。
- ◆ 環境・エネルギー分野は、公募締切後に 2 つの研究領域 (「地球規模の環境課題の解決に資する研究」または「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に資する研究」) のいずれかに提案を振り分け、選考を行います。原則として提案者の希望に基づいて振り分けを行いますが、提案書の内容によっては、提案者の希望とは異なる研究領

域にて選考を行う場合があります。

- ◆ 医療分野における臨床研究については、原則的に対象範囲としておりません。ただし、環境・エネルギー分野、生物資源分野、防災分野の研究目的に沿って観察研究を行うことについては、その必要性を評価し、個別に判断を行います。その場合、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）が国内ならびに相手国において遵守される環境が担保されうるかどうかも含めて判断・評価します。
- ◆ 平成 27 年度公募まで JST で募集していた感染症分野については、平成 28 年度より国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）により公募を行っています。感染症分野については、AMED 作成の公募要領を参照してください。

<https://www.amed.go.jp/program/list/20/01/001.html>

なお、JST が公募を行う 3 分野（4 研究領域）において、科学技術イノベーションによる SDGs の達成（STI for SDGs）を更に推進する上でわが国の外交政策上重要な対象地域・研究テーマなどをあらかじめ示し、研究提案の募集・採択をする「重点推進型 SATREPS 課題」を設けています。「重点推進型 SATREPS 課題」では、特に、相手国政府が具体的な問題意識を持ち、相手国の STI for SDGs に係るロードマップや開発計画に組み込まれている内容であることを前提とすることで、成果の定着が当該国でよりスムーズに進捗することを期待します。

令和 8 年度については以下の 2 つの条件のうちいずれかを満たす場合に、今回公募を行う「重点推進型 SATREPS 課題」について提案することができます⁷。

- ① アフリカ地域及び中南米地域において、気候変動や環境に係る課題への貢献が見込まれるもの。

「重点推進型 SATREPS 課題」への応募については「2.8 応募方法」（34 ページ）を参照してください。

<条件設定の背景>

【アフリカ地域】

- 令和 7 年 8 月 20 日から 22 日まで横浜で開催される TICAD 9 は、「アフリカと共に革新的な解決策を共創する」を主要なテーマとして打ち出しています。また、TICAD 9 に先だって開催された 2024 年 TICAD 閣僚会合では、気候変動とそのアフリカへの影響に取り

⁷ 令和 4 年度公募まで「トップダウン型 SATREPS」として募集・採択してきたものと同じ内容です。

組むための世界的な行動、並びに、水及び環境管理の強化等の重要性が強調されました。

【中南米地域】

- 令和 7 年 3 月、石破総理大臣は国賓として訪日したルーラ大統領と会談し、「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プラン 2025-2030」を発表したほか、オファー型協力も活用しつつ環境・気候変動対策の取組を推進することを表明しました。また、令和 6 年 5 月に岸田前総理大臣は、ブラジル訪問の際の対中南米政策スピーチで、今後 10 年間共に取り組むべき方向性の一つが、環境、気候変動等の人類共通の課題の克服である旨示しました。

【気候変動や環境に係る課題】

- 令和 5 年に改定された開発協力大綱は、重点政策の一つとして複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導を掲げており、取り組むべき課題の一つとして気候変動・環境をハイライトしています。また、令和 5 年 9 月に公表されたオファー型協力は、重点分野の一つを気候変動への対応・GX と定めています。地域のパートナー国の脱炭素化やエネルギー移行への支援や、島嶼国等の脆弱国が気候変動に対し強靱な社会を構築することへの支援を行い、共創によって共通の課題を乗り越えていく観点が重要視されています。

(1) 環境・エネルギー分野

研究領域 ①「地球規模の環境課題の解決に資する研究」

(気候危機の回避、気候変動によって現在および将来予測される影響への適応策、生物多様性・生態系サービスの保全、自然資源の持続可能な利用、環境汚染対策、バイオマス由来材料、サーキュラーエコノミーなどの SDGs に貢献する研究)

気候危機、生物多様性・生態系サービスの劣化、都市への人口集中、生産・消費活動の増大、環境汚染の拡大など、地球規模で直面している環境問題に対応していくためには、それらの解決につながる科学技術の開発やその成果の普及・活用が強く求められています。

これらの環境問題の解決は、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) における多くの目標に深く関わっています。気候変動の悪影響に対する適応は、目標 13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」として挙げられる重要な地球規模課題の一つです。森林、湿地、草地、海洋などにおける生物多様性・生態系サービスの保全・再生及び持続可能な資源としての利活用は、目標 15「陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る」及び目標 14

「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」として掲げられています。

また、有害物質による環境汚染の発生抑制と環境修復、水と食料安全保障の確保、都市域における社会インフラの構築と維持保全、廃棄物の管理・発生抑制などは、人々が健康で豊かな生活を営むために取り組むべき喫緊の課題であり、環境負荷の低い生産・消費社会をベースとした持続可能な都市及び人間居住の創生のための基本となり、上記に限らず他の SDGs にも様々な面で関係しています。

これらの課題の解決には、自然科学と人文・社会科学の知を融合させた総合知の構築によって、環境負荷が小さくかつ持続可能な経済・社会システムを構築し、人々への教育・啓発に取り組み、これらの科学研究や取組から得られた知見と経験を継続的に発展させ、世界に向けて広く発信していくことが重要です。

上記を踏まえて、令和 8 年度の募集対象となる主な研究課題の例を以下に示します。ただし、これら以外であっても上記の趣旨に合致する課題であれば募集対象となります。

- 気候変動の観測・予測・影響評価及び適応策に関する研究
- 水資源の賦存量の把握や将来予測、安全で持続可能な水資源の管理・利活用・処理に関する研究（関連する事業の能力強化・サービス向上に資する提案、または水資源を巡る利害調整や合意形成のあり方に関する研究も含む）
- 循環型社会の構築に関する研究（廃棄物や有用資源の回収・再利用を含む）
- 陸域や海域における生物多様性・生態系サービスの保全・再生に関する研究
- スマートシティ構築に向けた都市の環境保全（緑化を含む）、都市化による環境劣化の緩和、気候変動緩和に貢献する土地利用や都市計画の構築・運用に関する研究
- 大規模災害による環境の劣化・破壊の復元・修復に関する研究（文化遺産の保全等を含む）
- 自然資源の持続可能な利用に関する研究
- 有害物質などによる汚染及びそのリスク低減、環境修復に関する研究

なお、以上に該当する研究課題であっても、カーボンニュートラルの実現と気候変動の緩和に向けたシステム、要素技術に関する研究課題（省エネルギー、再生可能エネルギー、新エネルギー等）は研究領域②で選考します。また、防災分野（27 ページ）の趣旨に合致するものについては、研究領域④での応募を検討ください。

研究領域 ②「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に資する研究」

(温室効果ガスの排出を抑制する対策、再生可能エネルギー、省エネルギー、分散型エネルギーシステム、スマートソサイエティなど資源・エネルギーに関わる SDGs に貢献する研究)

国連の持続可能な開発目標 (SDGs) のうち、目標 7「すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」は、「誰一人取り残さない」ことを目指す SDGs の重要な地球規模課題です。一方で、気候変動の緩和 (SDGs 目標 13) の達成には、世界全体でカーボンニュートラルを目標とすることが求められています。

2015 年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において採択され 2016 年 11 月に発効した「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇を 2℃以内に抑える目標が設定されました。この目標と統合的なシナリオとするには、2050 年までに温室効果ガスの排出量を 240 億トン程度の水準にする必要があり、約 300 億トン超の温室効果ガスの追加的削減が必要となります。我が国においても、2020 年 10 月に「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

これらの目標を実現していくためには、先進国と開発途上国が協働してカーボンニュートラルを実現するイノベーションの創出が不可欠なものとなっています。平成 30 年の「日本の気候変動対策支援イニシアティブ 2018」においても、特に開発途上国の課題・ニーズを踏まえながら協働し、イノベーションを起こしていく Co-innovation (コ・イノベーション) を推進し、世界全体の温室効果ガスの排出削減に貢献していくことが強調されています。また、SATREPS と二国間クレジット制度 (JCM) 事業の連携を通じた緩和・適応に向けた新たな技術開発及び社会実装に向けた成果は、開発途上国における JCM 事業の温室効果ガス削減への貢献にもつながり、日本の削減目標の達成に活用することも期待できます。

上記を踏まえて、令和 8 年度の募集対象とする主な研究課題の例を以下に示します。ただし、これら以外であっても上記の趣旨に合致する、カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に資する課題であれば募集対象となります。

- カーボンプライシング等の政策や、グリーントランスフォーメーション (GX) に資する社会システムの導入検討及び試験実証に関する研究
- 太陽光・太陽熱、風力、海洋エネルギー、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの研究
- カーボンリサイクル・グリーン水素・ブルー水素・アンモニア・メタン等の生成・利用を促進する研究
- 生産プロセス等の省エネルギー化に関する研究

- デジタル技術を活用したスマートシティ、スマートコミュニティ、スマート農業、交通輸送網、次世代インフラ等、持続可能な資源循環型社会に関する研究
- CO₂ の分離・回収・貯留や有効活用（CCUS）、及び BECCS、DAC、森林吸収、風化等のネガティブエミッション等に関する研究
- 非 CO₂ 温室効果ガス（CH₄、N₂O、HFC 等）の排出削減に資する研究
- 持続可能な航空燃料（SAF）及び輸送機械用合成燃料、運輸セクター分野の温室効果ガス排出削減に資する研究
- 新素材の利用分野の拡大や、リサイクル材への転換等による、カーボンニュートラルの促進に関する研究

提案においては、開発しようとする社会システム、エネルギー技術などが既存のそれに比較してカーボンニュートラルにどの程度寄与するものか、エネルギー収支及び経済面での優位性を具体的に示し、研究成果の定量的な温室効果ガス削減効果について提案時に可能な範囲で説明してください。

（2）生物資源分野

研究領域 ③「生物資源の持続可能な生産と利用に資する研究」

（食料安全保障、健康的な食生活、持続可能な農林水産業など SDGs に貢献する研究）

古来より人類は多様な生物資源を利用し、食料や飼料・薬・繊維等の生活・健康のための必需品やエネルギー源などを得てきました。近年、地球規模での人口増加や気候変動による影響を受け、生物資源の持続的な生産を脅かす事態が頻発し、これに対処する抜本的な基盤技術の開発が望まれています。また、国連の持続可能な開発目標（SDGs）にも生物資源に関連して目標 2「飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する」や目標 14「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」、目標 15「陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る」などが盛り込まれています。

一方で、人類の生存を支え、様々な恵みをもたらす生物多様性の重要性が生物多様性条約締約国会議等で提唱されてきました。地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続的に利用しつつ、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを目的に、国際条約としての生物多様性条約と名古屋議定書及び食料・農業植物遺伝資源条約が定められ、各国で法的整備が進められています。我が国は平成 29 年 8 月に名古屋議定書の締結国となった

ところであり、今後より一層の国際条約の遵守が求められています。

こうした地球規模での気候・環境等の変化を背景として、生物資源がもたらす恩恵を人類が将来に亘って享受し続けるため、特に開発途上国における生物資源の生産・利用・管理に関わる研究開発の重要性が指摘され、かつ得られた研究成果の社会への迅速な還元がより一層強く求められています。

上記を踏まえて、令和 8 年度の募集対象とする主な研究課題の例を以下に示します。ただし、これら以外であっても上記の趣旨に合致する課題であれば募集対象となります。

- 生物資源の持続的生産及び利用に資する研究（植物・動物・海洋生物・微生物等の資源管理、育種、栽培/繁殖/培養技術、生産・流通システム等）
- 未利用な生物資源及び生物機能の評価・有効利用に関する研究（生物資源に由来する有用物質の探索・同定・生産等の生物多様性の利活用<ヒトへの創薬は含まない>、昆虫や微生物等の生物機能を活用した循環型食料生産システム開発等）
- 生物資源のおかれている環境の整備に関する研究（農作物・家畜等の被害防除、グリーンインフラの創出・改善等）
- 気候変動が生物資源生産に及ぼす影響の緩和に資する研究
- 新たな食資源（代替たんぱく質食品、細胞性食品等）の生産及び利用、生物利用の環境に関する研究

なお、以下の研究に重きを置く課題は、環境・エネルギー分野（研究領域①又は②）に応募してください。

- 生物多様性・生態系サービスの保全・再生に資する研究（研究領域①）
- バイオマスのエネルギー利用（研究領域②）
- 主として環境・エネルギーの課題解決を直接の目的とする研究（研究領域①又は②）

（3）防災分野

研究領域 ④「持続可能な社会を支える防災・減災に資する研究」

（災害メカニズム解明、国土強靱化・社会インフラ強化・適切な土地利用計画などの事前対策、災害発生から復旧・復興まで、気候変動に起因する災害への適応策など、仙台防災枠組及び SDGs に貢献する研究）

防災及び減災は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）において、目標 11「都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする」や目標 13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」に示されているように、重要な地球規模課題の一つです。このよう

に安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市・社会の実現を目指すためには、現地の実態やニーズをよく踏まえ、成果の社会への還元が期待される研究を行うことが必要です。その際、日本の経験、知見を生かすとともに、研究開発を日本国内だけでなく、全地球的な枠組の中で総合的・組織的に展開していくことが重要です。2015年3月の第3回国連防災世界会議における「仙台防災枠組 2015-2030」や「仙台防災協カイニシアティブ」等では、防災政策と科学研究との連携、技術移転を含む開発途上国支援等が謳われています。また、同年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で合意された「パリ協定」にも、防災面での国際的な目標や貢献について記されており、防災・減災に関する研究は重要なものとして国内外で広く認識されています。

こうした中で、本研究領域においては、仙台防災枠組に基づく取り組みの強化・推進に貢献できる研究、具体的には、2030年の同枠組目標年まで残り5年で最大課題となっている経済損失の削減に有効な事前防災投資の推進につながる研究を推奨します。特に事前防災投資の蓄積が乏しい開発途上国での災害リスク削減に実効的に資する案件として、地震、津波、火山噴火、暴風、突風、落雷、豪雨、高潮、洪水、干ばつ、熱波、森林火災、地すべり、土砂災害等による自然災害、及び都市化に伴って深刻化する災害、例えば、人口が稠密な都市部における大規模な火災、水害、交通災害、社会インフラの損傷、コンビナートの大事故等の復旧・復興を含む防災・減災に関する研究を対象とします。災害の発生メカニズムの分析・解明、これまでの防災対策の再検証やリスクコミュニケーションの在り方の検証等も含め、専門分野の枠を超えた多彩な分野との学際連携も視野に入れつつ、災害事象の発生と予測・予防、防災投資の効果を踏まえた対策や社会実装に向けた計画までをも総合的に取扱うことが重要です。加えて、将来的な社会のレジリエンス強化に直結する国土の強靱化、土地利用計画、社会インフラ強化策などの研究も求められます。また、防災・減災から復旧・復興の過程において、特に、女性、子ども、障害者、高齢者等の災害の影響を受けやすい人々に対する配慮も必要です。この意味でも、SDGs 目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」の視点からの取組を含むような提案も歓迎します。

上記を踏まえて、令和8年度の募集対象とする主な研究課題の例を以下に示します。ただし、これら以外であっても上記の趣旨に合致する課題であれば募集対象となります。

- 地震・津波・火山噴火・暴風・豪雨・高潮・洪水・干ばつ・熱波・地すべり等の自然現象の発生メカニズムの解明と予測、これらに起因する災害リスクや被害の大規模化抑止・軽減及び復旧・復興のための方策、ならびに防災投資効果に関する研究
- 気候変動と大規模自然災害との関連性の把握及び気候変動に起因すると思われる災害へ

の適応策に関する研究

- 都市化に伴い深刻化する大規模災害（局地的豪雨や海面上昇・地盤沈下による都市型水害、脆弱な建造物や都市構造を抱える地域での地震災害・それに伴う延焼火災等、ライフライン・交通網などの社会インフラの損傷等）に対する大規模化のメカニズムの解明、及び被害軽減方策に関する研究
- 災害情報の迅速な収集及び効果的な活用を通じた、地域や都市の防災・減災に資する研究（災害監視衛星、リモートセンシング、UAV、GIS、GNSS、ICT、IoT、ビッグデータ、AI などデジタル技術の利用技術開発を含む）
- 災害に強い、レジリエントな社会形成・維持に有効な国土強靱化、制度設計、土地利用計画や街づくり、及び社会インフラの強化・持続的運用・更新に関する研究
- 自然科学と人文・社会科学領域のアプローチを融合させた防災・減災・復興のための研究
- パンデミックを契機とした災害対策のあり方及び社会のレジリエンスの総合力向上に関する研究

2.2 公募期間・選考スケジュール

募集・選考スケジュールは以下のとおりです。

募集開始日、受付締切日は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となることもあります。詳細な日程はプログラムのウェブサイトに掲載しますので、適宜参照してください。

SATREPS 公募に関するウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/global/koubo/index.html>

募集開始	令和 7 年 8 月 19 日（火）
ODA 要請書締切⁸	令和 7 年 10 月 14 日（火） 中【厳守】
研究提案締切	令和 7 年 10 月 20 日（月） 正午（日本時間）【厳守】
書類選考期間	令和 7 年 11 月上旬～令和 8 年 1 月
面接選考の案内	令和 8 年 1 月中旬～1 月下旬

⁸ 締切までに相手国政府から外務本省へ ODA 要請書が到着していることが、選考の要件となります。詳細は、58 ページをご確認ください。なお、前年度に引き続き、外交的な配慮から一カ国からの要請数を最大 12 件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行います。

(書類選考通過者のみ)	
面接選考期間	令和 8 年 2 月中旬～2 月下旬
決定・通知	条件付採択決定・通知 ⁹ 令和 8 年 4 月中旬 (予算成立) 以降
暫定期間開始	令和 8 年 5～6 月頃
R/D 及び CRA 締結締切	令和 9 年 2 月末
国際共同研究開始	R/D 及び CRA 締結後

2.3 対象となる国 (共同研究相手国)

本プログラムの対象となっている諸国は別添 1 を参照してください。

参照	別添 1(131 ページ)
----	---------------

2.4 研究期間

国際共同研究の期間 (R/D に記載された技術協力プロジェクトの協力期間) は 3～5 年とします。

図 3 のとおり、条件付採択時に定められた JST 委託研究費予算の範囲内で、R/D に定められた国際共同研究実施の最終年の年度末まで、JST 委託研究費による日本側での研究終了時期を延長し、JST の委託研究期間を長くとることができます (ただしこの場合も、JICA 事業経費については、原則 R/D に記載の協力期間を超えて措置することはできません)。



図 3 研究期間の考え方 (5 年間の場合)

⁹ 条件付採択決定とほぼ同時期に、相手国政府への JICA 技術協力プロジェクトとしての採択通知が外務省より発出されます。その後、JICA と相手国側研究機関等との間で R/D の署名が成立した研究課題から正式に採択決定となり、国際共同研究が開始されます。なお、JST 及び JICA による条件付採択結果の公表については、原則として研究代表者への条件付採択通知以降、然るべき時期に行います。

提案課題の条件付採択後、R/D・合意文書（CRA 等）の署名前であっても、R/D・合意文書の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、研究準備のための日本側の研究費に限って、JST の支援による委託研究費を執行することを可能としています。

2.5 研究費

2.5.1 JST 委託研究費及び JICA 事業経費

本プログラムでは、日本国内等、相手国内以外に必要な研究費については JST が委託研究費として支援し、JICA は技術協力プロジェクトの実施に必要な経費（日本側研究員の派遣費、相手国側研究員受入れ費、機材供与費等）を負担します。

(1) JST 委託研究費

1 課題当たりの JST からの委託研究費は、年間 3,500 万円程度（5 年計画であれば総額 1.75 億円以内）【間接経費を含む】とします。これは、あくまでも研究費計画の目安です。なお、本公募は令和 8 年度政府予算の成立を前提としており、今後、内容等が変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。予算成立の状況等により研究費についても変更・調整が必要となる場合があります。

研究費は、原則としてその全額を委託研究費として、JST から研究代表者及び主たる共同研究者の所属する機関に配分し、当該機関にて執行していただきます。JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%を上限とする）を加え、委託研究費として機関に支払います。また、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。

JST 委託研究費の執行に関する詳細は、以下ウェブサイト内の「令和 7 年度版 委託研究事務処理説明書」を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

(2) JICA 事業経費

1 案件(ODA の観点からは SATREPS プロジェクトを「案件」と呼んでいます)当たり JICA 事業契約経費の上限は、間接費支給を伴わない場合（業務調整員を JICA から派遣する場合）で、協力期間 5 年間の場合で 3 億円、4 年間の場合で 2.4 億円、3 年間の場合で 1.8 億円となりま

す。(間接費支給を伴うケースについては、「プロジェクト実施の手引き(間接経費有り)」を参照ください。)

JICA 事業経費は技術協力経費であり、SATREPS の事業契約書は JICA が行う技術協力業務を研究代表機関に業務委託する法的な性格を有していますので、JST 委託研究費とはその用途や支出の仕方が異なるところが多々あります。支出可能経費の種類・範囲や事業契約経費の支出条件等については、「第 4 章 ODA による技術協力の概要」を熟読願います。

なお、本プログラムは政府予算の成立前に公募等を行っているものです。したがって、決定した予算の内容及び金額に応じて 1 案件当たりの予算上限が変更される場合があることをあらかじめ了承ください。

参照	4.7.4 (4) (62 ページ)
----	--------------------

2.5.2 JST と JICA の経費の執行区分

JST からの委託研究費で執行可能なものと、JICA の経費で執行可能なものは原則として以下のように分類されます。表 1 も参照してください。

- A. 日本国内等、相手国内以外にて執行する研究費は JST からの委託研究費。
- B. 相手国内にて執行する経費(研究活動経費・調達機材費等)及び相手国研究者が日本に渡航する場合の経費(往復渡航費・宿泊料、国内移動旅費、受入経費(一部))は原則として JICA 経費。
- C. 日本側研究者が相手国に渡航する場合の往復旅費・滞在費(派遣期間 1 年以上の長期派遣の場合は赴帰任旅費・移転料・各種手当等)は原則として JICA 経費。現地での日本側研究者の当該国際共同研究に係わる活動は、共同研究を推進するに当たって JICA と相手国側研究機関等が締結する R/D 等にて規定される免税等及び活動許可条項が適用されます。

JICA は、本プログラムで相手国へ派遣される研究者チームメンバーの国内所属先に対する人件費補てん及び間接費並びに国内俸(所属先はあるが無給の方に対して定額の月額を毎月直接支給するもの)は措置しておりません。そのメンバーの所属先が企業や NGO 等であっても同様に措置されません。

また、JICA の経費は相手国の自立発展性を重視する ODA 技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、「相手国側の人件費」、「相手国における事務所借上費」、「相手国側が使用する消耗品」、「供与機材の運用や維持管理の経費」、「相手国側研究者の相手国内旅費」、「会議日当」等は、R/D での合意事項に基づき、原則として相手国

参照	4.7.4 (5) (64 ページ)
----	--------------------

側負担となります。

経費	JST	JICA
A:日本国内での研究費	●	
A:相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	● ^{*1}	
B:相手国内での活動費	▲ ^{*2}	● ^{*3}
B:相手国からの渡航旅費	▲ ^{*4}	●
C:日本と相手国間の旅費	▲ ^{*5}	●

表 1 JST と JICA の経費で執行可能な経費の分類

*1 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

*2 日本国内の研究の延長と認められる旅費・滞在費など(※)、相手国において JICA が負担できない経費のうち JST 委託研究費で負担可能なものに限ります。

*3 相手国内での活動費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます。第 4 章 4.7.4 (61 ページ) もあわせて確認してください。

*4 相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の渡航に限ります。

*5 学生、外部専門家等、JICA 専門家として相手国へ派遣することのできない場合に限ります。ただし、学生が渡航し研究活動を行う場合は、所属機関が出張に関する責任(安全配慮義務を含む)を全面的に負うとともに必要な手配・手続きを行う事を前提に、必要な条件を全て満たす必要があります。

(※) 相手国への渡航に係る経費に関しては、場合により例外として JST の委託研究費からの執行が可能となる場合もあります。詳しくは、以下ウェブサイト内の「令和 7 年度版 委託研究事務処理説明書」を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

2.6 採択予定課題数

採択予定課題数は、令和 8 年度政府予算により変動します。また、課題形成調査[※]として数件程度、選定する可能性があります。また、全採択数の内、最大 3 件程度を「重点推進型 SATREPS 課題」として採択する予定です。

※課題形成調査とは、採択されなかった提案課題のうち、未採択あるいは採択の少ない国の提案

課題や優れた研究テーマの提案課題などであって、一定の予備調査等を行うことにより次年度以降の課題提案に顕著な向上が期待されると推進委員会により選定された課題を対象とし、予備調査等の実施に係る経費を支援するものです。なお、次年度以降の選考において本調査課題について優先的な取扱いはありません。

2.7 応募要件

2.7.1 研究代表者（応募者）

- 国内の研究機関¹⁰に所属し、当該国際共同研究の研究代表者としての責務を果たし、全期間において国際共同研究に従事できることが研究代表者（応募者）の要件です。
- 研究代表者自身が国内及び相手国側の研究者等との調整を踏まえ、研究提案書を作成してください。

2.7.2 研究参加者及び研究参画機関

- 日本側の研究参加者は、日本国内の研究機関に所属していることが要件です。
- 日本側研究機関と相手国側研究機関の両方にポストを有していたとしても、両方のメンバーリストに名を連ねることはできず、どちらかに決めなければなりません。
- JST と委託研究契約を結ぶ研究機関に所属していない研究者を参加させる場合、その所属機関（および研究者）と研究参画機関は、適切な書面を取り交わすなどの措置が必要です。
- 日本国でも相手国でもない第三国の機関とは共同研究はできません。また、第三国の機関にのみ所属する研究者は共同研究の参加者にはなれません。詳しくは Q&A を参照してください。

参照	Q&A 2.1 (121 ページ)
----	-------------------
- 国際機関には参加に制限があります。詳しくは Q&A を参照してください。

参照	Q&A 5.2 (129 ページ)
----	-------------------
- メンバーリストは日本側及び相手国側で共有します。
- 企業等が参画する際の留意点等について、詳しくは Q&A を参照してください。

参照	Q&A 2.3 (122 ページ)
----	-------------------

2.8 応募方法

令和 8 年度の研究提案書類の様式は以下表 2 のとおりです。この一覧の様式を以下のウェブサイト

¹⁰「国内の研究機関」とは、日本国内の法人格を有する大学、国公私立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等、及び法人化していない国立研究機関を指します。法人の場合、どの法人格であるかは問いませんが、選考の際に研究実施能力が問われます。

よりダウンロードし各自記載の上、(必要に応じ PDF 等のフォーマットを用い) 1 つの電子ファイルにまとめて e-Rad よりご提出ください。また、様式 2 内の成果目標シートの作成要領も参照してください。

<https://www.jst.go.jp/global/koubo/index.html>

e-Rad での提出の際は、応募領域に間違いのないように十分ご注意ください。

なお、「重点推進型 SATREPS 課題」に提案する場合は、研究代表者が提出する「様式 1 提案書」の 1 ページ目にある「重点推進型 SATREPS 課題として申請する」チェックボックスにチェックを入れるとともに、相手国側研究代表者が提出する ODA 要請書についても「STI for SDGs ロードマップに組み込まれている」又は「国の開発計画に組み込まれている」のいずれかのチェックボックス¹¹にチェックが入っていることが必要です。

様式 1	提案書
様式 2	研究課題構想
様式 3	日本側研究実施体制
様式 4	他制度での助成等の有無
様式 5	相手国側研究機関実施体制
様式 6	研究費計画
様式 7	機関長からの承諾書
様式 8	企業等の構想
様式 9	提案に当たっての調整状況の確認

表 2 研究提案書類の様式一覧

参照	別添 2 (132 ページ)
----	----------------

2.9 選考方法

2.9.1 評価の方法

SATREPS は JST/文部科学省及び JICA/外務省が連携して行う事業であることから、科学的・

¹¹ ODA 申請書 (APPLICATION FORM FOR JAPAN'S TECHNICAL COOPERATION) の「6. Background of the T/C」における以下のチェックボックスのこと。

- Contents of the T/C match with the National Development Plan
- Contents of the T/C match with STI for SDGs Roadmap

技術的観点からの評価に加え、ODA の観点からの評価も行います。競争的研究費制度と ODA 事業によって支援するため、研究内容が対象国の課題解決等に資するものであり、国別開発協力方針（旧国別援助方針）にも合致していること、また将来に向けた研究成果の社会還元計画を示す具体的なアプローチが示されていること等も必要となります。さらに、外交上または事業実施上重大な問題があり、ODA 事業として適切でないと判断された場合は不採択となります。応募いただいた研究提案書類や書類選考結果・面接選考結果を JST から文部科学省/外務省/JICA に提供することをあらかじめご了承ください。

なお、「重点推進型 SATREPS 課題」については、研究提案が「2.1 公募の対象となる領域等」で示す対象地域・国、研究テーマ等の条件に合致していることを確認しつつ評価を行います。

2.9.2 選考の流れ

JST が選任した外部有識者で構成される事前評価にかかる分科会において、研究提案書類に基づく書類選考及び、研究提案者からのプレゼンテーションに基づく面接選考を行います。

なお、環境・エネルギー分野は、公募締切後に 2 つの研究領域（「地球規模の環境課題の解決に資する研究」または「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に資する研究」）のいずれかに提案を振り分け、選考を行います。原則として提案者の希望に基づいて振り分けを行いますが、提案書の内容によっては、提案者の希望とは異なる研究領域にて選考を行う場合があります。

また、「重点推進型 SATREPS 課題」として提案された研究課題のうち、最大 3 件程度を当該型として採択します。「重点推進型 SATREPS 課題」として採択されなかった研究課題も、通常の SATREPS として採択する場合があります。「重点推進型 SATREPS 課題」の選考にあたっては、研究代表者が提出する「様式 1 提案書」と「ODA 要請書」双方のチェックボックスにチェックがあること及び、選考の過程において「相手国の STI for SDGs ロードマップ又は開発計画との関連」を確認します。双方のチェックボックスのチェックが揃わない場合及び、「相手国の STI for SDGs ロードマップ又は開発計画との関連」の内容が確認できない場合は、「重点推進型 SATREPS 課題」として採択しません。

2.9.3 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究代表者等に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。

- a. 研究代表者等と親族関係にある者。
- b. 研究代表者等と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は研究代表者等が所属している大学若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与しているとみなされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。
- c. 研究代表者等と同一の企業に所属している者又は研究代表者等が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者。
- d. 研究代表者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- e. 研究代表者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. 研究代表者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」を共同研究機関とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱いします。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」を共同研究機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から推進委員会にて審議します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」を共同研究機関とする場合、提案書の様式 9 にて「研究代表者に関係する機関」が共同研究機関に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するに当たり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について推進委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書の様式 9 にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへの御協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST から出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.10 選考の観点及び留意事項

2.10.1 選考の観点

- 【科学技術的価値】地球規模課題解決のための新たな技術の開発及び科学技術水準の向上につながる新たな知見の獲得に資する研究課題であること。
- 【日本のメリット】日本国内の研究だけでは達成できないような科学技術の発展、社会や産業界への貢献、日本の若手研究者の育成が見込まれること。また、相手国及び世界で、日本の科学技術のプレゼンス向上が見込まれること。
- 【両国の実施体制】相手国側研究者との間で具体的な共同研究計画を有していること。また、日本側及び相手国での研究の代表者が明確で、日本側及び相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っており、それぞれの役割分担が明確で互いに十分な支援と協力を行う意思を有していること。日本側研究者は、研究期間中に必要な頻度及び期間で相手国において滞在、研究ができること。相手国側研究機関が他のプロジェクトに過剰な労力を取られず、実施体制が確保できること。また、日本側の協力終了後も相手国側で供与機材を維持管理して研究を持続できる見込みがあること。
- 【研究計画の妥当性】国際共同研究を推進する上で、研究のコストパフォーマンスも考慮された適切な研究計画（資金計画も含む）であること。また、プロジェクト期間内に実施可能な内容であること。
- 【研究代表者の資質】研究代表者が JICA の技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としても相手国側研究者とともに国際共同研究を推進する強い意志と熱意を持っていること。また、信頼に基づく強いリーダーシップを発揮できること。
- 【社会実装の計画と実現可能性】想定される研究成果の社会への組み込み計画（推進の主体・体制、相手国側の活動、研究期間終了後の他地域や市場への普及を目指した構想など）があること。また、その計画を推進するために研究期間中に実施する活動内容が明確かつ適切であり、相手国側関係者の理解及び適当な相手国側機関の参画が得られていること。
- 【ODA 方針への合致、ODA 事業としての適性】日本の開発協力大綱、国別開発協力方針[※]に合致し、相手国政府での優先度/ニーズが高いこと。また、相手国側に対する人材育成及び組織能力向上が図られていること。さらに、活動地域の安全・治安上の問題が無いこと。

※ 開発協力大綱、国別開発協力方針は、以下外務省ウェブサイトを参照のこと。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100514690.pdf>

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html

- ※ 研究協力実施場所の安全情報については、外務省ウェブサイト (<https://www.anzen.mofa.go.jp>) 危険情報及び JICA の国別安全対策情報ウェブサイト (<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>) を参照のこと。

2.10.2 留意事項

• 【地域バランス及び対象国について】

- 外交政策及び科学技術政策の観点から、共同研究相手国の適切な地域バランス（採択課題が同一の国や地域に過度に集中しないこと等）及び研究課題のバランス（特定の研究に過度に集中しないこと等）を考慮します。
- これまで採択課題のない国や採択課題の少ない国を共同研究の相手国とする提案を歓迎します。
- アフリカ地域や後発開発途上国¹²、太平洋島嶼国を対象とした提案を歓迎します。なお、これらの国々においては、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術や問題即応技術の開発と適用が重要であり、それらの観点を含む取組を期待します。後発開発途上国では研究活動の持続性を確保するため、JICA 等の技術協力や研究提案者による SATREPS 事業終了後の活動計画など、中長期的な支援が必要な場合が多くあります。そこで、後発開発途上国を対象とした提案では、その提案時において中長期的支援の計画が存在することが望まれます。
- 地球規模課題対応というプログラムの趣旨に鑑み、複数国を相手国とする共同研究の提案も可能です。ただし、複数国と国際共同研究を実施する研究提案において、締切までに

¹² 後発開発途上国（LDC: Least Developed Country）として、現在、OECD の DAC リストは以下の 45 か国を特定しています。本件公募の対象国は、別添 1（131 ページ）を参照してください。

- アフリカ（33）：アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン、スーダン、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア
- アジア（7）：バングラデシュ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ネパール、東ティモール
- 大洋州（3）：キリバス、ソロモン諸島、ツバル
- 中東（2）：アフガニスタン、イエメン
- 中南米（1）：ハイチ

全ての相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、選考要件未達と判断され、選考対象から外れます。また、研究開始にあたっては、全ての関係国との間で R/D への署名を得る必要があります。なお、相手国の数によらず JST 及び JICA から支援される 1 課題あたりの経費の上限は一定です。

- 相手国内の活動地域における治安状況、情勢等の影響によっては、同国への渡航及び同国での研究実施が制限される可能性があるため、選考で考慮することがあります。治安について、詳しくは「5.18.2 海外における安全対策及び研究者の安全に対する責任」(93 ページ) を参照してください。
- 加えて、選考の過程において SATREPS 案件に関する国際約束の締結の見通しが立たない場合、その点も考慮に入れる場合があります。

●【研究実施体制について】

- 研究期間終了後の成果の担い手が、研究開発の初期の段階から参画する事により、持続可能性が高まります。また、科学技術イノベーションを効率的に進めるためにも産学官のパートナーシップの拡大が重要です。これらの観点から、研究開発や社会実装の担い手となる企業等と連携（産学官連携¹³）した提案を歓迎します。産学官連携による研究提案を行う場合については、研究代表機関が様式 2 の 5、参画企業は様式 8 へ、それぞれ連携構想を具体的にご記入ください（研究代表機関が民間企業の場合も、様式 8 を作成・提出してください）。様式 8 を提出した企業からは、当該企業の取組についての報告書を研究期間終了時に提出いただきます。必要に応じて、企業等に関する財務等審査も行います。
- プロジェクト実施期間中に相手国側研究機関が民間セクターや関連行政機関との連携関係を構築し、研究期間終了後も研究開発が持続される体制や能力を強化すること、もしくは、社会還元のために BOP(Base of Pyramid)ビジネスや日本の中小企業海外展開など民間企業の活動や NGO やボランティアなど草の根の開発活動と連携することなどが期待されます。
- 若手研究人材育成やプロジェクト実施後における協力の継続性の重要性に鑑み、「研究代表者が 45 歳未満の若手研究者」又は「日本側研究チーム（様式 3 記載分）の半数以

¹³ 本プログラムにおいて、“産”として参加する機関としては、日本国内に法人格を有する企業等を指します。

上が 35 歳以下の若手研究者」を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を奨励します。

- ダイバーシティ推進の一環として、女性研究者からの提案を歓迎します。また、女性研究者の研究チームへの積極的な参画を期待します。
- 相手国の政策やニーズを踏まえ、相手国の行政機関等の組織も含めた提案が期待されます。

- 【研究計画について】

- 地域ごとの特性を生かした研究の戦略として、過去に日本の ODA 等で整備された当該地域の優れた研究拠点（研究機関、大学等）の活用が期待されます。
- 相手国側との十分な交流実績に基づいた提案が期待されます。

- 【過去に採択されている課題と類似の研究提案について】

過去に採択されている課題と類似の研究提案については、「研究の目的、対象、アプローチ、実施地域等から判断して、研究内容に顕著な差異が認められるか」、又は、「既存類似課題と競争的に研究を推進することにより、地球規模課題の解決に資するより大きな成果が期待できるか」、といった観点からも選考を行います。特に、先行課題に対して研究対象や実施地域を発展させた提案に対しては、課題解決への新たな貢献の大きさについて慎重に検討します。

「4.3 技術協カプロジェクトとして重視されるポイント」も参照してください。

第 3 章 JST による採択後の研究推進等について

3.1 暫定期間

条件付採択後、R/D 及び CRA が締結されて正式に共同研究を開始するまでの期間(暫定期間)、研究代表者及び研究参加者には、これらの合意文書の速やかな取り交わしに向け国際共同研究の準備を進めていただきます。具体的には、JICA が相手国において実施する詳細計画策定調査への参加や、それに先立って国内で行われる打合せへの参加（複数回）、研究計画書等の作成、及び詳細策定調査や研究計画書等の各種資料作成に係る相手国側研究機関との調整等をしていただきます。暫定期間中のスケジュール等の詳細については、「4.6 技術協力プロジェクト開始までの流れ 4.6.2 詳細計画策定調査の実施」（59 ページ）も参照してください。

暫定期間中、研究代表機関は JST と暫定委託研究契約を締結することにより、上記国際共同研究の準備のための費用(例：暫定期間中における日本人研究者の国内外旅費)に限って、提案時の予算額以内で JST 委託研究費を執行することが可能となります。なお、研究代表機関との契約が暫定委託研究契約である間、共同研究機関とは委託研究契約を締結しないため、暫定期間中の共同研究機関の活動は、研究代表機関からの依頼出張等に限られます。

暫定期間における JST 委託研究費の執行に関する詳細は、以下ウェブサイト内の「令和 6 年度版委託研究事務処理説明書」を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

ただし、研究課題の条件付採択決定後や暫定期間における委託研究契約締結後であっても、条件付採択年度末（令和 9 年 2 月末）までに R/D・CRA の署名がなされず、又近日中に署名がなされる見通しがなく、R/D・CRA 不成立とみなされた場合は、国際共同研究が実施できなくなります。暫定委託研究契約に基づく JST からの委託研究費もその時点で執行できなくなることをあらかじめご承知おきください。

3.2 研究計画の作成

- a. 条件付採択後、研究代表者は、暫定期間(条件付採択年度末まで)における暫定研究計画書を初めに作成します。それと並行して、研究課題の研究期間全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費の予算計画や研究チーム構成、及び国際共同研究全体の計画を含みます。
- b. 研究計画（全体研究計画書及び年次研究計画書）は、研究主幹の調整、確認を経て決定します。

研究主幹は選考過程、研究代表者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指導を行います。なお、研究計画の大幅な変更等の重要な決定事項については、推進委員会の審議を経ることが必要となる場合があります。

- c. 研究主幹は、研究領域全体の目的達成等のため、研究課題の研究計画の決定に当たって、研究課題間の調整を行う場合があります。

3.3 委託研究契約と知的財産の帰属

- a. 研究課題の条件付採択後から正式採択までは、JST は研究代表者の所属する研究機関との間でのみ委託研究契約を締結します。R/D の署名及び共同研究の実施に関する合意文書（CRA 等）の締結後、つまり研究課題の正式採択後、JST は研究代表者及び、必要により主たる共同研究者の所属する機関との間で、委託研究契約を締結します。研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って適正に実施する義務があります。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。詳しくは、「3.6 採択（条件付含む）された後の研究代表者等の責務等」（47 ページ）を参照してください。
- c. 国公立研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、会計法等の法令に則り事前に予算措置等の必要がある場合、当該研究機関の責任において、委託研究契約開始までに当該予算措置等の手続きを確実に実施ください。万が一、契約締結後に必要な措置の不履行が判明した場合は、委託研究契約の取消し・解除、委託研究費の全部又は一部の返還等の措置を講じる場合があります。
- d. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

3.4 JST 委託研究費

本プログラムでは、日本国内等、相手国内以外に必要な研究費については JST が支援します。JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%を上限とす

る)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。なお、暫定期間における JST の委託研究費については「3.1 暫定期間」(43 ページ)を参照してください。

3.4.1 研究費(直接経費)

研究費(直接経費)とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備(※1)・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究代表者等(研究代表者、主たる共同研究者)及び研究計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者(但し、研究代表者等を除く(※2))の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用(論文投稿料等)、機器リース費用、運搬費、研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)(※2)等

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム(以下「機器共用システム」といいます。)」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「5.11 研究設備・機器の共用促進について」(87 ページ)を参照してください。

(注) 研究費(直接経費)として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの(※)

(※) JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)でも、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下のウェブサイトにて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について (連絡)」(令和 2 年 9 月 17 日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)」に関する地球規模課題対応国際科学技術協カプログラム (SATREPS) における対応について

https://www.jst.go.jp/global/pdf/buyout_houshin_kokusai.pdf

- 「直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出」に関する地球規模課題対応国際科学技術協カプログラム (SATREPS) における対応について

https://www.jst.go.jp/global/pdf/pi_houshin_kokusai.pdf

3.4.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費 (直接経費) の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日改正) に則り、間接経費の使用に当たり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.4.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向け、研究費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約 (当該年度及び翌年度) としています (なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります)。

3.5 評価 (研究開始後)

研究課題の評価は、JST と JICA が連携・協力して実施します。研究課題 (プロジェクト) の評価において、JST は以下評価実施要領に沿って、また、JICA はプロジェクト運営管理の一環として、定期モニタリングを実施します。

JST の評価は、以下のとおりです。

- (1) 国際共同研究期間の中間年を目処（5 年間の場合は 3 年目）に中間評価、
- (2) 研究期間終了前後に行われる終了時評価、
- (3) 研究終了後一定期間を経過した後に行う追跡評価

○中間評価：

<https://www.jst.go.jp/global/kadai/hyouka/pdf/mid-evaluation-procedure.pdf>

○終了時評価：

<https://www.jst.go.jp/global/kadai/hyouka/pdf/end-evaluation-procedure.pdf>

○追跡評価：

<https://www.jst.go.jp/global/kadai/hyouka/pdf/follow-up-evaluation-procedure.pdf>

評価結果は、報告書やウェブサイト等にて公表します。特に、中間評価においてはその結果に基づき、以後の研究計画や資源配分（研究費の増額・減額や研究チームの構成等を含む）の見直しを行います。場合によっては、研究課題間の調整や委託研究契約の解除等の措置を行うことがあります。実施期間が 5 年未満の課題の中間評価については、課題ごとに評価実施の必要性を関係者間で協議し実施の是非を決定します。

JICA による定期モニタリングについては、「4.7.7 プロジェクトのモニタリングについて」（66 ページ）を参照してください。

3.6 採択（条件付含む）された後の研究代表者等の責務等

条件付採択となった時点から研究代表者等（研究代表者及び主たる共同研究者）には以下の責務が生じます。

3.6.1 研究の推進及び管理

a. 研究代表者は、本プログラム実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務を負っていただきます。研究代表者自らの研究構想に基づき、当該研究課題を実施する最適な研究チームを編成し、リーダーシップを発揮しつつ、自らも当該研究課題に従事できる研究者であることが必須です。本プログラムでは、国内の他の研究参画機関（企業等を含む）に所属する研究者や人文社会等他の学術分野を専門とする研究者を加えて国内で研究チームを編成した上で、相手国側研究機関

との共同研究のもとで当該研究課題を実施することができます。

- b. JICA の技術協力プロジェクトの総括責任者として、日本側の投入（在外研究員（専門家）派遣・外国人研究者受入れ（相手国側研究者の渡航等）・機材供与）の計画立案や実施にかかるカウンターパート等との調整及び統括、JST/JICA に対する定期的な活動報告、JST/JICA が実施する評価調査等への対応、事業契約経費の適切な執行管理とプロジェクト全体の運営管理等を遂行することが必須となります。なお、研究実施期間中の研究代表者の都合による一方的な研究中止は原則として認められません。
- c. 条件付採択後に行われる国内における JST/JICA との打ち合わせ（3～5 回程度）、及び現地における詳細計画策定調査（令和 8 年 7 月～9 月にかけて 10～14 日間程度を想定）等へ参加していただきます。
- d. 研究や投入計画の立案とその実施に関することをはじめ、国内で研究チームを編成している場合には研究チーム全体に責任を負っていただきます。その際、共同研究者の派遣及び機材供与の計画の立案・実施に当たっては、相手国との十分なコミュニケーションが確保されることや日本及び相手国側の若手研究者の活躍の場が確保されることへの配慮が特に求められます。また、相手国で開催される合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）に出席し、研究の進捗報告、運営管理に関する協議を行っていただきます。
- e. JST/JICA に対する所要の報告書等の提出や、JST/JICA がそれぞれ実施する評価（中間評価、終了時評価、追跡評価）に対応していただきます。また随時、JST/JICA が求める共同研究進捗状況に関する報告等にも対応していただきます。
- f. 大学・企業等の本部など研究機関内部の関係組織との連携や意思疎通、情報共有を行う役割を担っていただきます。
- g. 国費による研究であることから委託研究費の適切な執行・管理が求められます。知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
- h. 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等、学会その他で発表する場合は、本プログラムの成果である旨の記述を行ってください。

参照	5.21 (100 ページ)
----	----------------
- i. 国際共同研究であることを踏まえ、相手国側研究機関に不利益とならぬ範囲で知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願していただきます。
- j. JST/JICA が国内外で主催するワークショップやシンポジウムへの参加及び、研究成果の発表等に協力いただきます。

3.6.2 研究契約等の遵守

JST と研究機関と委託研究契約及び JST の諸規定等、JICA との取極め及び事業契約書、相手国側研究機関等と JICA が署名する R/D、両国研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書(CRA 等)の内容を遵守していただきます。

3.6.3 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して、研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材の受講について周知徹底する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、対象者が確実に修了するようご注意ください。

3.6.4 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等は、研究上の不正行為を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

詳しくは、以下ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/education.html#M2>

3.7 採択（条件付含む）された後の研究機関等の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、

研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究機関において研究を実施する体制を確保する必要があります。また、所属機関長は研究実施期間中、研究代表者の身分等について最大限配慮してください。（所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。）

参照	様式 7 (152 ページ)
----	----------------

- c. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「5.28.1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（104 ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- d. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「5.32.1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（108 ページ））。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- e. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 c.d.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- f. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）

g. 研究代表機関は JICA の技術協力プロジェクトの実施を担う機関として、相手国との R/D 等に沿った活動を行う必要があります。JICA に対して取極め及び事業契約書を交わし、事業の執行を約束するのは、研究代表機関のみですが、その他の研究機関も R/D 等に沿った活動支援を行う必要があります。研究代表機関は、日本側「研究代表機関」として日本側研究者の現地での活動が適切に行われるよう統括するとともに、取極め、事業契約書及び JICA が定める「SATREPS プロジェクト実施の手引き」に基づいて、適正な事業運営並びに経理事務（JICA に対する所要の報告を含む）を行っていただきます。

h. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかでない場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転又は専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST 及び JICA に対して所要の報告を行う義務があります。

i. 研究機関は、JST/JICA による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

j. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、JST 又は JICA が、研究課題の中間評価やレビュー等の結果を踏まえて、予算の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

k. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）

l. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

m. 研究代表者の所属する研究機関は、R/D とは別に国際共同研究の相手国側研究機関との間で共同研究の実施に関する合意文書 (CRA 等) を取り交わす必要があります。合意文書においては、共同研究により生じた知的財産の取扱い、秘密情報の取扱い、成果の公表、損害が生じた場合の取扱い、相手国の遺伝資源¹⁴等へのアクセス・持ち出し等について定めてください。遺伝資源等の相手国の情報や資料、サンプルへのアクセス及びそれらの持ち出し・持ち込みについては、国際ルールとともに相手国内法も遵守してください。なお合意文書は署名前の案の段階で JST の確認を取ってください。R/D の内容と平仄を合わせるため、合意文書の取り交わしは、JICA が相手国側研究機関と R/D の署名をする時期に合わせることを適切です。なお、国内の研究体制に含まれる全ての研究参加者は、研究代表者所属機関が取り交わした合意文書を遵守する必要があります。

参照	5.18.1 (92 ページ)
----	-----------------

n. JST と委託研究契約を締結する研究機関は、その機関に所属していない研究者を本委託研究に参加させる場合には、両研究機関間で適切な書面を取り交わすなどして、JST 委託研究契約、共

¹⁴遺伝資源とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材（遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材）を対象とし（生物多様性条約 第 2 条）、地球上のほぼすべての動植物や微生物が遺伝資源に含まれます。

同研究合意文書、R/D の内容を遵守するよう措置する責務があります。(例：JST と委託研究契約関係にある A 大学の研究グループに B 大学所属の研究者が加わる場合など。) 詳細は以下「他機関に所属する研究者を委託研究へ従事させる場合の取扱いについて」を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/global/keiyaku/seiyaku.pdf>

- o. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.8 人材の育成について

3.8.1 国費外国人留学生制度

文部科学省の国費外国人留学生制度（大学推薦）において、本プログラムの採択課題を対象にした『SATREPS 枠』が設けられています。SATREPS 枠では、日本側研究機関において研究留学生として研究や学業に従事し博士号を取得することによって、将来的に相手国において当該研究の中心的な役割を担う若手研究者が育成されることを目指しています。国費留学生制度の募集は、文部科学省において実施され、本プログラムの予算とは別予算での支援となります。詳細については、国費留学生制度のウェブサイト参照してください。なお、予算成立の状況等により変更・調整が必要となる場合があることをあらかじめ了承ください。

○文部科学省 国費外国人留学生制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

※『SATREPS 枠』については、【大学推薦による募集】の募集要項を参照してください。

3.8.2 JICA 事業経費による外国人研究員の受入れ

国費外国人留学生制度とは別に JICA 事業経費においても相手国側の研究者が渡航する、「研修員受入れ」制度（本プログラムでは「外国人研究員の受入れ」という）があります。国際共同研究を実施している相手国側研究機関から研究員が日本に渡航し、日本国内で研究を行っていただきます。対象者は将来的に長期にわたり相手国側研究機関において重要な役割を担うことが期待され、かつ共同研究推進の点からも不可欠と判断される人です。なお、外国人研究員の受入れは、R/D に記載された協力期間内に終了することが条件となりますので留意ください。

外国人の入国に関しては、厚生労働省が防疫上の観点から、外国人の居住国や来日時の経由地

を含め、何らかの必要な措置・制限を設けている場合もありますので、厚生労働省のホームページ等をチェックし、必要であればその対応措置を取るようお願いします。

3.8.3 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（基準額 30 万円に支援月数を乗じた額）を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.8.4 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第 4 章 ODA による技術協力の概要

本プログラムは、ODA と一体となって実施されますので、以下の内容についても十分理解のうえ応募してください。相手国側の要請書の提出については「4.6 技術協力プロジェクト開始までの流れ」(58 ページ) をご参照ください。参考のため、本章末尾に〈ODA に関する用語解説〉を掲載していますので併せてお読みください。

4.1 政府開発援助 (ODA) とは

開発協力とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」(開発協力大綱) のことで、そのための公的資金を ODA といいます。政府または政府の実施機関は ODA によって、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等を含む「開発」のため、開発途上地域、国際機関または民間セクターに対し、資金協力や技術の提供を行います。我が国の開発協力政策の基本方針を示す「開発協力大綱」では「今日の複合的危機の時代においては、我が国のみで様々な課題に対処することはできず、開発途上国とも協力し、開発課題や複雑化・深刻化する地球規模課題に共に対処していくことは、責任ある主要国としての我が国の責任でもある」とした上で二国間及び多国間双方の開発協力を有機的に連携させながら、脆弱国・地域等への協力に引き続き取り組みつつ国際協力を牽引し、地球規模課題の解決に向け、総合的な取組を強化していくことを重点政策の一つに掲げています。

4.2 技術協力とは

技術協力は、開発途上国の課題解決能力と主体性（オーナーシップ）の向上を促進するため、開発途上国の経済・社会の発展に必要な人材育成、研究開発、技術普及、制度構築を支援するものです。

技術協力の一形態である技術協力プロジェクトは、「研修員受入れ」「専門家派遣」「機材供与」を含め、さまざまなメニューを最適な形で組み合わせて実施する、技術協力の中心的なスキームです。事業計画の立案から実施、評価までを一貫して計画的かつ総合的に運営・実施することで、より確実な成果の達成を図っていきます。

JICA において地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)は、日本側研究機関と相手国側研究機関との共同研究をこの技術協力プロジェクトの枠組みで実施するものであり、ODA 事業として日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与することが期待されます。

SATREPS プロジェクト実施の詳細については、こちらを参照してください。

○JICA「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）プロジェクト実施の手引き」

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/general_01.pdf

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/general_02.pdf（間接経費有り）

4.3 技術協力プロジェクトとして重視されるポイント

前段の通り技術協力プロジェクトは、開発途上地域の経済及び社会の開発等への寄与と国際社会の発展を目的としており、その実施に当たっては、計画的かつ総合的に運営・実施することが求められます。SATREPS 事業に当たっても同様に、研究結果を活用し途上国の課題解決に資すること、また日本側だけではなく相手国側の実施体制や案件終了後の持続性、国際頭脳循環を促進することなど、以下のポイントを重視しています。

1. 先方政府のニーズとの整合性

- 取り扱うテーマは先方政府において優先度、ニーズが高いものか
- 先方政府側の政策優先課題や現地の状況が案件の内容に適切に反映されているか。

2. 日本の開発協力大綱及び国別開発協力方針等との整合性

- 日本の開発協力大綱、国別開発協力方針及び JICA グローバルアジェンダの内容に合致しているか。

3. キャパシティディベロップメント

- 案件目標や将来的な上位目標の達成に向けて必要となる、相手国側の人材育成や組織能力向上に係る計画が含まれているか。

4. 社会実装

- 事業の期間中及び終了後に実施する、社会実装に向けた活動計画（内容、時期と期間、予算、体制、手段、実現の目途等）が妥当か。国際頭脳循環の促進が図られるか。

※ 特に、相手国側研究機関以外が社会実装に関わる必要が認められる場合（「市場型」であれば、民間企業、経済・産業分野担当省庁等、「行政サービス型」であれば、制度を管轄する省庁等）、それら機関を含めて考えられているか。

※ 社会実装を担う相手国側の（特に若手の）人材育成計画が立てられているか。社会実装を担う関係機関自体の能力（行政への発言力、資金の確保等、自立的なプロジェクト実

施能力等)の強化がなされる計画となっているか。

5. 相手国側研究機関の準備状況

- 本事業の実施に必要な相手国側研究機関の負担事項（インフラ整備、予算確保、必要な機関の巻き込み）の担保状況あるいはその見通しが十分であるか。
- これまでの調整・交流実績は十分あるか。

- 開発協力大綱及び国別開発協力方針は、以下外務省ウェブサイトを参照してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100514690.pdf>

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html

- 「JICA グローバルアジェンダ」は JICA が定める、20 の課題別事業戦略です。JICA ウェブサイト (<https://www.jica.go.jp/activities/index.html>) にて参照ください。JICA グローバルアジェンダについてご不明な点は JICA (gpgsd@jica.go.jp) にご相談ください。

- 過去の SATREPS 案件において、どのような社会実装を行ったのか、その成功要因は何だったのか等、をまとめた事例集を JICA ウェブサイト (<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/faq/index.html>) の「社会実装の考え方」に掲示しております。事例集とセミナー動画を参照し、社会実装計画を必ず含めた研究計画策定を願います。

4.4 技術協力プロジェクト実施体制

技術協力プロジェクトは相手国との共同事業です。相手国の自立発展を促す意味で相手国のオーナーシップは重要であり、相手国側研究代表者も日本側研究代表者と同様に重要な責務を負います（図 4 を参照）。また、共同研究の円滑な実施を促進するため、原則として日本側と相手国側の双方の関係者（日本側：日本国大使館、JICA 在外事務所長、研究代表者、研究者、業務調整員等／相手国側：ODA 窓口省庁、研究機関管轄省庁、関係省庁、研究機関等）から成る合同調整委員会（JCC：Joint Coordinating Committee）を設置し、定期的に会合を開催することにより、共通問題にかかる協議を行いその解決を図ることとなります。この合同調整委員会の運営は、本プログラムが国際共同研究協力であることに鑑み、日本側と相手国側の共同推進体制で行うことが適切です。以下、技術協力プロジェクト実施体制を示します。

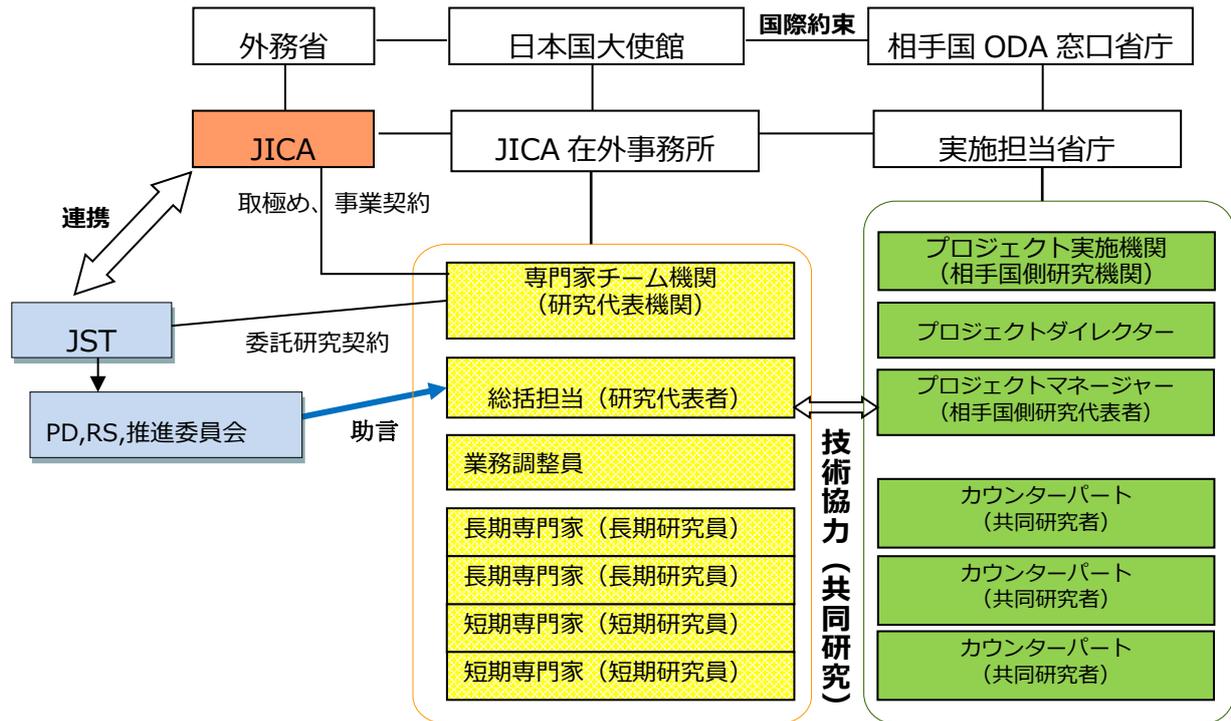


図4 技術協力プロジェクト実施体制

4.5 技術協力プロジェクト全体の流れ

<技術協力プロジェクト全体の流れ> (p.71) を参照してください。

4.6 技術協力プロジェクト開始までの流れ

4.6.1 協力要請からプロジェクトの検討・採択まで

JICA による技術協力は、開発途上国からの協力要請に始まる一連の流れを踏まえて実施されます。

ODA には、翌年度以降に実施する新規プロジェクトに係る要請を前年度に聴取する「要望調査」というプロセスがあり、相手国側研究機関が ODA 要請書を作成、所管省庁の承認後、相手国の ODA 担当省庁を通じて日本国大使館に提出し、大使館が外務省（本省）に ODA 要請書等の必要書類を送付します。これを協力要請と言います。

SATREPS では、相手国からの協力要請と日本側研究代表機関の提案書の両方が揃っているプロジェクトのみを（どちらか片方だけでは不可）、外務省・JICA による検討結果を踏まえて、JST が設置する委員会が選考を行います。協力要請への採否通知は日本国政府から相手国政府に対して行います。

地球規模課題対応というプログラムの性質に鑑み、複数国を相手国とする共同研究の提案も可

能です。但し、複数国と国際共同研究を実施する研究提案において、受付締切までに全ての相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、選考要件未達と判断され、選考対象から外れます。また、研究開始に当たっては、全ての関係国との間で R/D への署名を得る必要があります。

本プログラムにかかる協力要請の我が国外務本省到着締切は、令和 7 年 10 月 14 日 (火) 中です。

通常相手国政府では、上記の締切日よりも相当程度前に相手国内の締切を設定していますので、相手国側研究機関との調整に当たってはご注意ください。

ODA 要請書が期限までに外務本省に到着していないプロジェクトは、たとえ研究提案書が提出されている場合でも選考の対象となりませんのでご注意ください。

4.6.2 詳細計画策定調査の実施

上記のとおり、大使館から相手国政府への採択通知がなされ国際約束が成立した後、JICA は詳細計画策定調査を実施します。詳細計画策定調査においては、協力の対象となる分野の現状と課題や協力要請の背景等について調査するとともに、プロジェクトの基本計画や実施体制及び双方の負担事項等について相手国側の関係者と協議を行い、その協議内容を協議議事録 (M/M : Minutes of Meeting) に取りまとめ双方で署名します。この調査には、日本側研究チームを総括する研究代表者に参加していただきます。また、詳細計画策定調査においては、予想される協力効果をより明確にした上で、プロジェクト実施の適切性を総合的に検討するために、JICA による事前評価も併せて実施します。

なお、調査の結果、提案書に記載されている相手国の実施体制や負担事項等との乖離が大きいことが判明し、提案どおりのプロジェクト実施が困難であると判断される場合は、計画の大幅な見直しが必要となります。

4.6.3 討議議事録 (R/D) の署名

詳細計画策定調査実施後、JICA においては、実施承認にかかる組織内手続きを行うのと並行して、プロジェクトの実施や活動内容及び必要な措置についての合意文書である討議議事録 (R/D : Record of Discussions) を相手国実施機関の間で署名します。R/D では、研究計画書との整合性を取りながら、技術協力プロジェクトとしての投入、活動、成果、目標の因果関係 (口グフレーム) を示すプロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM:Project Design Matrix) や活動計画表 (PO:Plan of Operation)、またプロジェクトの協力期間を定義し、相手国と合意し

まず、PDM や PO は R/D の添付書類となります。

※PDM については事業マネジメントハンドブック（JICA 研究所）の第 5 章、PO については同第 6 章を参照してください。

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11882206_01.pdf

4.6.2、4.6.3 にかかる標準的所要時間は以下の通りです。

項目	標準的所要時間
詳細計画策定調査の準備（打合せ、コンサルタント契約（評価分析担当/機材調達支援団員）、調査団派遣手続き、対処方針会議等）	3～4 ヶ月程度
詳細計画策定調査（現地調査）、協議議事録（M/M）の署名、帰国報告会	1～1.5 ヶ月程度
JICA による事前評価	2～3 ヶ月程度
討議議事録（R/D）の署名（JICA 在外事務所長と相手国側所管省庁責任者や相手国側研究機関の長等との間）	2～3 ヶ月程度

4.7 技術協力プロジェクト開始後の流れ

4.7.1 JICA と研究代表機関との間で締結するもの

研究代表機関は、R/D が締結された後、JICA との間において①「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」（以下、取極め）、②取極め本体に附属する附属書、③事業契約書の 3 種類の書類を交わします。この際、研究代表機関は、他の日本側研究機関による活動も含め、JICA に対して全活動を代表して締結し、研究代表機関以外の研究機関とはこれらの書類を締結しません。

取極めは、採択されたプロジェクトに関する JICA 及び研究代表者並びにその所属機関の業務内容・責務等が明記されますが、開発途上国において共同研究を実施するに当たり組織としての対応をお願いするものです。なお、取極めは JICA と研究代表者所属機関との間で一つです。つまり、JICA と研究代表機関との間で既に取極めが締結されており、かつ、SATREPS 案件が実施中である場合、新たな取極めの締結は不要です。過去に取極めが締結されていたとしても、SATREPS 案件が既に終了し実施中の案件が無い場合は、取極めの締結が必要となります。

附属書は、プロジェクト毎に締結が必要となります。

事業契約書は、5 年間のプロジェクト実施期間中、契約期毎に締結が必要です。例えば、5 期に契約を分けた場合、それぞれの期において契約の締結及び精算が必要です。

4.7.2 取極め

取極めでは、研究代表機関と JICA は双方の責務等を規定しています。研究代表機関は、他の日本側研究機関による活動を含め日本側研究者の相手国への派遣、相手国側研究者の日本への渡航、機材調達の実施を担い、関係者の安全配慮義務も有する事、またその際、研究代表機関の会計規程等関連諸規程を確認の上、研究代表者所属機関自ら執行を行うものについては当該機関の規程を適用する旨も記載しています。

取極め本体の様式は、以下ウェブサイトを参照してください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/arrangements_01.pdf

4.7.3 附属書

附属書では、案件名やプロジェクト協力期間等を規定しています。

附属書の様式は、以下ウェブサイトを参照してください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/arrangements_02.pdf

4.7.4 事業契約書

(1) 初めに

R/D はプロジェクト実施の根拠となります。R/D 署名後、JICA と研究代表機関との間で事業契約書が締結され、プロジェクトが開始されます。事業契約書は、R/D で定められたプロジェクト終了期間までの期間となり、当該期間内にすべての活動・支出を終了する必要があります。。事業契約書の内容を踏まえて、プロジェクト目標を達成すべく専門家派遣（在外研究員派遣）、研修員受入（外国人研究員の受入れ）、機材供与等の必要な投入が行われることとなります。

また、プロジェクトの実施期間中、R/D 及びその添付書類となる PDM や PO に基づき定期的にモニタリングを行い、技術協力としての事業進捗、研究成果の発現状況、採択時の懸案事項の改善状況、並びに社会実装計画の実現性に関して確認を行います。

JICA 側経費の支出根拠は事業契約書であり、事業契約書が締結されていない期間は JICA から経費を支出することはできません。

(2) 事業契約書作成にあたってのプロジェクトの計画策定

1 プロジェクト当たりの経費は、間接経費が無い場合は最大 5 年間で 3 億円、間接経費が有る場合は、最大 5 年間で 3.5 億円が上限です。なおこの 3 億円（3.5 億円）の一部には、JICA が直接執行する経費があります（「手引き」に詳細記述）ので、研究代表者所属機関が管理する事業契約金額と JICA が直接執行する費用を併せての上限であることに留意してください。

これらを踏まえ、事業契約書作成に当たり双方協議の上で予算を含む全体計画及び各期計画を策定します。各期計画に基づく事業契約期間の中間時点においてプロジェクトの進捗に合わせて当該計画を見直すこともできます。各期計画の対象期間は、必ずしも 1 会計年度内の範囲にする必要はなく、複数年度に渡る期間を設定することも可能です。

なお、種々の活動（機材の調達から納品、短期在外研究員の派遣から帰国、短期外国人研究員の来日から帰国等）が、各期計画を跨ぐことが無いよう、調整願います。

(3) 事業契約書の内容

事業契約書は、プロジェクト実施の内容や経費負担・経理処理等について規定しているものであり、JICA と研究代表機関の間で前述のとおり各期計画に締結します。この計画は研究代表機関及び他の日本側研究機関による活動のすべてを含みます。経費の執行（支出）や活動の開始は、この事業契約書が締結されて初めて可能となります。

取極めと事業契約書に基づき、研究代表機関が当該機関の諸規程に基づき事業契約経費を執行し、事業契約期間内に精算します。なお、精算払いのみならず、契約期間の概算払いも可能です。

事業契約書の様式は、以下ウェブサイトを参照してください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/contract_01.pdf

(4) 事業契約書における支出可能な経費

事業契約書では、主として①短期在外研究員（日本側研究者）の派遣にかかる経費、②現地での研究に必要な経費、③短期外国人研究員（相手国側研究者）の受入れにかかる経費、④共同研究に必要な機材の相手国側供与にかかる経費、⑤日本国内の事務管理直接経費、に対してのみ計上・支出することができます。なお、詳細計画策定調査時に、提案書にて機材供与予定としていた機材の調達が困難であることが明らかとなった場合、プロジェクト終了に近い時期に高額機材調達や施設建設を計画している場合、あるいは納品後の機材や完工後の施設の利用期間が 1 年に満たない時は、R/D や研究計画書に記載されていても、事業契約書締結時に、発注を見合わせる場合があります。

事業契約書は2パターンあり、「間接経費有り」と「間接経費無し」です。この主な違いは、以下「4.7.5 業務調整員について」に記載されている業務調整員にかかる費用を事業契約書に含めるか否か、及び、「日本国内での業務諸費」を事業契約書に含めるか否か、です。間接経費は、上述①～⑤の「直接経費の合計」の最大 30%（かつ上限金額内）となります。

- ・間接経費無し：JICA が業務調整員を確保し、派遣の費用を直接支出する。

「日本国内での業務諸費」を事業契約書に計上する。

- ・間接経費有り：研究代表機関が業務調整員を確保し、派遣の費用を事業契約書に計上する。

「日本国内での業務諸費」は事業契約書に計上しない（間接経費から支出）。

事業契約に含める事が可能な費目の概略は、以下の通りです。

項目	概略内訳
① 在外研究員（日本側研究者）の派遣にかかる経費	航空賃、日当・宿泊費、旅行雑費等（派遣期間 1 年以上の長期派遣者の場合は赴帰任旅費、移転料、各種手当等）。
② 現地での研究に必要な経費	現地での研究に必要な経費等（物品購入、ローカルコンサルタント備上、日本側研究者の旅費・交通費等）。
③ 外国人研究員（相手国側研究者）の相手国から日本への受入れにかかる経費	航空賃、日当・宿泊費、研修経費等。受入期間により、短期（1 年未満）と長期（1 年以上）があります。
④ 共同研究に必要な機材の相手国側供与にかかる経費	先方政府に供与する機材の購入費、輸送費、据付・調整費。安全保障貿易管理の観点から、原則、 <u>研究代表者所属機関が購入から輸送、据付までを一貫して行います。</u> 相手国に到着した後、直ちに先方政府へ譲渡して共同研究に使用します。 <u>現地で購入する場合も研究代表者所属機関が購入します。</u> 日本国内で使用する機材は対象外です。
⑤ 日本国内の業務諸費（間接経費無しの契約の場合のみ）	事務管理のためのアルバイト雇用経費、消耗品購入経費等（研究用目的を除く）

表 3 事業契約経費に含める事が可能な費目

事業契約書に付随する契約経費の積算様式は、以下ウェブサイトの「積算様式」を参照してく

ださい。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>

また、事業契約経費における詳細な支出費目、積算、概算払い、精算等事務処理に関する方針については、JICA のウェブサイトに掲載している、前述の「SATREPS プロジェクト実施の手引き」を参照してください。

(5) 相手国負担の原則

ODA 事業においては、相手国側の自助努力やプロジェクト終了後の持続性を重視し、原則相手国側負担と定めている経費があります。ODA による国際協力の一環である本プログラムにおいても、この基本方針を踏まえ、**必要な経費の全てを日本側(JICA)が支援するのではなく、相手国側の自助努力を促していくため相手国側経費負担を求めている点に留意ください。相手国側の経費負担に関しては、前述「4.6 技術協力プロジェクト開始までの流れ 4.6.3 討議議事録 (R/D) の署名」における討議議事録 (R/D) に、日本側と相手国側の協議に基づき決定し、記載されます。**以下の JICA ウェブサイトに、討議議事録 (R/D) にて双方合意する「Basic Principles for Technical Cooperation」があります（「English (January 2022) (PDF/236KB) (For the projects whose applications are submitted by project proponents on and after April 1, 2022)」）。この中の「IV. Undertakings of the Counterpart」に先方負担事項が記載されていますので、あらかじめ途上国側研究機関に配布し、この先方負担事項にかかる認識の共有をお願いします。

○ 「Basic Principles for Technical Cooperation」

https://www.jica.go.jp/english/our_work/types_of_assistance/tech/op_info/basic.html

以下、先方負担事項を一部抜粋します。特に、供与する機材の維持管理費は先方負担です。これらを含め相手国側が負担する事項が多々ありますので相手側とプロジェクトを立案する際は十分ご留意願います。

- ・ Running expenses necessary for the implementation of Technical Cooperation
- ・ Expenses necessary for transportation within the recipient country of the equipment provided by JICA for Technical Cooperation Project as well as for the installation, operation and maintenance thereof
- ・ Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare

parts and any other materials necessary for the implementation of Technical Cooperation other than those prepared and provided by JICA

(6) 環境社会配慮について

ODA 事業においては、相手国政府(地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令・基準及び JICA 環境社会配慮ガイドラインを遵守しなければなりません。

相手国側の法律・規則等に沿って、できる限り相手国側と事前に協議するなど、研究事業を実施することによって環境や地域社会に与える影響が最小限なものとなるようご注意ください。第 4 章 72 ページも参照してください。

(7) 経費・再委託契約に関する監理

事業契約書における研究代表機関の執行経費については、JICA が直接支出する現地での必要経費を除き、研究代表機関と JICA が締結する取極め、及び事業契約書に基づき、研究代表機関の規程等に則り監理していただきます。研究代表機関においては、再委託先の支出状況も含めて、適切な支出を行っているかの定期的な確認をお願いします。なお、競争性を有しない特命随意契約を伴う再委託契約を締結する場合は、研究代表者及び共同研究者との利益相反の有無を事前するとともに、特に民間企業等と競争性を有しない特命随意契約を行う場合は、提案書の様式 9 にて申告し、必ず再委託契約締結前に JICA の事前確認を得てください。

(8) その他留意事項

技術協力プロジェクトでは、相手国に対する資金の直接供与を行うことはなく、また、相手国側研究機関独自の研究活動等に対する支援も行いません。加えて、供与機材については相手国側実施機関の責任において維持管理していただくこととなります。

この点について、相手国側研究機関が誤解している場合、プロジェクト実施後に相手側研究機関の独自予算において供与機材の維持管理費が十分確保されないリスクがあるため、相手国からの ODA 要請書の提出前に相手国側の経費負担を必ず説明し、理解を得るようお願いします。

4.7.5 業務調整員について

JICA では、業務調整員（現地における事業モニタリング支援、JICA 支出経費の管理（予算執行を含む）、在外研究員（日本側研究者）の派遣及び外国人研究員（相手国側研究者）の受入れに関する相手国政府との事務的なやりとりや諸手続き、機材の現地調達にかかる在外事務所との連

絡調整等を行う人員) を公募により確保し、R/D 署名後、できるだけ早いタイミングで現地に配置することとしています。業務調整員は、研究活動そのものには従事しませんが、研究代表機関の研究者や共同研究者とともに日本側研究(プロジェクト)チームの一員です。JICA は、プロジェクトの円滑かつ適正な実施のために、研究代表者をはじめ他のメンバーと十分な情報共有を行うことを、業務調整員に求めています。業務調整員を研究代表機関が確保・派遣する場合には、事業契約経費に間接経費を計上し、支出する事になります。なお、調整員業務を共同研究機関や第三者(機関)に業務委託することは妨げません。

4.7.6 R/D 締結から事業開始までの所要期間

以下の通りです。

項目	標準的所要時間
討議議事録(R/D)の署名後の実施承認手続、JICA と研究代表機関の取極め、附属書、及び事業契約書の締結	2-3ヶ月程度
業務調整員の選考・派遣手続き等	6ヶ月程度

4.7.7 プロジェクトのモニタリングについて

技術協カプロジェクトでは、R/D 及びその添付書類となる PDM や PO に基づき定期モニタリングによる進捗確認を行います。

技術協カプロジェクトの実施期間中におけるモニタリングは運営管理の一環として行われることから、日本側研究機関、相手国側研究機関等が実施し、モニタリングシートを作成します。

モニタリングの様式は、以下ウェブサイトの「定期モニタリング」をご参照ください。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>

その他 JICA 事業のモニタリングについては、前述の「SATREPS プロジェクト実施の手引き」もご参照ください。

4.8 供与と調達について

供与機材とは、相手国政府からの要請に基づき相手国に譲渡され、研究機関に設置される機材又は施設整備のための資機材です。当該機材は原則、研究機関が本邦又は現地で調達の上、相手国側に供与されます。JICA が実施している技術協力事業においては、機材引渡し後の相手国側の維持管理の容易さや、調達手続きの迅速性を踏まえ、現地調達を原則としています。

しかしながら、SATREPS においては高度な機材や特殊な仕様の機材が多く、現地調達が困難な場合が少なくありません。その場合、日本国内で機材を調達し、相手国に輸送することになります。この本邦調達を実施する際には、機材の輸出にあたり、安全保障貿易管理に係る手続きをより慎重に実施する必要があること、また、機材仕様の確定までに相当の時間や調整を要することから、現地への到着遅延の防止に十分留意する必要があります。さらに、プロジェクト終了後に相手国側研究機関が引続き供与機材を活用できるよう、相手国側研究機関における機材取扱い者の配置と技術水準、機材維持管理に係るコスト負担、スペアパーツ等の調達可能性（現地代理店の所在等）等の点も含め、包括的に検討した上で、適切な供与機材内容の設定と調達方法を検討することが重要です。

これら ODA 技術協力の機材供与の原則を背景に、安全保障貿易管理の方針に則し、供与機材を購入から輸送、据付まで責任をもって実施する体制が研究代表機関に整っているか等を JICA は事前に確認する必要があります。

加えて、詳細計画策定調査時には、研究代表機関の適切な機材仕様書の作成と、相手国側への譲渡後のトラブル防止のため、JICA が経費を支出する「機材調達支援」団員の配置を検討するよう案内しております。詳細については、JICA のウェブサイトに掲載している、前述の「SATREPS プロジェクト実施の手引き」を参照ください。

4.9 JICA による不正行為等に対する措置

研究代表機関や研究代表機関から委託を受けた研究機関が、JICA との事業契約書の履行に関し不正な行為をした場合、反社会的勢力と関係を有した場合等においては、JICA は「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」（2016 年 5 月 24 日改訂、JICA 決定）又は事業契約書に基づき、研究代表機関に違約金を請求する、研究代表機関との事業契約解除する等必要な措置を講じます。

4.10 ODA に関する問合せ先

4.10.1 JICA 本部

JICA 本部での SATREPS に関する窓口は、ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室です。JICA 事業経費や第 4 章「ODA による技術協力の概要」に関しては、JICA 本部へ問い合わせてください。また JICA では、提案者の ODA 事業についての理解を深めるために個別相談を積極的に受け付けます。ただし、公募開始以降は受け付けられませんのでご注意ください。以下ウェブサイトも参照してください。なお、その他の公募要領の内容に関する問合せについては JST 国際部 SATREPS グループ（連絡先は巻末）へ連絡してください。

独立行政法人国際協力機構（JICA）ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室

E-mail : gpgsd@jica.go.jp

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/faq/index.html>

4.10.2 JICA の国内、海外拠点

- JICA 国内拠点一覧

<https://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html>

- JICA 在外拠点一覧

<https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

4.10.3 ODA・技術協力の概要に関する参照ウェブサイト

- 「外務省 ODA サイト」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

- 「ODA 国別地域別政策・情報」

(研究の目的が、相手国や関連地域における日本の ODA の方針に沿っていることを確認する際、参照してください。)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/index.html>

- 「JICA 技術協カプロジェクト」(ODA の一般的な技術協カプロジェクトのウェブサイト)

<https://www.jica.go.jp/project/index.html>

- 「JICA 科学技術協カ」(SATREPS を含む科学技術協カのページ)

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/index.html>

- 「JICA 図書館蔵書検索」

(案件名で検索すると、過去の SATREPS の報告書を PDF で閲覧可能です。)

<https://libopac.jica.go.jp/>

<ODA に関する用語解説>

ODA 担当省庁：

相手国政府において海外からの援助の窓口業務を担当している省庁。担当省庁は国によって異なるが、外務省、財務省、計画省等。

ODA 要請書：

相手国政府（ODA 担当省庁）より日本政府に対して提出される技術協力にかかる要請文書。外務省及び JICA は、翌年度以降に実施するプロジェクトに関し、相手国政府からの要望を聴取している。相手国政府からの ODA 要請書は、現地の日本大使館を通して本邦の外務省に提出される。

国際約束：

国又は国際約束締結権限を有する国際機関等が主体となり、国際法上の権利義務関係を設定するもの。

技術協力プロジェクト：

開発途上国の抱える課題に対し、「専門家派遣」、「研修員受入れ」、「機材供与」の 3 つの協力手段（協カツール）を組み合わせ、一つのプロジェクトとして、特定の目標のもとに一定の期間に実施される活動。

専門家派遣：

技術協力対象となる行政官や技術者（カウンターパート）に対して、技術移転、政策面のアドバイス、プロジェクトのマネジメント等を行うための人材を、日本から相手国へ派遣すること。本プログラムでは、相手国において研究を行う日本側研究者を「在外研究員」と称し、1 回の派遣期間（本邦出発日から帰国日まで）が 1 年以上の者を「長期在外研究員」、1 年未満の者を「短期在外研究員」として JICA 専門家派遣の枠組みで派遣する。なお、短期在外研究員の派遣にかかる諸手続きは研究代表者所属機関が行う（経費も JICA と研究代表者所属機関の間で締結する事業契約経費に含める）が、長期在外研究員については JICA 直営により派遣手続きを行う（経費は事業契約経費に含めない）。

研修員受入れ：

開発途上国よりカウンターパートを研修員として日本に受け入れ、各分野で専門的知識や技術を移転することにより人材育成支援を行うもの。本プログラムでは、相手国から渡航する共同研究者を「外国人研究員」と称し、JICA 研修員の枠組みで受け入れを行う。

JICA による事前評価：

協力実施前に、実施の優先度や必要性を確認し、協力内容や予想される協力効果を明らかにし

た上で、協力実施の適切性を総合的に判断するもの。事前評価の段階で策定した評価指標は、各段階の評価において、協力の進捗状況と効果を測定する基準として活用される。

ローカルコスト：

プロジェクトの実施運営に際し、相手国が負担すべき費用。人件費、土地取得の経費、供与機材の引き取り・輸送に必要な経費、リカレント・コスト（＝建設された施設や供与された機材の運営・維持管理や要員の雇用等のために継続的に必要となる経費）等。

キャパシティ・ディベロップメント：

開発課題に対処するための能力（キャパシティ）を開発途上国自身が強化していくこと。キャパシティ・ビルディングが外からの能力構築を指すのに対して、キャパシティ・ディベロップメントは、開発途上国のキャパシティを個人・組織・制度・社会と複層レベルで包括的に捉え、開発途上国側で主体的にキャパシティを向上させていくプロセスを指す。JICA の協力は、開発途上国のキャパシティ・ディベロップメントを側面的に支援するファシリテーターとしての役割を担っている。

<https://libopac.jica.go.jp/>

前述の JICA 図書館蔵書検索ウェブサイトから「キャパシティ」で検索すると、例えばキャパシティ・アセスメントハンドブック等が、以下のとおり閲覧することができます。

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000245021.html>

<技術協力プロジェクト全体の流れ>

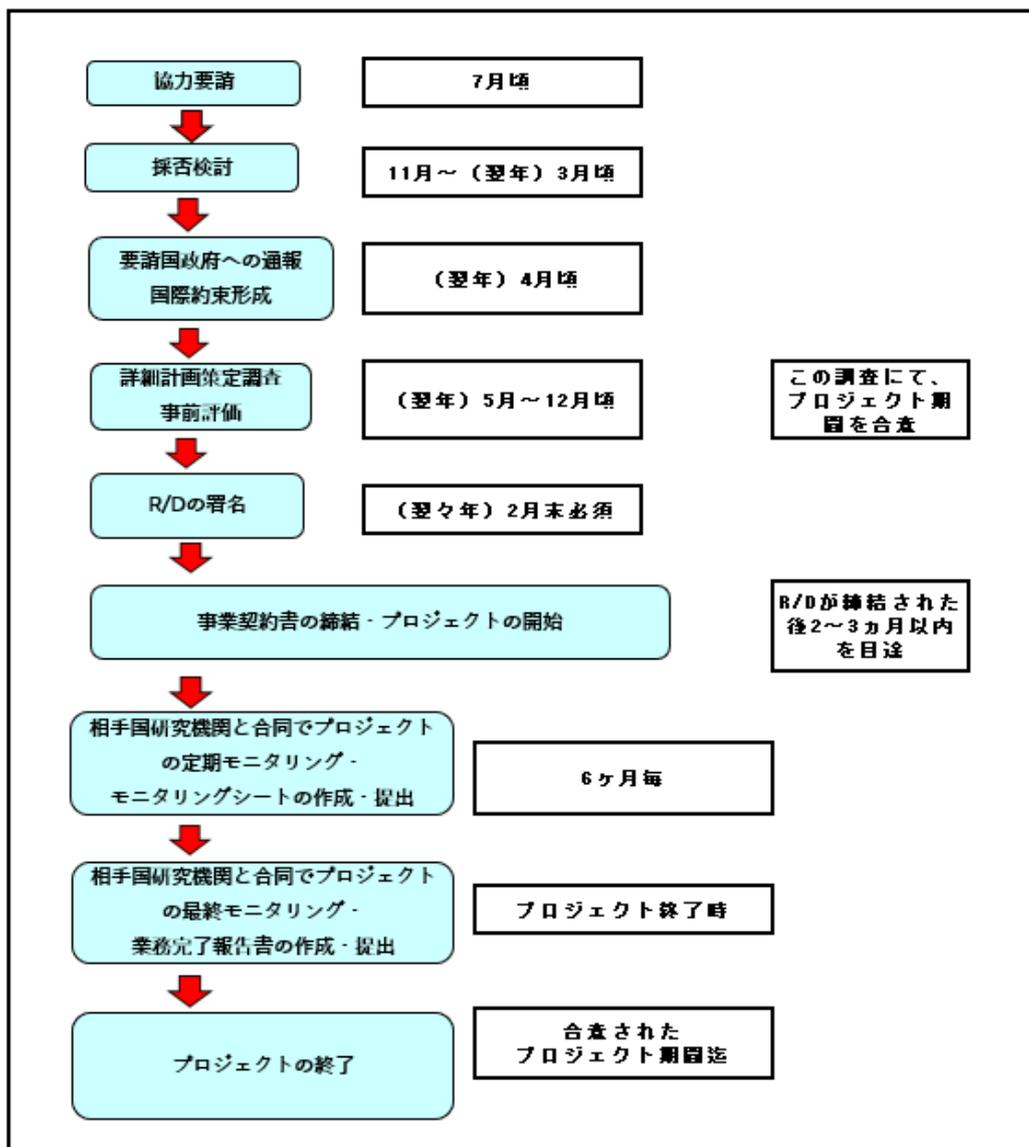


図5 技術協力プロジェクト全体の流れ

<環境社会配慮について>

(1) JICA の協力事業における環境社会配慮とは

JICA は、プロジェクト実施における環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、相手国等の開発目的に資するプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行いつつ、開発途上国の持続可能な開発に寄与しています。

この事から、JICA は、環境社会配慮の観点から相手国等に求める要件を「JICA 環境社会配慮ガイドライン」で明記し、ガイドラインに基づき適切な環境社会配慮が実施されるよう支援し、相手国等の取り組みを適宜確認しています。

「環境社会配慮」とは、人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を配慮することを言い、具体的な環境社会配慮の項目は、以下の通りです。

- ・大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生物多様性、生態系サービス等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)。

並びに以下に列挙するような事項への環境社会影響を含みます。

- ・非自発的住民移転、人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等、社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症、労働環境(労働安全を含む)。

○「JICA 環境社会配慮ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html>

(2) 環境社会配慮における影響度の分類

JICA では、SATREPS プロジェクト選定時に、その概要、規模、立地等を勘案して、SATREPS プロジェクト実施の際に想定される環境社会影響の程度に応じて 4 種類のカテゴリ分類を行います。

- ・カテゴリ A : 環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト
- ・カテゴリ B : 環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられるプロジェクト
- ・カテゴリ C : 環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるプロジェクト
- ・カテゴリ FI : JICA の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、JICA の融資承諾後に、金融

仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICA の融資承諾(あるいはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境や社会への影響を持つことが想定される場合、カテゴリ FI に分類される。SATREPS プロジェクトにおいては、FI に該当する案件はない。

なお、影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧は以下の通りです。

1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示

以下に示すセクターのうち大規模なもの。

- (1) 鉱山開発(石油・天然ガス開発を含む)
- (2) パイプライン
- (3) 工業開発
- (4) 火力発電(地熱含む)
- (5) 水力発電、ダム、貯水池
- (6) 送変電・配電(大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの)
- (7) 河川・砂防
- (8) 道路、鉄道、橋梁
- (9) 空港
- (10) 港湾
- (11) 上水道及び下水・廃水処理(影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの)
- (12) 廃棄物処理・処分
- (13) 農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの)

2. 影響を及ぼしやすい特性の例示

- (1) 大規模非自発的住民移転
- (2) 大規模地下水揚水
- (3) 大規模な埋立、土地造成、開墾
- (4) 大規模な森林伐採

3. 影響を受けやすい地域の例示

以下の地域又はその周辺。

- (1) 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等)
- (2) 国又は地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域

<自然環境>

- 1) 原生林、熱帯の自然林
- 2) 生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等)
- 3) 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地
- 4) 大規模な塩類集積或いは土壌侵食の発生する恐れのある地域
- 5) 砂漠化傾向の著しい地域

<社会環境>

- 1) 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域
- 2) 少数民族或いは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域

(3) SATREPS プロジェクトにおける環境社会配慮にかかる手続き

カテゴリ A、カテゴリ B に分類された SATREPS プロジェクトは、条件付採択後の詳細計画策定調査において、下記のフローチャートに示されておりますとおり、「環境レビュー」¹⁵を行い、その結果を R/D の意思決定に反映します。この「環境レビュー」に要する時間は、その国の環境社会配慮にかかる法律やこのプロジェクトがどのような環境社会配慮へ影響するのか等、個別の事情によって様々であります。場合によっては、この「環境レビュー」に時間を要し、期限内に R/D が締結出来ない可能性もあります。さらにプロジェクト開始後も環境レビュー結果に基づき R/D で合意した環境社会影響項目について「モニタリング」を実施する必要があります。

カテゴリ C に分類されたプロジェクトは、「環境レビュー」は省略されます。

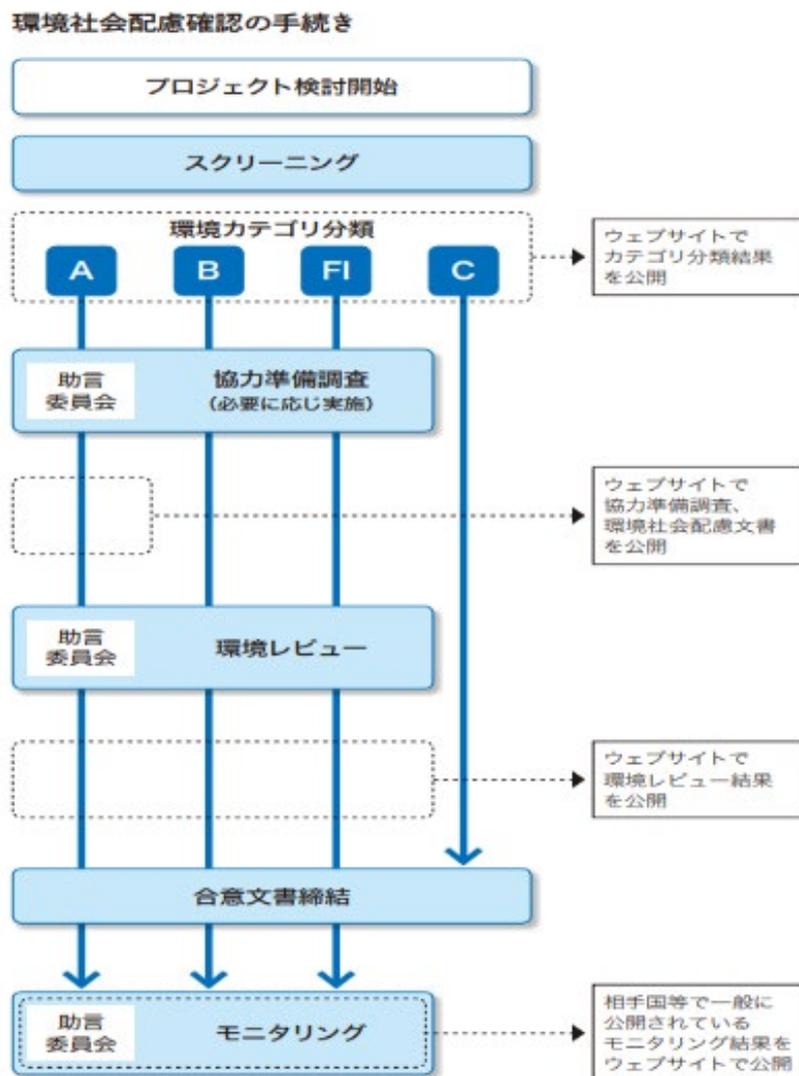


図 6 環境社会配慮確認手続きの流れ

¹⁵ 相手国等から提供された情報等を用いて環境レビューを行う。プロジェクトがもたらす可能性のある負の影響を回避し、最小化し、軽減し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価する。

(4) SATREPS プロジェクト実施にかかる留意事項

以上の通り、SATREPS プロジェクトを実施するにあたっては、相手国政府(地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令・基準及び JICA 環境社会配慮ガイドラインを遵守しなければなりません。また、相手国政府が定めた環境社会配慮の政策・計画等に沿ったものでなければなりません。

この事から、条件付採択後のプロジェクト実施が円滑に進むよう、以上の点を踏まえた上で、提案書作成時には、相手国環境社会配慮に関する法令・基準を遵守しているか、また環境社会影響はどの程度のものか等を相手国側研究機関と協議・精査し、可能な限り環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる様な研究計画にさせていただきたく、ご留意願います。

第 5 章 応募に際しての注意事項

本章では主に JST が所管する事項について記載しています。本章 5.6 から 5.8、5.10、5.11、5.28 に関する JICA の扱いについては、本公募要領の「第 4 章 ODA による技術協力の概要」、もしくは JICA「地球規模課題国際科学技術協力 (SATREPS) プロジェクト実施の手引き」(https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq00000nj5mf-att/general_01.pdf) を参照してください。

5.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 6 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」(115 ページ) を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN ダイジェスト版を受講することができます。

以下のウェブサイトより受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課
E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 国際部 SATREPS グループ
E-mail : global@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

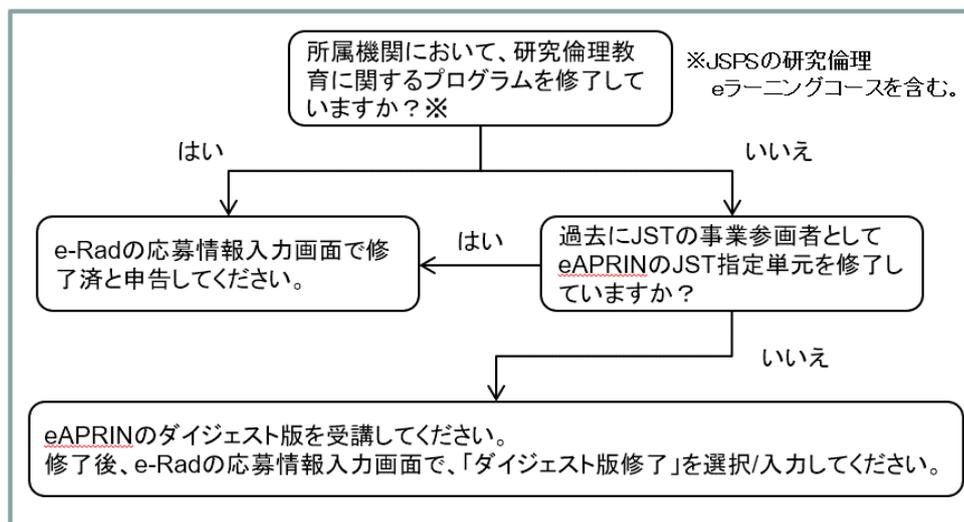


図7 研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

なお、JST では、本事業に参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブッカー—」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」

- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。

次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラムまたは教材を履修している場合を除きます)。

5.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※)。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究課題の不採択等」といいます。)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」といいます。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

- (i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、研究代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)(以下「研究費に関する情報」といいます。)や、現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報(以下「所属機関・役職に関する情報」といいます。)を応募書類や府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」といいます。)に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をし

た場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出することが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

5.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

また、「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」（令和 6 年 12 月 18 日文部科学省 科学技術・学術政策局）においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互惠性・透明性といった共通の価値観に基づく開かれた研究環境を守り、大学等の国際連携を推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については文部科学省のウェブサイトを参照してください。

○「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」（令和 6 年 12 月 18 日文部科学省 科学技術・学術政策局）

https://www.mext.go.jp/content/20241218-mxt_kagoku-000039402_1-1rrr.pdf

5.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が本事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給

状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。なお、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合は、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法 第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

本事業において JST と研究契約を締結する研究機関には、外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を有していること（応募時点において遵守できる体制を有していない研究機関においては、提供を行う日又は研究期間終了日のいずれか早い方までに「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を構築できること）を本事業への応募要件として求めます。このため、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供輸出が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、既に輸出者等遵守基準を遵守できる体制を有している研究機関においては、採択に当たり、安全保障貿易管理への対応状況等、必要事項の記載（及び必要書類の提出）を求める場合があります。また、応募時点で当該体制を有していない研究機関においては、採択に当たり、提供を行う日又は研究期間終了日のいずれか早い方までに当該体制を構築する旨の誓約書等の提出を求める場合があります。なお、これらの資料については、経済産業省の求めに応じて報告する場合がありますのでご承知おきください。

【参考】外為法第 55 条の 10 第 1 項 輸出者等遵守基準

業務として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）に対し、遵守が義務づけられている規程。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱わない輸出者等には、1) 貨物等を確認する責任者を定めること、2) 法令遵守の指導を行うことについて、遵守が義務づけられている。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱う輸出者等には、さらに 1) 代表者を責任者とする、2) 輸出管理体制を定めること、3) 該非確認の手続きを定めること、4) 用途と需要者の確認手続きを定めて、手続きに従って確認を行うこと、5) 出荷時に該非確認した貨物等との一致性を確認すること等について、遵守が義務づけられている。

安全保障貿易管理の詳細については、経済産業省等のウェブサイトを参照してください。

○経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/> ※連絡先も掲載されています。

- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf

日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属することを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出す

ることを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、JST は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本事業においては、同提言の内容については委託研究契約の内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、JST へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

5.5 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」ととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳

(外務省告示第 463 号 (平成 28 年 12 月 9 日発行))

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

5.6 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

5.7 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表

に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2023/2023globals309betsu.pdf>

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」といいます。）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合に必要な要件や手続きの方法については、別途事務処理説明書等において定めていますので、確認してください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和 5 年 2 月 8 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

- 直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出に係る、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）における対応について（令和 2 年 12 月 21 日）

https://www.jst.go.jp/global/pdf/buyout_houshin_kokusai.pdf

https://www.jst.go.jp/global/pdf/pi_houshin_kokusai.pdf

5.8 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

5.9 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

5.10 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」 (<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

5.11 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2024」（令和 6 年 6 月 4 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるもの

については、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
[平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（R3.3.26）]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略 2024」[閣議決定（R6.6.4）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2024_zentai.pdf
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統ルールについて」
[令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5.5.24 改正）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
[令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）]
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>

- 「コアファシリティ構築支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

5.12 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意事項）

- ・「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。

- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度[※]の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日~20 日)の勤務時間(7 時間 45 分~8 時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

5.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて~」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5~10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めると

ともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

5.14 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

また、体格や身体の構造と機能の違いなど生物学的性（セックス）や、社会的性（ジェンダー）など、性差等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

- ・性を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における性との関わりを検討し、必要に応じて性差等を考慮して実施してください。

5.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (R2.12.18 改正)]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

5.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

5.17 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

5.18 その他の関連法令など研究を進める上での注意事項

5.18.1 遺伝資源の取得・利用について

プロジェクトで研究開発を推進する上で、相手国を含め海外の遺伝資源（関連する伝統的知識を含む）を取得又は利用する場合には、生物多様性条約、名古屋議定書、食料及び農業のための植物遺

伝資源に関する国際条約（ITPGR）及び遺伝資源提供国の関連法令等を遵守すると共に、我が国で 2017 年 8 月 20 日に施行された 国内措置（ABS¹⁶指針）に適切に対処してください。相手国における関連条約等の批准及び国内法令等の整備状況に応じて、必要となる契約等の締結や許可証の取得等に努めるとともに、日本と相手国間の遺伝資源の授受では素材移転契約（MTA）の締結をお願いします。なお、遺伝資源の取得・利用と利益配分、ABS 指針、生物多様性条約、ITPGR の詳細については、以下ウェブサイトを参照してください。

- 国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム
<https://idenshigen.jp/>
- 財団法人バイオインダストリー協会
<https://www.mabs.jp/index.html>
- 環境省
<https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/consideration.html>
- 生物多様性条約 : Convention on Biological Diversity
<https://www.cbd.int/>
- 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）
<https://www.fao.org/plant-treaty/en/>

※研究上の物品に限られません。あらゆる情報・物品の取り扱いについて、十分に注意してください。

5.18.2 海外における安全対策及び研究者の安全に対する責任

(1) 各国・地域の治安状況に応じた安全対策について

各国・地域の治安状況については、**外務省海外安全ホームページ** (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) の「国・地域別安全情報」ページの「危険情報」をご確認ください。「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。危険情報では、対象地域ごとに 4 つのカテゴリ（以下表を参照）による安全対策の目安が冒頭に示されます。

¹⁶ ABS: Access and Benefit-Sharing

安全対策の 4 つの目安（カテゴリー）

「レベル1：十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
「レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)
「レベル4：退避してください。 渡航は止めてください。(退避勧告)」	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

さらに、JICA では ODA 事業を実施している国ごとに安全対策のルールとして「**国別安全対策措置（渡航措置及び行動規範）**」を定めています。

ODA 事業においては、上記の安全対策の 4 つの目安（カテゴリー）が レベル3以上の地域への渡航にあたっては、JICA 及び外務省への協議が必要とされています。 個別に判断していくこととなりますが、原則としては、レベル3地域では、事業の緊急性・重要性が高く、適切な安全対策が可能な場合に限り活動すること、レベル4地域では活動しないこととなっております。

レベル1やレベル2に指定されている国や地域であっても、JICA の国別安全対策措置に照らし、活動の実施場所や手段等に様々な制約のある場合があります。

応募に際しては、必ず当該国の JICA 国別安全対策措置をご確認の上、同措置を踏まえた提案をお願いします。なお、応募受付後又は採択後であっても、対象国・地域の急激な治安悪化に伴う安全対策上の理由、感染症の流行等、健康管理上の理由や外交政策上の理由から、調査地域の変更を JICA が提案することがありますので、予めご了承ください。

JICA の「安全対策措置」の入手方法 以下の JICA の国別安全対策情報ウェブサイトからユーザ名及びパスワードを申請し、ダウンロードしてください。

(<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>)

別添1（131ページ）は、令和7年8月時点の各国治安状況も踏まえたものです。応募にあたっては、上記外務省海外安全ホームページで最新の情報をご確認ください。

外務省では、上記の「危険情報」とは別に「感染症危険情報」を発出しています。「感染症危険情報」は、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。詳しくは、外務省海外安全ホームページの「感染症危険情報とは」(https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html) をご覧ください。

(2) 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JST 及び JICA は一切責任を負いません。海外へ渡航する際は、十分な治療救済費用保険を含む海外旅行損害保険に必ず加入するものとします。

安全衛生管理につきましては、研究機関にて、管理体制及び内部規則を整備の上、労働安全衛生法等の安全関係法令の遵守及び事故防止に努めてください。また本委託研究に起因して事故及び当該事故に伴う研究者等の負傷等が発生した場合は、速やかに JST 及び JICA に対して書面にて報告ください。

また、昨今の国際情勢に鑑み、在留届の提出・JICA の「渡航管理システム」への登録の徹底など、外務省や JICA からの情報や指導を踏まえて、研究員を始めとする事業関係者の安全対策に最大限努めてください。

なお、JICA では、以下ウェブサイトにおいて、国別安全対策措置、国別安全対策マニュアル、注意喚起情報、安全対策研修の予定等を提供しています。渡航する研究者は、これら安全対策情報を事前に収集するとともに、安全対策研修を受講し安全対策措置を遵守するようにしてください。

- JICA 国別安全対策情報 (国別安全対策措置、国別安全対策マニュアル等)

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

- JICA 安全対策研修

<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>

5.18.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のウェブサイトを参照してください。

○文部科学省：生命倫理・安全に対する取組

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/mext_02626.html

○厚生労働省：厚生労働科学研究に関する指針

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>

5.18.4 人権及び利益の保護

研究計画、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

5.18.5 社会的・利益的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

5.18.6 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

5.18.7 AI の活用について

AI を活用する場合には、広島 AI プロセスをはじめとする国際指針や行動規範等を踏まえてください。

○広島 AI プロセス

<https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/>

5.19 社会との対話・協働の推進について

『『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究

成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

5.20 オープンサイエンスの促進について

(1) JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています(平成 29 年 4 月施行、令和 4 年 4 月、令和 7 年 3 月改訂)。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業の研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し(※1)、JST の求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ(※1)を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データのうち公開データについては、各研究機関が指定する機関リポジ

トリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。加えて、国の方針により指定された一部の事業については、下記(2)で示す学術論文等の即時オープンアクセスに対応いただきます。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン
(※ 1) DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- 研究 DX(デジタル・トランスフォーメーション)-オープンサイエンス(内閣府)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>
- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方
(統合イノベーション戦略推進会議)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>
- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目 (令和 6 年 7 月 30 日 改正)
https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映(改正)を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「5.22 NBDC からのデータ公開について」も参照してください。

(2) 学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和 7 年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業(※ 2)、創発的研究支援事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ(※ 3)は、「学術論

文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」という。)及び「「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定)」の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)」(以下「具体的方策」という。)に従って、学術雑誌への掲載後、即時(※4)に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)(※5)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Radを通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該否、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合)即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子について記入する必要があります。

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)

https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

- 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定)の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)

https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ

https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、JST が運用する Jxiv や GRANTS Data (2025 年度リリース予定) 等のリポジトリをご活用ください。

- (※ 2) 戦略的創造研究推進事業のうち、先端的カーボンニュートラル技術開発 (ALCA-Next) 及び情報通信科学・イノベーション基盤創出 (CRONOS) は除く。
- (※ 3) 基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。」とされている。
- (※ 4) 具体的方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバゴ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後 3 か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。
- (※ 5) 「NII 研究データ基盤 (NII Research Data Cloud) の概要」(国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター) (<https://rcos.nii.ac.jp/service/>)

5.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、JST/JICA の支援の成果であること及び体系的番号を謝辞等に必ず記載してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により支援を受けた旨を記載する場合には「JSTSATREPS Program Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、JPMJSA+数字 4 桁です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This research was supported by Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development (SATREPS) in collaboration between Japan Science and Technology Agency (JST, JPMJSAXXXX) and Japan International Cooperation Agency (JICA).

【和文】

本研究は、国立研究開発法人科学技術振興機構（J S T、JPMJSAXXXX）と独立行政法人国際協力機構（J I C A）の連携事業である地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（S A T R E P S）の支援を受けて実施しました。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

5.22 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業（<https://biosciencedbc.jp/>）では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）でも、NBDC（現 情報基盤事業部 NBDC 事業推進室）が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcls.jp/

5.23 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」といいます。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3 R の原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定

期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いいたします。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

5.24 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、本事業で開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託（※）いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

5.25 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が適用される臨床研究、又は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）が適用される研

究等（以下、「治験・研究」といいます。）の倫理審査等について、原則として、機関共同研究を実施する場合には一括審査を行ってください。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、この限りではありません。

本事業において、多機関共同研究における治験・研究を行う場合、その実施の適否について、一括審査を行うことが必要です。また、一括審査の記録については、治験・研究のルールに準じて一定期間の適切な管理を行ってください。状況把握のために、必要に応じて、研究機関に照会を行うことがあります。

（参考）規制改革実施計画（令和 6 年度）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf

P.51-52 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化

【該当部分】

- b 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、a の目標を達成するため、競争的研究費の提供を受ける治験・研究について、多機関共同研究を実施する場合には一括審査を必須要件に位置付ける。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究

5.26 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 7 年 4 月時点で 18 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

5.27 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

5.28 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

5.28.1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

5.28.2 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 8 年 4 月 1 日以降、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad からチェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結まで

に、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 7 年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 8 年度版チェックリストに係る手続きを令和 8 年 12 月 1 日までに行ってください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

5.29 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。)) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研

研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等) を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3.4
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1 以外 ①社会への影響が大きく、 行為の悪質性も高いと判断 されるもの	5 年
	② ①及び③以外のもの	2～4 年
	③ 社会への影響が小さく、 行為の悪質性も低いと判断 されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

・表中※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用

額が少額な場合

- ・表中※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合
- ※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

5.30 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、令和 7 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 6 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

5.31 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施においては、関係法令・指針等を遵守することが求められます。特に、現地で雇用する場合の労働関連法、施設等を整備する場合の土地や建築に関する法令などに留意が必要です。研究を実施するに当たり、日本もしくは現地の関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に

基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

5.32 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

5.32.1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施にあたり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文科科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文科科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

5.32.2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和 8 年 4 月 1 日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 8 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文科科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和 7 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 8 年度版研究不正行為チェックリストを令和 8 年 9 月 30 日までに提出してください。

文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00007.html

(上記 URL は、令和 7 年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。)

(※1) 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日（9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

5.32.3 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加※資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以

下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。) の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
	特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小			1～2年	

	さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの
--	------------------------

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。
 なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JST が行った措置等）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

5.33 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業へ

の研究課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底していただくことが必要です。

5.34 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、研究者番号、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開するとともに、公開情報として JST 他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

5.35 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

e-Rad については「第 6 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」（115 ページ）も参照してください。

5.36 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（<https://researchmap.jp/>）は JST が運営する日本の研究者情報データベースとして 37 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録・更新くださるようお願いいたします。

5.37 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

5.38 特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和4年法律第43号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

○内閣府：特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

第 6 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

6.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

6.2 e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）（<https://www.e-rad.go.jp/>）及び研究提案募集ウェブサイトに掲載する「付録 e-Rad マニュアル（本プログラム提案者用補足資料）」を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

6.2.1 e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までには、研究機関及び所属研究者の事前登録、研究インテグリティに係る情報の入力が必要となります。

①研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事

務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。研究インテグリティに係る情報の入力 e-Rad のシステム改修以降(2022 年 3 月 15 日以降)、登録をしていない場合は必ず行ってください。既に登録済みの方は必要ありません。詳細は研究提案募集ウェブサイトに掲載する「付録 e-Rad マニュアル(本プログラム提案者用補足資料)」を参照してください。

6.2.2 e-Rad での応募申請

・研究者による応募課題の提出

e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「申請中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかつた場合は、JST 国際部 SATREPS グループ（連絡先は巻末）まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<注意事項>

①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と提案様式の添付が必要です。

アップロードできる提案様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 国際部 SATREPS グループ（連絡先は巻末）へ問い合わせてください。

②応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

③安全保障貿易管理の設問において「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」を登録する必要があります。e-Rad の応募情報入力画面には、各研究機関別で輸出・技術提

供予定の有無を入力する項目がないため、研究代表者が研究参画機関すべての輸出・技術提供予定の有無をとりまとめ、輸出・技術提供予定ありの研究機関があれば、輸出・技術提供予定「あり」と登録してください。

6.3 その他

6.3.1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは JST 国際部 SATREPS グループにて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、選考状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する 問い合わせ	JST 国際部 SATREPS グループ	03-5214-8085 10:00～12:00／13:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する 問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く

○SATREPS ウェブサイト : <https://www.jst.go.jp/global/>

○ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

6.3.2 e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

6.3.3 e-Rad への入力項目について

e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、以下の項目を入力することが必要になります。入力する際、提案書類と差異がないように以下の対比表を参照してください。

e-Rad 入力項目		提案書類の項目	備考
研究共通情報	新規継続区分	—	新規を選択してください。
	課題 ID	—	記入不要
	研究開発課題名	様式 1 (a) 提案課題名	
	研究期間	様式 1 (b) 研究期間	
	研究目的	様式 1 (i) 研究課題の目的	e-Rad 記入欄の上限字数にかかわらず、250 字以内で記載してください。
	研究概要	様式 1 (j) 研究課題の概要	e-Rad 記入欄の上限字数にかかわらず、250 字以内で記載してください。
	安全保障貿易管理	様式 9 項目 18	輸出・技術提供予定ありの研究参画機関が 1 つでもあれば、「あり」と登録してください。
研究個別情報	研究課題名【英語】	様式 1 (a) 研究課題名（英語）	ODA 事業名と同じ課題名。「Project」を必ず含めてください。また、原則として課題名に国名は記載しないでください。
	研究期間（暫定期間除く）	様式 1 (b) 研究期間	3～5 年間より選択してください。
	国内参画機関名	様式 1 (f) 国内参画機関名	複数機関可。
	JST 委託費総額	様式 1 (c) 研究費総額（JST）	間接経費 30%を含む。 単位：千円
	JICA 事業契約	様式 1 (c) JICA 事業経費総額（相手国側）	間接経費なし。 単位：千円
	相手国の地域	—	別添 1 の 6 つの地域より選択してください。
	相手国名	様式 1 (g) 相手国	複数国可 ※複数国間での共同研究として応募される場合にのみ、R/D 署名をした上で参画される予定の国すべてを記載してく

e-Rad 入力項目		提案書類の項目	備考														
研究個別情報	相手国側研究機関名	様式 1 (h) 相手国側研究機関名	複数機関可														
	研究代表者の連絡先（郵便番号）	様式 3 研究代表者の連絡先の郵便番号	選考に関する全ての情報は、 <u>入力いただきました連絡先へ通知します</u> ので入力ミス等がないようにお願いします。														
	研究代表者の連絡先（所在地）	様式 3 研究代表者の連絡先の住所															
	研究代表者の連絡先（電話番号）	様式 3 研究代表者の連絡先の電話番号															
	研究代表者のメールアドレス	様式 3 研究代表者のメールアドレス															
	研究代表機関の事務連絡先のメールアドレス	様式 3 研究代表機関の事務連絡担当のメールアドレス															
応募時予算額	直接経費総額	様式 6 の 1. 研究チームの JST 委託研究費計画『直接経費合計』		<p>年度ごと。単位：千円</p> <p>次のようにご対応ください。</p> <table border="0"> <tr> <td>（様式 6）</td> <td>（e-Rad）</td> </tr> <tr> <td>暫定期間</td> <td>2026 年度</td> </tr> <tr> <td>1 年目</td> <td>2027 年度</td> </tr> <tr> <td>2 年目</td> <td>2028 年度</td> </tr> <tr> <td>3 年目</td> <td>2029 年度</td> </tr> <tr> <td>4 年目</td> <td>2030 年度</td> </tr> <tr> <td>5 年目</td> <td>2031 年度</td> </tr> </table>	（様式 6）	（e-Rad）	暫定期間	2026 年度	1 年目	2027 年度	2 年目	2028 年度	3 年目	2029 年度	4 年目	2030 年度	5 年目
	（様式 6）	（e-Rad）															
暫定期間	2026 年度																
1 年目	2027 年度																
2 年目	2028 年度																
3 年目	2029 年度																
4 年目	2030 年度																
5 年目	2031 年度																
研究者情報、直接経費、エフォート	様式 3 日本側研究体制 『氏名』他	<u>研究代表者の情報のみ</u> を入力ください。															
研究組織情報																	

Q&A・お問合せ

1. 公募全般に関すること

Q これまでに採択された課題数を教えてください。

A 本プログラムでは、以下のとおり合計 214 課題の国際共同研究を採択しています（AMED に移行した感染症分野含む）。

採択年度	採択課題数	採択年度	採択課題数
平成 20 年度	12 課題	平成 29 年度	9 課題
平成 21 年度	20 課題	平成 30 年度	9 課題
平成 22 年度	17 課題	平成 31 年度	12 課題
平成 23 年度	10 課題	令和 2 年度	11 課題
平成 24 年度	8 課題	令和 3 年度	12 課題
平成 25 年度	10 課題	令和 4 年度	12 課題
平成 26 年度	10 課題	令和 5 年度	11 課題
平成 27 年度	14 課題	令和 6 年度	12 課題
平成 28 年度	13 課題	令和 7 年度	12 課題

各課題の概要は、以下のウェブサイトから参照してください。

https://www.jst.go.jp/global/kadai/by-research-field/environment_energy1/index.html

Q 令和 8 年度の公募要領の主な変更点を教えてください。

A 以下のウェブサイトにて別紙として掲載していますので、そちらを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/global/koubo/index.html>

Q 環境・エネルギー分野内で選考領域を振り分ける場合があるとのことですが、振り分けの結果は選考前に提案者に知らされますか。

A 希望と異なる結果となった場合は書類選考会前までに通知にてお伝えします。ただし、振り分けた結果についての変更は受け付けませんのであらかじめご了承ください。

Q 環境・エネルギー分野ではその下に属する 2 領域への応募を一括で受け付けることに伴い、e-Rad からの申請に際し留意する点はありますか。

A e-Rad で公募を検索する際、「環境・エネルギー研究分野」と検索し、令和 8 年度の公募を選択してください。領域名で検索しても検索結果に表示されませんのでご注意ください。

2. 日本側研究体制について

2.1 研究代表者、主たる共同研究者の要件等

Q ポスドク¹⁷は研究代表者として申請できますか。

A ポスドクは、研究代表者、あるいは主たる共同研究者として申請することはできません。

Q 日本国籍を持たない研究者は研究代表者として申請できますか。

A 国内の研究機関に所属していれば、外国籍の研究者も研究代表者や主たる共同研究者として応募することは可能です。ただし、派遣国によっては、免税・訴追免除等、相手国との協定等により付与されるべき特権・免除事項が適用されない場合があります。

Q 非常勤の職員（客員研究員等）は研究代表者として申請できますか。

A 研究期間中、日本国内の研究機関において自らが研究実施体制をとれるのであれば可能です。当該非常勤職員を研究代表者として、当該研究機関と JST 又は JICA が契約及び取極めを締結できるかは、当該研究機関と当該非常勤職員との契約内容によります。主たる共同研究者となる場合も同様です。

Q 相手国代表機関や協力機関で研究を実施することを前提に、海外在住の研究者が研究代表者として申請できますか。

A 本プログラムでは、日本の研究機関に所属する研究代表者とその所属機関、相手国に研究拠点を持つ相手国の研究代表者とその所属機関との間の共同研究を想定しているため、認めておりません。主たる共同研究者となる場合も同様です。

¹⁷ 博士の学位を修得した者又は所定の単位を修得の上博士課程を退学した者（いわゆる「満期退学者」）のうち、任期付で採用されている者で、1.大学や大学共同利用機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の学校教育法第 92 条に基づく教育・研究に従事する職にない者、又は、2.独立行政法人等の公的研究機関（国立試験研究機関、公設試験研究機関を含む。）において研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・主任研究員等の管理的な職にない者

（参考：https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa06/postdoctor/yougo/1414263.htm）

2.2 研究代表者、主たる共同研究者以外の参画者の要件等

Q ポスドク及び大学院等在籍の学生は研究プロジェクトに参加できますか。

A ポスドク及び大学院生については、研究プロジェクトを進めるに当たり一定の役割を担っていること、かつ研究計画書に研究参加者として登録することにより、プロジェクトの一員として参加することができます。学部生についても、日本における優れた研究者育成の一環として同様の条件の下に研究に参加することができます。なお、大学院生及び学部生は在外研究員として JICA 事業経費で派遣することはできませんが、所定の条件（所属機関と雇用契約を締結していること、他の在外研究員が同行することなど）を満たす場合は、学生の RA 雇用経費や旅費を JST 委託研究費で支出することができます。詳細については、委託研究事務処理説明書等を参照してください。

Q 日本国籍を持たない研究者を在外研究員として申請できますか。

A 本プログラムでは、日本による技術協力の実施意義や先方政府との関係等から、日本国籍を有する研究者の派遣を原則とします。ただし、その研究に必須の技能を持つ人材が他になく、研究事業遂行のため余人をもって代えがたい時で、かつ、当該人が外国籍を持つ場合、相手国政府が在外研究員として認める場合のみ JICA 事業経費での派遣可能となります。なお、派遣国によっては、免税・訴追免除等、相手国との協定等により付与されるべき特権・免除事項が適用されない場合があります。

Q 所属のない研究者の参加は可能ですか。

A 所属のない研究者を共同研究に参加させることは原則できません。研究参加機関（研究代表機関を含む）が身分（客員研究員等）を付与し、その所属機関が保障と責任を持ち研究に参加させることは可能です。

Q （相手国でない）第三国に所在する研究機関に所属する研究者の参加は可能ですか。

A 可能です。ただし、研究参画機関（研究代表機関を含む）での身分（客員研究員等）を有し、その所属機関の管轄下である事が必須です。

2.3 企業の参画について

Q 応募可能な企業の要件について教えてください。

A 日本国内に法人格を有する企業等である必要があります。

Q 企業等の参画方法について教えてください。

A 企業等は研究代表機関としての参画の他、以下の方法で研究プロジェクトに参画することが可能です。

a. 企業等は共同研究機関として JST と委託研究契約を結び、研究開発や社会実装等を担う機関として参画することができます。

b. 当該企業等が JST と委託研究契約を締結しない場合も、当該企業等に所属する者が、研究代表機関、もしくは共同研究機関のメンバーとして参画することが可能です。

なお、当該企業等に所属する者が研究プロジェクトの参加者とはならない場合も、外部支援機関（アドバイザリー機関や将来の社会実装を担う機関、研究開発要素を含まない検査業務等の請負機関）として連携することが可能です。

※外部支援機関としての連携を前提とする場合、様式 8 の提出は必須ではありません。

Q 企業等が参画する際の、留意点を教えてください。

A 以下にご留意ください。

- JST は、企業等との委託研究契約に先立ち、委託の可否及び委託方法に係る審査を行います。この審査の結果によっては、JST が特に指定する委託方法に従っていただくことがあります。また、財務状況が著しく不安定な場合等は、委託が不可能と判断され、当該研究機関では研究が実施できない場合があります、その際には研究体制の見直し等をしていただくことがあります。
- JICA においても、JST 同様に、企業等との事業契約書締結に先立ち、必要書類を提出してもらい、事業契約書締結の可否及び契約方法に係る審査を行います。この審査結果によっては、JICA が指定する委託方法に従っていただくことがあります。なお財務状況が著しく不安定な場合等は、委託が不可能と判断され、当該研究機関では海外での技術協力プロジェクトが実施できない場合は、研究体制の見直し等をしていただくこともあります。
- 本プログラムは相手国との共同研究が前提であり、研究の実施に加え、研究成果の公表や知的財産権の共有、相手国からのサンプルや情報の持ち出し等において、企業等の所属者であっても、相手国側で支障がないことをあらかじめ確認願います。
- 研究担当者（研究代表者・主たる共同研究者）に対する給与等は、直接経費から支出はできません。

- 研究参加者（当該研究題目に参加するメンバー）に対する給与等は、一定の条件の下で支出する事が可能です。
- JICA 事業経費による機材調達の際、原則として、銘柄を指定しない仕様書に基づく競争原理を導入した調達（入札又は相見積もり）を、企業等で行ってください。

上記 JST 事項についての詳細は以下ウェブサイト「委託研究事務処理説明書（企業等向け）」を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

2.4 体制の変更や相手国への常駐について

Q 研究提案書類に記載した研究実施体制を、面接時あるいは採択後に変更することはできますか。

A 研究提案書類に記載された内容で選考を行いますので、不必要な変更が生じることのないよう、研究提案時に慎重に検討ください。ただし、研究主幹の承認のもとでの調整等、もしくは国際共同研究開始に先立って JICA が相手国側研究機関と R/D を締結する過程で、変更をお願いすることはあります。なお、国際共同研究であることに鑑み、研究代表者の交代は原則として認めておりません。

Q ODA と連携することになっていますが、研究代表者は長期在外研究員として相手国に常駐しなければならないのでしょうか。

A 必ずしも研究代表者が相手国に常駐する必要はありませんが、研究代表者が相手国に赴き、現場管理をすることを重要視しています。技術協力プロジェクトでは、「短期シャトル型専門家¹⁸」という形態も含め柔軟に対応しています。しかしながら、現地での活動を円滑にし、より多くの効果発現を行うためには、現地常駐又はそれに近い形で日本側研究者が派遣されることが望ましいことは言うまでもありません。共同研究を通して相手国の自立的な研究開発能力の向上に寄与することが日本側研究者には求められていること、及び研究代表者が総括責任者として当該国際共同研究における在外研究員派遣の責任者であることに留意のうえ、研究員派遣計画を検討ください。

Q 研究代表者以外の日本側研究参加者について、相手国への常駐者が必要でしょうか。

A 必ずしも日本側研究者が常駐しなければならないというわけではありませんが、適切な対応策

¹⁸ 短期シャトル型専門家：相手国に常駐せず、一定期間において継続的に相手国に短期間派遣されることを前提とした専門家のこと。

を求めます。開発途上国である相手国との共同研究を円滑に推進するため、また、その共同研究を通じて相手国のキャパシティ・ディベロップメントを図るということも事業の趣旨であるため、常駐ではなくとも、例えば現地勤務 3 ヶ月・日本勤務 1 ヶ月を繰り返すなど現地における研究に重きを置いた継続的な派遣を行うことなどの対応が必要です。選考に当たっては、提案内容における日本側実施体制も踏まえて総合的に評価します。

3. 予算・契約について

3.1 JST との委託研究契約について

Q JST 委託研究費の使途について制限はありますか。

A 委託研究費については、以下ウェブサイト「委託研究事務処理説明書」に掲載していますので、使途を計画する際にご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

Q 日本国内の「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」^(注)の形式をとるのですか。

(注) 研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のこと。

A 本プログラムでは、研究契約は「再委託」の形式はとっておりません。JST は、研究代表者及び主たる共同研究者が所属する研究機関のそれぞれと個別に研究契約を締結します。

3.2 JICA との契約について

Q JICA は日本国内の「主たる共同研究者」が所属する研究機関と契約を結びますか。

A JICA では、研究代表機関とのみ契約関係が発生し、共同研究機関とは契約等を締結しません。なお、研究代表機関が、共同研究機関やその他協力機関、特に大学発ベンチャー企業等に、競争性を有しない特命随意契約にて再委託契約を行う場合は、必ず JICA 側に選考方法等も含めて、契約締結前に確認を行うようお願いいたします。

Q 研究代表者所属機関と JICA との間で締結される取極め及び事業契約書の署名者はどの程度の職位の者を想定すればよいですか。

A JICA 側での署名者は、取極めのうち、本体（一つの研究代表者所属機関につき初回のみ締結）については理事長、取極めの附属書（各プロジェクトにつき締結）についてはプロジェクト担当

部長、事業契約書は契約担当理事です。これらの職位に従い、研究代表者所属機関側での規程等に基づき、決定してください。

4. 提案書や e-Rad での応募について

Q 様式 1～9 は日本語で作成するのでしょうか。

A 様式 1～9 は、原則として日本語で作成するものとしますが、難しい場合は英語で作成しても構いません。英語の応募様式は、SATREPS の英文サイトに掲載してあります。

<https://www.jst.go.jp/global/english/koubo/index.html>

なお、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）には日本語で入力しなければならない箇所がありますので、そちらは周りの方の協力を得て日本語で入力してください。

また、面接選考も同様に、原則として日本語で行うものとしますが、難しい場合は英語で行っても構いません。

Q 様式 4 の記入要領に海外機関を含むとありますが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいですか。

A 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

Q 様式 7 の「機関長名」には、学部長など下部組織の長の氏名及び公印で提出してもよいですか。

A 下部組織の長ではなく機関長（大学なら学長）名で様式 7 をご提出ください。なお、公印は省略可能です。また、様式 7 は研究代表者が対象であり、主たる共同研究者については提出不要です。

Q 様式 8 の責任者名の「責任者」とは、どのような方を指しますか。「社印」は個人印でもよいですか。

A 企業の場合は所属部長など、参画者の SATREPS での活動に責任がとれる方を指します。また、個人印ではなく役職印をお願いします。なお、社印は省略可能です。

Q 提案書の様式 8 の提出が必要な組織がわかりません。

A 日本側の研究参画機関に含まれる全ての企業について、様式8を提出してください。ただし、外部支援機関として企業が参画する場合、提出は任意です。企業以外では以下に該当する機関は提出不要です。

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関（一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人を含む）

Q 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の研究者番号を持っていないのですが、どうしたらよいですか。

A 応募はe-Radを通じて行っていただきます。研究代表者のe-Radの使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録（番号の取得）が必要です。事前登録の方法は第6章を参照してください。なお、e-Radでの応募申請時、研究代表者以外の主たる共同研究者や研究参加者についての入力 は任意です。ただし、提案書には主たる共同研究者や研究参加者を記載してください。

Q 本プログラムへの、一機関当たりの応募数制限はありますか。

A 機関ごとの応募件数の制限はありません。ただし、一機関から2件以上応募いただく場合でも、必ず1件の研究提案書類ごとに研究代表者所属機関の長（学長、理事長等）からの承諾書（様式7）が必要です。

5. ODA 要請や相手国側研究体制について

5.1 ODA 要請について

Q 「開発途上国のニーズ」は、どのように把握したらよいのでしょうか。

A 本プログラムでは開発途上国のニーズに則した研究提案になっているか否かが課題選考における重要な視点となっています。したがって、事前の研究交流等を通じて十分に相手国のニーズを把握した提案が望まれます。「国別開発協力方針（旧国別援助方針）」（外務省が現地の政治・経済・社会情勢、開発計画、開発上の課題等を総合的に勘案して策定するODAの方針）が策定されている国については外務省ウェブサイトで公開していますので参照してください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html

なお、持続可能な国際共同研究の実施のためには、相手国においても相手国の行政機関等を

含めた組織的な取組が求められ、その体制が十分に整っているかどうかも選考の際に考慮されます。プロジェクトの形成に当たっては、相手国にある日本大使館及び JICA 在外事務所にも事前に情報共有いただくことをお勧めします。

また、地域研究の学会等に参加し、相手国で活動する参加者と交流することも開発途上国のニーズを把握する有力な方法の一つです。

Q ODA 要請書の様式は、どこかで入手できますか。

A 各国の ODA 担当省庁が定めていますので、ODA 要請書の詳細については、相手国側研究機関から所管省庁又は ODA 担当省庁に照会してください。

Q JST への提案書の提出に合わせて、相手国の共同研究機関の働きかけによって、相手国の ODA 担当官庁が、ODA の技術協力プロジェクト実施を要請（ODA 要請書の提出）する必要があるのでしょうか。

A 研究課題の提案書の提出に合わせて、相手国側による ODA 要請書の提出が必須です。所定の期限までに研究提案書と ODA 要請書の双方が提出されたプロジェクトのみ選考の対象となります。どちらか一方が所定の期限までに提出されていないプロジェクトはその時点で不採択となりますので注意ください。

Q 提案書の提出時までには、相手国での技術協力プロジェクト実施の要請内容（ODA 要請書）を確定させておく必要がありますか。

A 相手国と要請内容について調整いただいた上で、相手国から ODA 要請書を提出いただくことが必要です。特に、提案様式にも記載があるとおり、「提案課題名（英文）」、「研究の目的」、「研究の成果達成目標」、「研究内容及び研究計画」、「実施研究体制」、「機材・人員等のおおよその投入規模・内容」、「研究期間」等については、日本と相手国側でコンセンサスがあることが必要です。なお、条件付採択が決定した後、JICA では、相手国側機関と R/D を署名するために詳細計画策定調査を行います。その結果を反映して、提案の研究計画を修正いただく可能性もあることをご了承ください。「提案課題名（英文）」については、ODA 要請書のプロジェクト名と同じであることが求められます。相手国側研究機関と十分調整してください。また、「提案課題名（英文）」は、Project から始めるとし（例：The Project for Climate Change・・・）、原則として課題名に「in 国名」の表現は入れないでください。

Q 技術協カプロジェクト実施の要請（ODA 要請書）の提出状況を確認できますか。

A ODA 要請書の提出状況については回答いたしかねます。ODA 要請書が期日までに外務本省へ提出されず、選考要件未達となった場合は 11 月頃に通知でお知らせします。

Q 開発途上国各国には、本プログラムについて、その趣旨・仕組みを含めて周知されているのでしょうか。相手国での手続き等に関する対応を応募者が行う必要があるのでしょうか。

A 対象となる開発途上国各国の ODA 担当省庁には外務省/JICA から周知しています。しかしながら、日本側の応募者のカウンターパートとなる相手国側研究者まで周知が行き届いているかどうかは各国の国内事情にもよりますので、応募者におかれては、その点を理解のうえ、必要に応じて、相手国側研究者（及びその所属機関）がその国の ODA 担当省庁へ確認するようにご連絡ください。

5.2 相手国側研究機関、相手国側研究者及びそれらとの関係について

Q 相手国の複数の研究機関との共同研究を実施することは可能ですか。

A 相手国 1 カ国の中で複数の研究機関との共同研究を実施することは可能です。その場合には、ODA 要請書に複数の研究機関名が全て記載されていること、相手国内で共同研究の主体となる研究機関が特定されることが必要です。

Q 海外企業・海外 NGO 等の参画は認められますか。

A 本プログラムは相手国からの正式要請と二国間の国際約束に基づく技術協力事業として実施しており、政府出資のない民間企業・NGO は原則協力対象外となります。ただし、相手国側の研究機関が政府機関であり、その研究機関が連携パートナーとして認める場合、民間企業・NGO が自己負担により研究に参加することは可能です。海外企業・海外 NGO 等の参加に際しては、様式 8 の提出は不要です。

Q 国際機関や相手国私立大学の参画は認められますか。

A 開発途上国にある地域国際機関や私立大学であれば、参画を排除はしませんが、相手国政府が当該国際機関もしくは私立大学による ODA 事業の実施を認め、ODA 担当省庁を通じて ODA 要請書が日本大使館に正規のルートで提出され、日本国政府と相手国政府間で国際約束が締結されることが必要です。さらに、本プログラムの専門家、機材等にも通常の技術協力で提供される免税等の特権・免除が担保されること、加えて、共同研究の実施に必要な人員及び経費を自

ら確保することが、プロジェクト実施の前提となります。知的財産権の取扱いについても留意ください。

Q 日本の研究代表者が所属する研究機関自体が、既に相手国政府や研究機関と協定等を締結している場合、この事業実施のために、JICA が相手国側と協定の類を改めて締結する必要があるのでしょうか。

A 必要です。本プログラムは ODA との連携事業であり、二国間の国際約束に基づく JICA の技術協力プロジェクトとして実施されます。そのためには、JICA は国際約束に基づき相手国側と R/D 等の文書を改めて署名する必要があります。

6. お問い合わせ窓口

※お急ぎの場合を除き、なるべく電子メールでお願いします。

本プログラムや公募要領の内容、提案書に関するお問合せ：

国立研究開発法人科学技術振興機構 国際部 SATREPS グループ

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

E-mail: global@jst.go.jp

電話：03-5214-8085

ODA による技術協力や ODA 要請書に関するお問合せ：

独立行政法人国際協力機構（JICA）ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室

E-mail : gpgsd@jica.go.jp

別添 1 地球規模課題対応国際科学技術協カプログラムの対象国

No.	地域	国名等	No.	地域	国名等	No.	地域	国名等
1	アジア	インド	36	アフリカ	アルジェリア民主人民共和国	81	中南米	アルゼンチン共和国
2		インドネシア共和国	37		アンゴラ共和国 *	82		アンティグア・バーブーダ
3		カンボジア王国 *	38		ウガンダ共和国 *	83		ウルグアイ東方共和国
4		スリランカ民主主義共和国	39		エジプト・アラブ共和国	84		エクアドル共和国
5		タイ王国	40		エスワティニ王国	85		エルサルバドル共和国
6		ネパール *	41		エチオピア連邦民主共和国 *	86		ガイアナ共和国
7		パキスタン・イスラム共和国	42		エリトリア国 *	87		キューバ共和国
8		バングラデシュ人民共和国 *	43		ガーナ共和国	88		グアテマラ共和国
9		東ティモール民主共和国 *	44		カーボベルデ共和国	89		グレナダ
10		フィリピン共和国	45		ガボン共和国	90		コスタリカ共和国
11		ブータン王国	46		カメルーン共和国	91		コロンビア共和国
12		ベトナム社会主義共和国	47		ガンビア共和国 *	92	ジャマイカ	
13		マレーシア	48		ギニア共和国 *	93	スリナム共和国	
14		モルディブ共和国	49		ギニアビサウ共和国 *	94	セントクリストファー・ネイビス	
15		モンゴル国	50		ケニア共和国	95	セントビンセント及びグレナディーン諸島	
16		ラオス人民民主共和国 *	51		コートジボワール共和国	96	セントルシア	
17	中東	トルコ共和国	52	コモロ連合 *	97	チリ共和国		
18		パレスチナ	53	コンゴ共和国	98	ドミニカ国		
19		ヨルダン	54	コンゴ民主共和国 *	99	ドミニカ共和国		
20		レバノン共和国	55	サントメ・プリンシペ民主共和国 *	100	トリニダード・トバゴ共和国		
21	欧州	アゼルバイジャン共和国	56	ザンビア共和国 *	101	ニカラグア共和国		
22		アルバニア共和国	57	シエラレオネ共和国 *	102	パナマ共和国		
23		アルメニア共和国	58	ジブチ共和国 *	103	バハマ国		
24		ウズベキスタン共和国	59	ジンバブエ共和国	104	パラグアイ共和国		
25		カザフスタン共和国	60	セーシェル共和国	105	パラバドス		
26		キルギス共和国	61	赤道ギニア共和国	106	ブラジル連邦共和国		
27		コンボ共和国	62	セネガル共和国 *	107	ペリース		
28		ジョージア	63	タンザニア連合共和国 *	108	ペルー共和国		
29		セルビア共和国	64	チュニジア共和国	109	ポリビア多民族国		
30		タジキスタン共和国	65	トーゴ共和国 *	110	ホンジュラス共和国		
31		トルクメニスタン	66	ナイジェリア連邦共和国	111	メキシコ合衆国		
32		ボスニア・ヘルツェゴビナ	67	ナミビア共和国	112	キリバス共和国 *		
33		北マケドニア共和国	68	ブルンジ共和国 *	113	クック諸島		
34		モルドバ共和国	69	ベナン共和国 *	114	サモア独立国		
35		モンテネグロ	70	ボツワナ共和国	115	ソロモン諸島 *		
		71	マダガスカル共和国 *	116	ツバル *			
		72	マラウイ共和国 *	117	トンガ王国			
		73	南アフリカ共和国	118	ナウル共和国			
		74	モザンビーク共和国 *	119	ニウエ			
		75	モーリシャス共和国	120	バヌアツ共和国			
		76	モーリタニア・イスラム共和国 *	121	バプアニューギニア独立国			
		77	モロッコ王国	122	パラオ共和国			
		78	リベリア共和国 *	123	フィジー共和国			
		79	ルワンダ共和国 *	124	マーシャル諸島共和国			
		80	レソト王国 *	125	ミクロネシア連邦			

* : 後発開発途上国 (LDC: Least Developed Country)

- 注
- ① 情勢により対象国は変更されることがあります。
 - ② 活動地域における治安状況や情勢等によって、渡航及び研究実施が制限されることが見込まれる提案については、選考で考慮されることがあります。
 - ③ JICA 拠点が存在しない国を対象とする場合、JICA から十分な支援が得られないことがあります。
 - ④ 今年度は、外交的な配慮から一カ国からの要請数を最大 12 件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行うこととなります。

別添 2 研究提案書類様式の記入要領

- ・ 研究提案書類全体のページ数の制限は設けませんが、個別に目安や制限を設けている様式もありますので、各様式冒頭の記入方法の説明や各項目の注釈をよくご確認ください。
- ・ 印刷したときに読みやすい字の大きさ（Windows で 10.5 ポイント相当）で、簡潔、かつ必要十分な記述となるよう心がけてください。
- ・ 図についても、モノクロ印刷したときに見えやすい大きさ・画質とするよう心がけてください。
- ・ 各ページの下部には、通しのページ番号を付けるようにしてください。
- ・ 本記入要領、様式にある注釈、説明書き及び記載例は、作成の際に削除してください。

※様式 2 内の成果目標シートの作成要領は以下ウェブページから参照してください。

<https://www.jst.go.jp/global/koubo/index.html>

- ・様式1の情報は採択後に一般公開される予定です。A4用紙2～3枚程度で記載ください。
- ・(a)～(j)の項目はe-Radへ直接入力いただく必要がある項目です。詳細は、第6章(115ページ)を参照ください。
- ・日本国内並びに相手国研究機関が複数参画する場合は、(f)および(h)の全ての機関名及び各機関の役割を次頁の実施体制概念図に明確に示してください。

提案課題の該当する分野・領域に1つチェックを付けてください。

環境 カーボンニュートラル 生物資源 防災

※e-Radでの応募領域と同じ領域を選ぶように十分ご確認ください。

重点推進型 SATREPS 課題として申請しますか。

はい いいえ

(重点推進型 SATREPS 課題として選考を受けるには、相手国研究機関が提出する ODA 要請書のチェックボックスにもチェックが入っている必要があります。2.8 応募方法を参照ください。)

(a) 提案課題名 (日本語)	提案課題名にサブタイトルはつけないでください。
(英 語)	相手国研究機関と十分調整いただき、 相手国からの ODA 技術協力のプロジェクト名と同じ課題名 を記載ください。 ※英語課題名は The Project for から始めるとし、「in 相手国名」の表現は含めないようにご留意ください。(誤って記載された場合、採択後に追記、または削除させていただきます。) 例) ×Climate Change Project…in Japan ○The Project for Climate Change…
(b) 研究期間	年間 相手国研究機関と調整した共同研究期間を記載ください。この期間には、R/D 署名までの暫定期間 (10 ヶ月程度) は含まれません。
(c) 研究費総額 (日本側: JST 委託研究費)	百の位で四捨五入して千円単位で記載ください。 総額 千円 (間接経費込)
(JICA 事業経費)	総額 千円 (間接経費なし)
(d) 研究代表者名及び役職	研究代表者名と役職を記載ください。
(e) 研究代表者所属名	研究代表者の所属機関名、専攻/研究室まで記載ください。
(f) 国内参画機関名	参画する研究者 全ての所属機関名、専攻/研究室 を記載ください。
(g) 相手国名	国名を日本語又は英語で記載ください。

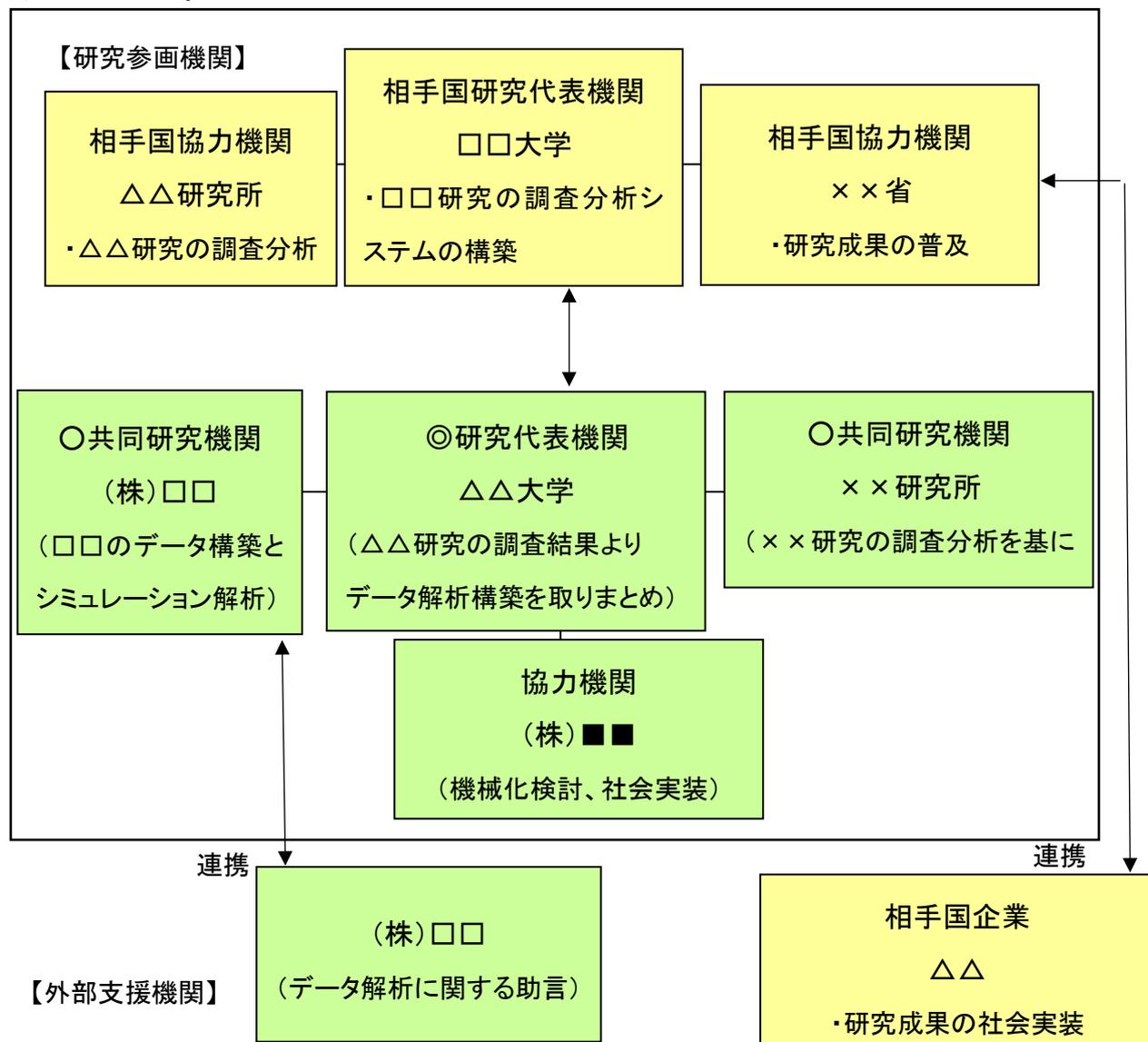
	(相手国が複数の場合、実際に R/D 締結することとなる全ての国を記載ください。)
(h) 相手国研究機関名	相手国機関名を日本語・英語併記で記載ください。日本語の対訳がない場合は、英語名のみで構いません(英語限定)。相手国研究機関が複数の場合は、代表機関、協力機関の順に記載ください。
(i) 研究課題の目的	(250 字以内) ※英語で記載する場合は、日本語の対訳を併記ください。
(j) 研究課題の概要	(250 字以内) ※英語で記載する場合は、日本語の対訳を併記ください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

実施体制概念図

日本側研究機関と相手国機関の役割分担と連携体制が明確に示されるよう留意いただき、研究課題の実施体制を図表等で記入ください。なお、下記の図は一例であり、必ずしも外部支援機関を含める必要はありません。



※日本側の研究体制について、下記の分類記号を記入してください。

研究代表機関・・・◎

JSTと委託研究契約を結ぶ参画機関（共同研究機関）・・・○

JSTと委託研究契約を結ばない参画機関（協力機関）・・・(無し)

※外部支援機関とは、アドバイザー機関や将来の社会実装を担う機関、研究開発要素を含まない検査業務等の請負機関を指します。

※日本側の研究参画機関に含まれる全ての機関について、様式3に記載ください。

※日本側の研究参画機関に含まれる全ての企業について、様式8をご提出ください。外部支援機関の企業からの提出は任意です。

- ・必要に応じて図や表も用いてください。評価はモノクロ印刷で行いますので、モノクロ印刷でも識別できる図や表をお願いします。提出前にモノクロ印刷をして画像内の文字が見やすいかどうかを確認してください。
- ・様式2は10.5ポイント以上の文字を使用し、A4用紙12ページ以内で記述してください。なお、公平性の観点から、12ページを超えるものは要件不備として評価の対象外とします。また、12ページに収めるために元から様式にある図表や文字のサイズを小さくしたり、行間を狭くしたり、2ページ分を1ページに縮小(2in1)したりすることも認められません。

1. 研究の背景

(1) 地球規模の課題解決に資する研究課題のニーズ

(1-a) 本研究構想が対象とする国際的な課題

- ・本研究構想が対象とする国際的な課題（未解決の科学技術上の問題、それに起因する経済社会上の不利益、国際的な動向等）を具体的に記載ください。

(1-b) 国際的な課題の解決に向けて本研究構想が果たす役割

- ・本研究構想が、(1-a)の課題の解決へ貢献するためにどのような役割を果たすか、地球規模課題解決に資する重要性や科学技術・学術上の独創性・新規性の観点を含めて具体的に記載ください。

(2) 相手国のニーズ

(2-a) 相手国における研究課題のニーズ

- ・相手国にどのようなニーズがあるのか、相手国の社会・経済・環境や科学技術の背景、対象地域、規模、相手国研究機関の体制（人材・予算・設備）、能力等を踏まえた現状と問題点、支援の必要性・有効性等も含めて具体的に記載ください。また、その問題に対する相手国の対応状況について可能な範囲で記載ください。

(2-b) 相手国のニーズに対する本研究構想の貢献

- ・本研究構想が(2-a)の相手国のニーズに対してどのような役割を果たし、また、どの程度貢献することが可能かについて具体的に記載ください。

* 日本の「国別開発協力方針」や「事業展開計画」等が作成されている国*については、相手国のニーズや開発戦略等との整合性に留意して、本研究構想とこれらとの関連について記載ください。

* 相手国以外での貢献も期待される場合は、その内容を具体的に記載ください。

* 外務省が公開している以下ウェブページやJICAグローバルアジェンダを参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/index.html>

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html

<https://www.jica.go.jp/activities/index.html>

2. 研究の成果目標シート

提案課題について『成果目標シート』を作成ください。成果目標シートの作成要領（各項目についての説明）と雛形は以下のウェブページよりダウンロードしてください。

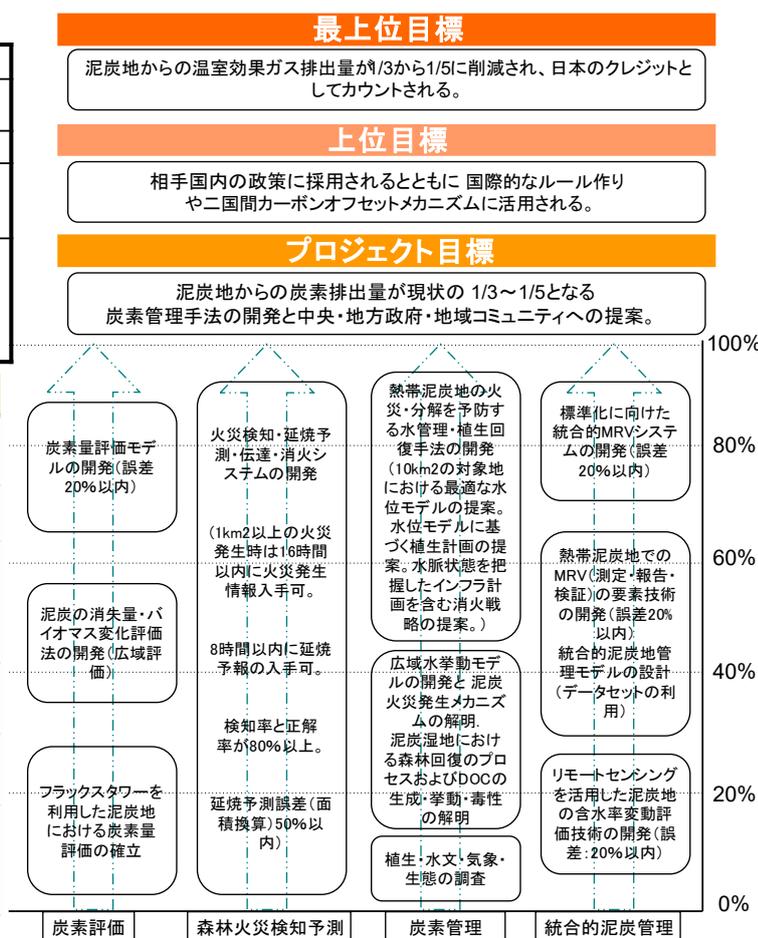
<https://www.jst.go.jp/global/koubo/index.html>

雛形に記入後、以下の例のように様式2の一部として（PDF等のフォーマットを用いて）、貼付ください。

成果目標シート(作成例)

研究課題名	■■■■国の森林における火災と炭素管理
研究代表者名 (所属機関)	■■■■ (■■■大学 ■■■研究科 准教授)
研究期間	R8採択(令和8年5月1日～令和●年3月31日)
相手国名/主要相手国研究機関	■■■■共和国/■■■■国家標準局、■■■■大学、航空宇宙研究所、生物科学院、森林開発研究所
関連するSDGs	目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

成果の波及効果	
日本政府、社会、産業への貢献	・地球規模の気候変動枠組みへの活用 ・日本企業による成果の事業化
科学技術の発展	・熱帯林の保全(生態系・生物多様性の保全) ・今後の後継機(Hyper)へのフィードバック
知財の獲得、国際標準化の推進、遺伝資源へのアクセス等	・衛星を利用した〇〇検知システム ・炭素量評価用機器 ・止水堰の開発、森林修復方法 ・泥炭分解微生物、強酸性環境下で生育可能な植物等のサンプル
世界で活躍できる日本人材の育成	・国際的に活躍可能な日本側の若手研究者の育成(国際会議への指導力、レビュー付雑誌への論文掲載など)
技術及び人的ネットワークの構築	・〇〇に関するネットワークの構築 ・△△維持管理体制の確立
成果物(提言書、論文、プログラム、マニュアル、データなど)	・衛星を利用した〇〇検知システム ・熱帯泥炭地における炭素収支、炭素動態の解明 ・水挙動メカニズムの解明



3. 研究の目的

- 本研究の目的（上記2.『成果目標シート』における「最上位目標」。研究期間終了から5～10年後（中長期的）に地球規模課題の解決に資することが期待される科学技術の発展、科学技術人材の育成、新産業創出、政策実現、社会貢献等を含めた具体的構想（シナリオや見通し）を記載ください。なお、実施段階においては「最上位目標」の達成を念頭に、研究期間終了から3～5年後に期待される「上位目標」を相手国側と合意することになります。
- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等、我が国の主な科学技術政策の実現に関する貢献度等の観点も可能な限り含め記載ください。

4. 研究のプロジェクト目標

- 本研究の成果目標（上記2.『成果目標シート』における「プロジェクト目標」。知見、技術、材料、

システム、提言など研究期間内で達成すべきものをその内容やレベルが明確になるように、具体的、定量的な指標（機能、精度、経済性など）を付けて記載してください。なお、項目は「成果目標シート」と整合性をとってください。

5. 社会実装の計画と実現可能性

(1) 研究期間中に実施する活動計画

- ・研究期間中に実施する社会実装に向けた活動計画を具体的（内容、時期と期間、予算、手段、実現の目途等）に記載ください。

(2) 研究期間終了後に研究成果を社会で活用するための構想

- ・研究のプロジェクト目標（「4. プロジェクト目標」）の内、達成された成果をだれがどのように活用して、研究プロジェクトの最上位目標（「3. 研究の目的」）を目指すのか、研究期間終了後の構想を具体的（内容、時期と期間、予算、手段、実現の目途等）に記載ください。

(3) 社会実装・普及の主体となりうる相手国行政機関/民間企業等の参画

- ・社会実装の主体となりうる機関といつ、どのような連携をするのか、研究期間中だけでなく研究期間終了後も含め具体的に記載ください。

6. 研究計画とその進め方

(1) 全体の研究内容及び研究計画

- ・以下の表を活用し、「4. 研究のプロジェクト目標」を達成するための研究題目とマイルストーン（研究期間途上での研究や社会実装の達成度の判断基準と時期）を含めた、タイムスケジュールの大枠を示してください。
- ・表と対応するように、本文中に活動計画の詳細を記載ください。

(2) 現時点で予想される問題点とその解決策

- ・「3. 研究の目的」の達成に向けて研究を進めるに当たって現時点で予想される問題点とその解決

研究題目・活動	暫定期間 (※)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1. ○○○【研究題目1】 1-1 ○○○【研究活動1-1】 1-2 ○○○【研究活動1-2】 社会実装の活動計画【1】	○○情報の収集		○○の実現 ▼			
2. ○○○【研究題目2】 2-1 ○○○【研究活動2-1】 2-2 ○○○【研究活動2-2】 社会実装の活動計画【2】				○○の確立 ▼	○○の開発 ▼	○○の提言 ▼
3. ○○○【研究題目3】 3-1 ○○○【研究活動3-1】 3-2 ○○○【研究活動3-2】 社会実装の活動計画【3】			○○方策の提示 ▼		○○の実現 ▼	○○の知財登録 ▼

策案を記載ください。

※暫定期間は研究開始の準備期間であり、本格的な研究活動は正式化後になります。詳細は公募要領の3.1 暫定期間（43 ページ）をご確認ください。

(3) 研究題目ごとの相手国研究機関との共同・分担等について

※下表のみ、横向きにすることや、表中の行間を詰めること、セルの結合・分割をすることが可能です。ただし、文字の大きさは10.5ポイント以上としてください。

研究題目・活動	共同で実施する予定の研究内容	日本側研究機関の役割（リーダー氏名）	相手国側研究機関の役割（リーダー氏名）	日本側研究者の渡航計画※1	相手国からの研究員の渡航計画※2	相手国に供与する機材※3
1. 研究題目 1		〇〇の研究（科学太郎）	××の調査（AA bb）			
1-1 研究活動 1-1						
1-2 研究活動 1-2						
2. 研究題目 2						
2-1 研究活動 2-1						
2-2 研究活動 2-2						
3. 研究題目 3						
3-1 研究活動 3-1						
3-2 研究活動 3-2						
3-3 研究活動 3-3						

※1・日本側研究者の滞在日数や渡航回数を記載ください。

・この事業を遂行するために総括として必要な研究代表者の渡航計画を記載ください。

（1年目：〇〇日×〇回、2年目：〇〇日×〇回・・・や、1-5年目：〇〇日×〇回のように記載ください。）

・研究代表者をフォローできる相手国に常駐又はそれに近い形で滞在する研究者も記載ください。（氏名/所属/役職/年齢/専門分野、滞在予定〇〇日/年、のように記載ください。複数名の記載可。該当者がいない場合は、“該当なし”と記載ください。）

※2・相手国からの渡航計画（滞在期間や人数等）を可能な範囲で記載ください。

・国費留学生制度やJICA長期研修制度等による長期的な渡航の計画も、記載ください。

※3・主な機材品目（汎用品・特別注文品か否かの別）、数量、概算金額、調達地（現地調達/本邦購入の別）について記載ください。なお、供与する機材の維持管理（消耗品、スペアパーツ、点検調整、修理等）、運用ランニングコスト（電気・ガス・水道、原料、運転人件費等）は、原則として相手国負担としていますので、必ず相手国側研究代表機関に説明し、理解を得てください。

(4) キャパシティ・ディベロップメントの計画

(4-a) 日本側における方針や計画

- ・日本側の研究推進体制、行政機関や民間セクターとの連携体制の構築、また、研究者の人材育成・能力開発等、組織、個人、外部連携の各レベルにおけるキャパシティ・ディベロップメントの方針や計画について、記載ください。

(4-b) 相手国側における方針や計画

- ・相手国研究機関の研究推進体制、行政機関や民間セクターとの連携体制の構築、また、研究者の人材育成・能力開発等、組織、個人、外部連携の各レベルにおけるキャパシティ・ディベロップメントの方針や計画について記載ください。

7. 研究基盤及び準備状況

(1) これまでの研究基盤

(1-a) これまでの研究の経緯と成果

- ・本研究構想を推進するための基盤となるこれまでの研究成果や、研究提案者自身（及び必要に応じて研究参加者）のこれまでの研究の経緯と成果等を過去の研究データ等を用いて記載ください。

(1-b) 論文・著書リスト（著者、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年）

- ・本研究実施体制に含まれる研究者が近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち、今回の提案に関連し重要と思われるものを中心に選んで、現在から順に発表年次を過去に遡ってプロジェクト全体で最大 10 件まで記入してください。

(1-c) 関連特許リスト（出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日）

- ・近年に研究参加者が出願した特許のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、プロジェクト全体で最大 10 件まで記入してください。

(2) 相手国研究機関との準備状況

- ・相手国研究機関の選定理由、相手国研究機関のインフラ整備状況等、相手国研究機関の研究基盤及び相手国行政機関等との連携状況や国際共同研究に向けた準備状況を記載ください。

* 相手国の研究代表者や主たる研究者との準備状況については、様式 5 において選定理由を含めて共同研究や交流実績等を記載ください。

* 既に相手国研究機関と協定を締結している場合には、協定の内容及び交流状況等を記載ください。

* 現地での過去の活動経験があれば、活動場所の知見や過去の活動内容についても記載ください。

(3) 活動実施予定場所（研究サイト等）

- ・活動実施場所が、治安上問題となるかどうか判断する必要があるため、具体的地名を記載ください。
- (4) 倫理的配慮
- ・本研究が実施される国（相手国あるいは日本国）の倫理基準への適合性審査の要否と審査状況を記載ください。
- (5) 遺伝資源の取扱いについての検討・準備状況
- ・プロジェクトで相手国を含め海外の遺伝資源（関連する伝統的知識を含む）を取得又は利用する際は、国際ルール及び国内外の法令等^{*}に照らして研究開発の推進上必要と判断される具体的な措置、相手国研究機関及び関連省庁等との対応状況について記載してください。
※生物多様性条約、名古屋議定書、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）、並びに遺伝資源の提供国及び利用国の法令等が該当します。
詳細は92ページやウェブページ（<https://www.jst.go.jp/global/iden.html>）をご確認ください。
- (6) 知的財産等の取扱いについての検討状況
- ・研究成果の帰属、研究成果の実施等についての相手国研究機関との打ち合わせ状況を記載ください。
※研究成果の確実な確保を目的とした知財マネジメントにご留意ください。
- (7) 過去の提案から改善した点（該当する場合のみ記載）
- ・過去に類似の提案を行っている場合、今回の提案で改善した点について記載ください。

様式3 日本側研究実施体制

- ・日本側から研究チームに参加予定の研究者の氏名、研究者番号、所属、役職、現在の専門、性別、年齢、エフォート、担当する研究題目、SATREPS 参加経験について記述してください。
- ・日本側の参加者の要件は、国内の研究機関に所属していること、及び相手国機関のメンバーリストには入っていないことです。(2.7 応募要件 (34 ページ) 参照)
- ・種別欄には右記の分類記号を記入してください。 研究代表者・・・◎
主たる共同研究者*・・・○
※主たる共同研究者とは、JST と委託研究契約を締結する共同研究機関の代表研究者 1 名のことです。
- ・本リストの研究代表者と主たる共同研究者は、様式 4 及び 6 の研究代表者 (研究代表機関) と主たる共同研究者 (共同研究機関) と整合性をとるようにしてください。

1. 日本側研究チームの研究参加者リスト

種別	氏名 (研究者番号 ^{*1})	所属機関、 部局、 役職	現在の専門、 性別	年齢 ※令和 8 年 4 月 1 日時点	エフォ ート ^{*2}	担当する 研究題目	SATREPS 参加経験 (ある場合は該 当する研究課題 名を明記)
◎	〇〇 〇〇〇 (XXXXXX XX)	△△大学 △△△学部 △△△学科 教授	森林科学 男性		〇〇%	研究全体 の総括及 び□□の ××	
○	〇〇 〇〇〇 (XXXXXX XX)	□□大学 准教授	水圏生命科 学 女性		〇〇%	△△	
	〇〇 〇〇〇 (XXXXXX XX)	〇〇研究所 主任研究員			〇〇%	☆☆	
	研究員 A (XXXXXX XX ^{*3})	△△大学 △△△学部 △△△学科 ポスドク		^{*3}	〇〇%	□□の× ×	

^{*1} e-Rad に登録している研究者番号があればご記入ください。なお、JST との委託研究契約を予定している主たる共同研究者は、委託研究契約までに研究者番号を取得してください。

^{*2} 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そ

のうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に従い記入してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

*3 応募段階で確定していない研究者について、研究者 A 等で記載することが可能です。その場合、研究者番号、所属機関また現在の役職等に関しては空欄としていただいても結構ですが、その他(年齢、エフォート、担当する研究の概要)についてはそのポストに想定される条件として記載してください。

2. 日本側研究代表者

日本側研究代表者について下記内容につき、記載ください。

氏名 (フリガナ)	
研究者番号	e-Rad に登録している研究者番号を記載ください
生年月日	西暦 19 年 月 日 (2026 年 4 月 1 日時点 歳)
所属機関名	
所属機関コード	e-Rad に登録している所属機関コードを記載ください
部署 役職	
学歴 (大学卒業 以降)	(記入例) 平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 (指導教官：〇〇〇〇教授) 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 (指導教官：〇〇〇〇教授)
研究歴 (主な職歴と 研究内容)	(記入例) 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇〇〇について研究 平成〇〇年～現在 〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇〇に関する研究に従事

現職位における定年 年齢（予定）	才 ※研究実施期間中に定年となる場合、様式7を（はい）と記載ください。	
本人連絡先	住所	〒
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
事務連絡担当者	担当者氏名 （フリガ ナ）	
	所属機関名	
	部署	
	役職	
	住所	〒
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

様式 4 他制度での助成等の有無

・研究代表者及び主たる共同研究者が現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む※）について、制度名ごとに、研究課題名、研究費の額、研究期間、役割、エフォート、実施・申請に当たっての所属機関と役職、提案課題との相違点・関連性を記入してください。（5.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」、Q&A 参照）

※「統合イノベーション戦略 2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることと定められました。これを踏まえ、「他制度での助成等の有無」の様式に海外からの研究資金についても記入することが求められます。国内外を問わず、競争的研究費のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記載してください。

・事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、研究の中止又は減額配分とすることがあります。

研究代表者：氏名 ○○ ○○

制度名 ⁽¹⁾	研究課題名	①研究費 ⁽²⁾ (期間全体) ② " (R9年度) ③ " (R8年度) (千円)	研究期間及びステータス(実施中/申請中)	役割 ⁽³⁾ (代表者/分担者)	エフォート ⁽⁴⁾	実施・申請に当たっての所属機関、役職 ⁽⁵⁾	提案課題との相違点・関連性
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(本提案課題)	○○○○ ○	① 150,000 千円 ② 30,000 千円 ③ 5,000 千円	R8-R13 (申請中)	代表	30%	様式 3 記載の所属及び役職	/
科学研究費補助金 基盤研究(S)	○○○○ ○	① 100,000 千円 ② 20,000 千円 ③ 20,000 千円	R1-R7 (実施中)	代表	30%	様式 3 記載の所属及び役職	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○○○○○
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム	○○○○ ○	① 100,000 千円 ② 25,000 千円 ③ 20,000 千円	R1-R7 (実施中)	分担	10%	様式 3 記載の所属及び役職	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○
社会システム改革と研究開発の一体的推進	○○○○ ○	① 32,000 千円 ② 8,000 千円 ③ 8,000 千円	R7-R9 (申請中)	分担	5%	△△大学 △△△学部 △△△学科 教授 ⁽⁵⁾	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○○○○○

(1) 一番上に本提案課題を記載してください。続けて、現在受けている、又は採択が決定している助成等

について、研究費（期間全体）が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください（「ステータス」の欄に「(申請中)」等と明記してください）。

- (2) 「研究費」は、本人が受給している金額（間接経費含む）を記載してください。
- (3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- (4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）を記載してください（総合科学技術会議における定義による）。本プログラムに採択されると想定した場合のものを記載してください。
- (5) 本プログラムへの申請に当たっての所属機関及び役職と異なる場合、記載してください。

主たる共同研究者：氏名 ○○ ○○

制度名 ⁽¹⁾	研究課題名	① 研究費 ⁽²⁾ (期間全体) ② // (R9年度) ③ // (R8年度) (千円)	研究期間及びステータス(実施中/申請中)	役割 ⁽³⁾ (代表者/分担者)	エフォート ⁽⁴⁾	実施・申請に当たっての所属機関、役職 ⁽⁵⁾	提案課題との相違点・関連性
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(本提案課題)	○○○○○ ○	① 40,000千円 ② 5,000千円 ③ 0千円	R8-R13 (申請中)	分担	10%	様式3記載の所属及び役職	
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム	○○○○○ ○	① 80,000千円 ② 30,000千円 ③ 30,000千円	R1-R7 (実施中)	分担	15%	様式3記載の所属及び役職	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○
科学研究費補助金 基盤研究(S)	○○○○○ ○	① 70,000千円 ② 25,000千円 ③ 20,000千円	R2-R7 (実施中)	代表	10%	様式3記載の所属及び役職	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○
社会システム改革と研究開発の一体的推進	○○○○○ ○	① 32,000千円 ② 8,000千円 ③ 8,000千円	R3-R7 (実施中)	分担	5%	様式3記載の所属及び役職	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○○○○○

※主たる共同研究者の数に応じ、表を追加してください。

様式5 相手国研究機関実施体制

- ・共同研究の相手国、相手国研究機関、研究実施場所、相手国側研究代表者の氏名、役職、略歴、研究内容と共同研究での役割等について可能な範囲で記述してください。
- ・相手国研究機関が協力申請を検討している内容も含めて相手国研究機関との協力関係や相手国側研究者との交流実績等についても可能な範囲で記載ください。
- ・各相手国研究機関についての概要はA4用紙1枚程度を目安としますが、必要十分な記述が重要ですので、分量は定めません。
- ・相手国1カ国の中で複数の研究機関との共同研究を実施する場合は、相手国内で共同研究主体となる研究機関が特定されることが必要であることから、主体となる研究機関を『代表機関』、それ以外を『協力機関』としてそれぞれの相手国の研究機関ごとに情報を記載ください。原則、相手国研究機関につき1名の研究者の情報を記載ください。
- ・複数国との共同研究を実施する場合は、それぞれの国の代表機関（『協力機関』）の情報を記載ください。
- ・各相手国研究機関の組織図等がありましたら、本文中に添付ください。

1. 相手国の研究代表機関の研究代表者（相手国の数に応じて記載）

氏名	※アルファベットで必ず記載ください。		国籍	
所属機関名	(日本語) ※日本語名がある場合のみ記載ください。			
	(英語) ※英語名は必ず記載ください。			
	国名		役職	
職歴等	最終学歴	年 大学 学部卒業 西暦で記載ください。		
	学位	年 PhD (〇〇学) 取得 (〇〇大学) 西暦で記載ください。		
	主な職歴と研究内容等	(記述例) 西暦で記載ください。 19〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 〇〇〇〇〇〇について研究 20〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事		
共同研究における役割	・共同研究における役割を具体的に記述してください。			
相手国側研究代表者の選定理由と交流実績	・相手国側研究代表者の選定理由、日本側研究代表者とのこれまでの共同研究や協力活動等の実績、交流の期間、現在の交流状況を記載ください。大学間の協定など研究機関同士の結び付きだけではなく研究者単位での交流状況に重きを置いて記載ください。			

【参考】 機関内のその他の研究参加者	・氏名、役職、役割を記載してください（複数可）。
【参考】 相手国研究機関からの協力要請	・相手国研究機関より提出される ODA 協力の要請の内容について、可能な範囲で記載ください。 <u>複数の国との共同研究を実施する場合は、それぞれの相手国の研究機関より提出される ODA 協力の要請の内容について、可能な範囲で記載ください。</u>

2. 相手国の協力機関の主たる研究者（協力機関の数に応じて記載）

氏名	※アルファベットで必ず記載ください。	国籍	
所属機関名	(日本語) ※日本語名がある場合のみ記載ください。		
	(英語) ※英語名は必ず記載ください。		
	国名		役職
職歴等	最終学歴	年 大学 学部卒業 西暦で記載ください。	
	学位	年 PhD (〇〇学) 取得 (〇〇大学) 西暦で記載ください。	
	主な職歴と研究内容等	(記述例) 西暦で記載ください。 19〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 〇〇〇〇〇〇について研究 20〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事	
共同研究における役割	・共同研究における役割を具体的に記述してください。		
相手国側共同研究者の選定理由と交流実績	・相手国側協力機関の主たる研究者の選定理由、日本側研究代表者とのこれまでの共同研究や協力活動等の実績、交流の期間、現在の交流状況を記載ください。大学間の協定など研究機関同士の結び付きだけではなく研究者単位での交流状況に重きを置いて記載ください。		
【参考】 機関内のその他の研究参加者	・氏名、役職、役割を記載してください（複数可）。		

・ JST 委託研究費計画を費目別に記入してください。2. には JST と委託研究契約を締結する研究機関ごとに委託研究費の表を作成し、記入してください。1. には 2. で記入した全研究機関の委託研究費の総額を記入してください。

・ 公募要領 29 ページに記載のように、いつ R/D が署名されるかにより、研究開始時期が変動します。したがって下表は年度にこだわらずに記載してください（記載されている年度は目安です）。

・ JST 委託研究費で執行可能な使途については、31～33 ページ、および 44 ページ以降を参照してください。

・ 採択された場合、記載された研究費計画で研究を行うこととは限りません。あくまでも応募時の計画であり、相手国研究機関への支援等も含めて採択後に調整することになります。

1. 日本側研究チームの JST 委託研究費計画

	暫定期間 ※1	1 年目 (R9 年度)	2 年目 (R10 年度)	3 年目 (R11 年度)	4 年目 (R12 年度)	5 年目 (R13 年度)	合計 (千円)
設備費							
材料・ 消耗品費							
旅費							
人件費・謝金							
その他							
直接経費小計 (千円)							
間接経費※2 (千円)							
合計 (千円)							

※1 暫定期間は R/D 及び CRA 署名までの経費で、650 万円（間接経費含む）を上限とします。暫定期間に行う活動については、公募要領 43 ページをご確認ください。1～5 年目の経費は年間 3,500 万円程度（間接経費含む）ですが、研究計画に応じて各年度の経費を多少調整しても構いません。ただし総額は、暫定期間の経費を含め、5 年の計画の場合は 1.75 億円以内、4 年の計画の場合は 1.4 億円以内、3 年の計画の場合は 1.05 億円以内としてください（間接経費含む）。なお、実際の委託研究費は、採択後に研究代表者から提出される研究計画を研究主幹が精査・承認することにより決定されます。

※2 間接経費は、原則、直接経費の 30%として、委託研究費に含めることが可能です。

その場合、（間接経費）＝（直接経費）×0.3 で算出ください。

* 直接経費からの研究代表者（PI）の人件費支出上限額は、研究担当者の年間給与額に、本プロジェクトに従事するエフォート率を乗じた額です。ただし、暫定期間においては当該年度の直接経費の 10%を支出上限とします。本制度の詳細は、公募要領 45、46 ページを参照してください。

* 直接経費からの研究以外の業務の代行経費の支出（バイアウト制）については、支出上限はあり

ません。ただし、暫定期間においては当該年度の直接経費の20%を支出上限とします。本制度の詳細は、公募要領45、46ページを参照してください。

- * 暫定期間における雇用に際しては、R/D署名が不成立と判断され、研究が中止になる可能性があることをあらかじめご了承ください。雇用者本人にも必ずご了承ください。
- * 消費税込みで積算してください。

2. 研究機関別の JST 委託研究費計画

●研究代表機関

研究代表者氏名（所属・役職）： ○○ ○○（○○大学○○研究科・○○）

	暫定期間	1年目 (R9年度)	2年目 (R10年度)	3年目 (R11年度)	4年目 (R12年度)	5年目 (R13年度)	合計 (千円)
設備費							
材料・ 消耗品費							
旅費							
人件費・謝金							
その他							
直接経費小計 (千円)							
間接経費 (千円)							
合計 (千円)							

●共同研究機関

主たる共同研究者氏名（所属・役職）： ○○ ○○（○○大学○○研究科・○○）

	暫定期間	1年目 (R9年度)	2年目 (R10年度)	3年目 (R11年度)	4年目 (R12年度)	5年目 (R13年度)	合計 (千円)
設備費							
材料・ 消耗品費							
旅費							
人件費・謝金							
その他							
直接経費小計 (千円)							
間接経費 (千円)							
合計 (千円)							

※ 暫定期間の必要経費は、研究代表機関のみに積算してください。暫定期間において JST は研究代表者の所属機関のみと委託研究契約を締結します。なお、暫定期間に行う活動については、43 ページをご確認ください。

※ 1 年目以降、JST と委託研究契約を締結予定の共同研究機関の数に応じ、表を追加してください。なお、1 つの研究機関が JST と複数の委託研究契約を締結する場合は、契約の数に応じて表を作成してください。

3. 相手国研究機関が措置する研究費計画（見込み）

		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	合計（現地通貨および日本円換算額）
相手国側投入経費 （相手国研究機関が当該研究に措置できる予算）	設備費						
	材料・消耗品費						
	旅費						
	人件費・謝金						
	その他						
	合計						

		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	合計
ODA 要請経費 （相手国が措置できず JICA に要請する経費）							現地通貨 日本円換算額 千円 (5 年間で上限 3 億円 (間接経費有りの場合は上限 3.5 億円))

- ・ 相手国の研究機関と協議の上、相手国の資金状況を可能な範囲で記載ください。
- ・ 複数の国との共同研究を実施する場合は、上記に行を追加して記載ください。
- ・ ODA 事業では、開発途上国側で必要な経費すべてを ODA で負担するわけではありません。自立的持続的発展を促すためにも、開発途上国側に対して、応分の負担を求めます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費等は、原則として相手国側負担となります。本プログラムでも同様であるため、上記の要請金額が ODA によって提供されるわけではなく、JICA による詳細計画策定調査において、相手国内における研究実施場所の確保、相手国側の研究者の人件費等、相手国側で応分の負担として負担すべき費用について協議を行います。そのため、JICA 事業経費（＝相手国が措置できず JICA に要請する経費）の予算は採択後の詳細計画策定調査を経て決定されるものであるということをあらかじめ承知おきください。

承 諾 書

国立研究開発法人科学技術振興機構
独立行政法人国際協力機構 御中

(研究代表機関)

機関名

機関長名 (役職及び氏名)

公印

(省略可)

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムに提案しています、下記の研究提案について、採択された場合には、機関として国際共同研究の支援を行うことを確認します。具体的には、以下について機関として執行します。

記

○研究課題名 「 」
○研究代表者名

- ・相手国研究機関との国際共同研究の実施に関する合意文書の取り交しの支援
- ・JICAとの「取極め」の締結ならびに遵守及び事業契約の履行ならびに経費の執行管理
- ・共同研究体制を構築する場合の研究代表機関としての責務の遵守
- ・安全保障貿易管理や遺伝資源利用等、国際共同研究に関連する各種法令の遵守
- ・若手研究者育成の一環として大学院生や学部生の海外派遣に関する安全管理及び責任体制の構築
- ・その他、国際共同研究を実施するために必要な手続き等の支援
- ・採択時の研究代表者が最初から最後まで国際共同研究に従事できる研究体制の確保（下記内容にも必ずお答えください。）

<p>研究実施期間中に研究代表者が 定年退職等もしくは任期満了を迎える予 定である。</p>	<p>(はい) とお答えになる場合、組織内で引き続き所属を 有し研究実施体制を確保するための方策を明記してく ださい。研究代表者の交代は不可です。</p>
<p>(はい / いいえ)</p>	

※日本側の研究参画機関（様式 1 実施体制概念図参照）として参画する企業がない場合は本様式を削除ください。

※研究機関代表機関、共同研究機関、協力機関の企業等は提出必須、外部支援機関の企業等は任意です。

令和 年 月 日

企業の取組について

国立研究開発法人科学技術振興機構

独立行政法人国際協力機構 御中

(参画企業)

企業名

責任者名（役職及び氏名） 社印

(省略可)

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムに提案しています、下記の研究提案について、採択された場合には、研究代表者が策定する研究計画書に沿って研究代表者その他関係者と協力し、以下の取組を行うことを確認します。

記

○研究課題名 「 」

○研究代表者名

該当企業の参画について、研究開発に取り組む場合はⅠ、社会実装に取り組む場合はⅡ、その両方の場合はⅠ及びⅡについて、具体的に記載してください。

Ⅰ. 研究開発の概要

- ① 方法（具体的スケジュール及び資金計画含む）
- ② 企業としての協力のメリット
- ③ 開発リスク
- ④ 開発技術の課題終了後の活用 等

Ⅱ. 社会実装の概要

- ① 方法（具体的スケジュール及び資金計画含む）
- ② 相手国や日本を含めた他国への影響
- ③ 事業化・実用化に向けたリスク 等

様式9 提案に当たっての調整状況の確認

- ・以下、“はい”又は“いいえ”の当てはまる方に“○”をしてください。
- ・必ずしも、すべての回答が“はい”でなければ採択されないというわけではありません。提案内容と調整状況を総合的に判断して選考を行います。

<日本国内共同研究者との調整状況>

1	通常の競争的研究費制度と異なり、ODA との連携事業であることから、共同研究を通じた相手国機関のキャパシティ・ディベロップメントが本プログラムには含まれるものである点について、共同研究者が理解していることを確認しましたか？	はい いいえ
2	研究提案書類の様式2はA4用紙12ページを上限とし、公平性の観点から12ページを超えるものは要件不備として評価の対象としません。12ページに収まっていますか？	はい いいえ

<所属機関との調整状況>

3	本プログラムでは、相手国機関との共同研究の実施に関する合意文書の締結、JICA との技術協力プロジェクトに関する取極め及び事業契約書の締結、適正な ODA 経費経理事務等、通常の競争的研究費制度にはない責務があります。この点を含め、提案に当たって所属機関と相談し機関長からの承諾書（様式7）を用意しましたか？	はい いいえ
4	本プログラムは ODA と競争的研究費制度を組み合わせた事業であることから、通常の競争的研究費制度にはない様々な事務対応が発生します。研究者のみならず事務担当者にも相応の負担が生じることを十分理解していますか？	はい いいえ

<研究代表者本人の他業務との調整状況>

5	本プログラムでは、通常の競争的研究費制度以上に研究代表者のマネジメントとそれに要するエフォートが求められます。特に R/D 署名までは、日本国内及び相手国との調整に時間を要します。採択となった場合にはその点を踏まえて対応すべくエフォートを検討しましたか？	はい いいえ
---	---	-----------

<研究代表者の利益相反マネジメント>

6	共同研究機関に、研究代表者に関係する機関が含まれていませんか？ (含まれていない→はい 含まれている→いいえ) 【説明】「研究代表者に関係する機関」については、p.36「2.9.3(2)研究代表者の利益相反マネジメント」をご確認ください。	はい いいえ
7	6で「いいえ」と答えた場合、該当する共同研究機関をお答えください。 また、共同研究機関と研究代表者の関係性をお答えください。 ()	

8	<p>共同研究機関に、JST が出資している企業が含まれていませんか？ (含まれていない→はい 含まれている→いいえ)</p> <p>【説明】「JST が出資している企業」については、ウェブページ (https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01) をご確認ください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。</p>	はい いいえ
9	<p>8で「いいえ」と答えた場合、該当する企業をお答えください。 ()</p>	

<JICA 等との情報交換>

10	<p>本プログラム応募に当たって、JICA 等と ODA の観点を含めた十分な情報交換を行い、提案内容の検討を行いましたか？</p>	はい いいえ
----	--	-----------

<安全対策>

11	<p>相手国及び国内の活動地域について、治安状況や渡航情報を確認していますか？ 【説明】プロジェクト関係者の安全確保が困難と判断される地域を対象としたプロジェクトの実施はできません。予め外務省ウェブページ (https://www.anzen.mofa.go.jp/) および JICA 国別安全対策措置等で、事業対象地域の安全状況をご確認ください。なお、採択されたプロジェクトの邦人関係者は JICA が定める安全対策措置に従いながら現地で研究活動をするようになります。</p>	はい いいえ
----	---	-----------

<相手国研究機関との調整状況>

12	<p>研究内容や具体的な進め方について相手国研究代表機関と合意できていますか？ また、SATREPS の制度について、相手側は十分理解していますか？特に、ODA による支援は技術協力プロジェクトの枠組の中で行われること、相手国研究機関への資金供与でないことを理解していますか？ 【説明】 予め十分な合意形成ができていないとその後の進捗に大きな影響を及ぼし、場合によっては双方の思惑が異なり研究の実施そのものが困難になるケースがあります。</p>	はい いいえ
13	<p>相手側の研究代表者は、関係機関も含めた相手国実施体制を統括できる能力を備えた代表者であるとともに、研究機関の支援体制も十分整っていますか？ 【説明】 日本と開発途上国の研究機関による共同研究である SATREPS において、相手国の研究代表者が個人の研究能力のみならず相手側実施体制全体の統括力を備えた人物であり、所属機関からも十分な支援が得られることが、プロジェクトを円滑に実施していくうえで重要です。</p>	はい いいえ
14	<p>相手国研究機関において、共同研究を行うために（能力面及び人数面で）十分な研究スタッフが確保されていますか？ 【説明】 効果的な共同研究を行うためには、相手国研究機関において十分な人数の有能な研究スタッフを配置することが重要です。不十分な場合、プロジェクトの進捗に影響するばかりか、日本側に偏った研究となることが懸念され、相手国研究機関の人材育成も促進されません。</p>	はい いいえ

15	<p>共同研究を行うため十分な予算措置が確保されていますか？相手国側が負担すべき経費が存在することを相手側が理解していますか？</p> <p>【説明】 SATREPS は、ODA 事業として相手国の自立発展性の観点から応分の経費負担を求める制度となっているため、相手側必要経費に係る予算措置が必要です。このため、予算確保に係る上位官庁の理解が得られているかが重要となります。特に、これまでに相手国との共同研究経験がない場合は、実際の予算が確保されるのかどうか注意が必要です。</p>	はい いいえ
16	<p>共同研究を実施するために必要なインフラ（施設・機材）が相手国研究代表機関において整備されていますか？</p> <p>【説明】 共同研究に必要な施設・スペースは、原則相手国負担としています。SATREPS は相手国研究機関の施設や機材の整備を目的とした事業ではありません。現状のインフラ整備状況に問題がある場合、プロジェクト終了後の維持管理体制が整備可能かどうか十分な確認が必要です。</p>	はい いいえ
17	<p>相手国研究機関の上位官庁や関係省庁との調整・役割分担の確認はできていますか？また、現地における社会実装について、相手国側研究機関のみならず相手国行政機関や民間セクターの方針や意向を踏まえて検討していますか？</p> <p>【説明】 SATREPS を円滑に実施するための予算確保や成果の社会実装において上位官庁や関係省庁等の行政機関、さらには民間セクターの関与は極めて重要であり、それぞれの役割を予め明確にしておく必要があります。また、上位官庁等は相手国政府の SATREPS 要請手続きにも関係するため、共同研究の提案内容とともに相手国負担経費について十分に説明し理解を得ることが重要です。</p>	はい いいえ

<機材供与・技術提供>

18	<p>外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されている又は提供の意思がある研究参画機関全てにおいて、安全保障貿易管理の体制が構築されていますか。</p> <p>【説明】 安全保障貿易管理については、p.82「5.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」をご確認ください。提供の予定・意思がある場合で管理体制が無い場合は、採択に当たり、体制の整備予定を確認させていただき、体制を整備することの誓約書を求める場合があります。</p>	はい いいえ 該当なし
19	<p>安全保障貿易管理の方針に則し、研究代表者所属機関が主体となって供与機材を購入から輸送、据付まで責任をもって実施する体制が整っていますか？</p> <p>【説明】 機材供与では、研究代表者所属機関が主体となって購入から輸送、据付までの業務を一貫して適法に実施することが求められますので、機材の輸出体制を予めご確認ください。</p>	はい いいえ
20	<p>供与予定の機材に特殊機材や特注のプラント等が含まれている場合の対応について検討していますか？</p> <p>【説明】 特殊機材や特注のプラント等についても、供与機材と同様に日本側研究代表機関にて現地における調達手続きや施工管理等を行っていただくため、その実施が可能かどうかを予め確認願います。</p>	はい いいえ 該当なし
21	<p>20で「はい」と答えた場合、その特殊機材や特注プラントは、JICA 事業契約経費で、特定の民間企業に再委託することを検討していますか？</p>	はい いいえ
22	<p>21で「はい」と答えた場合、企業名を以下記載の上、特命随意契約としなければ</p>	

	いけない理由を記述してください。 企業名 () 特命随意契約理由 ()	
23	22 で回答を記載された場合、上記機材された企業等と、研究代表者及び共同研究者の間には利益相反（特定企業等の役員等との兼務、特定企業等と副業を行っている、寄付金等をもたらしている等の金銭誘導と誤認される行為）は存在しないことを確認していますか？	はい いいえ
24	プロジェクト終了後の取扱い・維持管理体制を考慮した機材供与計画となっていますか？ 【説明】 SATREPS プロジェクト終了後は、相手国の経費負担により日本より供与された機材を維持管理し、その後の研究活動等に活用していただくことになります。したがって、研究上必要な機材であっても、相手国の維持管理能力を超える機材の導入は適切なものとはみなされません。また、ODA によって供与される機材は、プロジェクト終了後も耐用年数に応じて継続使用されることを想定して供与されるものであるため、研究用データ収集のみを目的とするなど相手国での継続使用を想定していない機材は対象となりません。	はい いいえ

< 施設整備 >

25	施設整備が含まれている場合の対応について検討していますか？ 【説明】 施設整備に当たっては建設用地の確保、設計や建設にかかる法令や契約上の手続き、危険物を取扱う際の安全管理、維持管理体制や予算の確保などが必要です。これらについて相手国研究機関と十分検討のうえ、プロジェクトの実施に不可欠であり、かつ期間内に完了可能で、プロジェクト終了後も維持管理に問題がないもののみを計画に入れてください。これらの条件が満たされない施設の整備は認められません。また、施設整備がプロジェクト期間内に完了する見込みがないと判明した場合は、施設整備の計画を見直していただく必要があります。	はい いいえ 該当なし
----	--	-------------------

< 社会実装 >

26	社会実装の計画が明確に立てられていますか？ 【説明】 共同研究の成果を研究だけに留めず社会実装として還元していくことは SATREPS の最大の特徴です。ODA の観点からも、社会実装が単なる構想ではなく具体性・実現性のある内容であることが重要です。	はい いいえ
27	社会実装に向けた取組を行うため、民間企業や政府機関など関係機関の参画を含めた実施体制が整備されていますか？ 【説明】 最長 5 年間の SATREPS 共同研究期間において、一定程度の社会実装を行うためには、民間企業や政府機関など社会実装部分を担う機関がアイデア段階から参画し、計画的に実施に向けた準備を進めていくことが重要です。	はい いいえ

< 同分野における日本の協力 >

28	同分野において実施済あるいは実施中の日本の協力（JICA プロジェクトなど）について確認していますか？	はい いいえ
----	---	-----------

	<p>【説明】過去に、今回の相手国研究代表機関をカウンターパートとした関連分野の協力実績がある場合は、ODAの有効活用の観点からも、可能な範囲で同実績を活用した研究計画をご検討ください。現在、関連分野においてJICAプロジェクト等ODAによる協力を実施している（あるいは近く実施予定である）場合は、同協力とSATREPSの提案内容に重複等がないかご確認ください。特に、相手国研究機関が同一機関の場合は、先行するプロジェクトの実施体制や進捗に影響を及ぼす可能性がありますので留意いただき、状況に応じて提案時期や内容の変更をご検討ください。</p>	
--	--	--

<同分野における他ドナーの協力>

29	<p>同分野において実施済あるいは実施中の他ドナーの協力について確認していますか？</p> <p>【説明】重複の有無や今後の予定等を確認願います。特に相手国研究機関が同一の場合は、当該ドナー関係者や相手国研究機関より十分なヒアリングを行ったうえで、提案予定の共同研究を行う上でどの程度の影響があるか確認願います。</p>	はい いいえ
----	--	-----------

<SDGs等への貢献について>

30	<p>提案内容は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、どの目標に貢献する取組だと考えますか？右の欄に目標番号を最大3つまで記入ください。最も貢献する目標番号は一番上に記入ください。</p> <p>(参考：https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf)</p>			
31	<p>JICAは、「人間の安全保障」「質の高い成長」の実現というミッションのもとに、国内外の様々なパートナーと協働して地球規模課題の解決に取り組むための課題別戦略として「JICAグローバルアジェンダ」(JGA) (https://www.jica.go.jp/activities/index.html)を設定しています。研究提案と合致するJGA番号(1~20)を選択し右の欄に記入ください(複数回答可)。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市・地域開発 2. 運輸交通 3. 資源・エネルギー 4. 民間セクター開発 5. 農業・農村開発 (持続可能な食料システム) 6. 保健医療 7. 栄養の改善 8. 教育 9. 社会保障・障害と開発 10. スポーツと開発 </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <ol style="list-style-type: none"> 11. 平和構築 12. ガバナンス 13. 公共財政・金融システム 14. ジェンダー平等と女性のエンパワメント 15. デジタル化の促進 16. 気候変動 17. 自然環境保全 18. 環境管理 19. 持続可能な水資源の確保と水供給 20. 防災・復興を通じた災害リスクの削減 </td> </tr> </table>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市・地域開発 2. 運輸交通 3. 資源・エネルギー 4. 民間セクター開発 5. 農業・農村開発 (持続可能な食料システム) 6. 保健医療 7. 栄養の改善 8. 教育 9. 社会保障・障害と開発 10. スポーツと開発 	<ol style="list-style-type: none"> 11. 平和構築 12. ガバナンス 13. 公共財政・金融システム 14. ジェンダー平等と女性のエンパワメント 15. デジタル化の促進 16. 気候変動 17. 自然環境保全 18. 環境管理 19. 持続可能な水資源の確保と水供給 20. 防災・復興を通じた災害リスクの削減 	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市・地域開発 2. 運輸交通 3. 資源・エネルギー 4. 民間セクター開発 5. 農業・農村開発 (持続可能な食料システム) 6. 保健医療 7. 栄養の改善 8. 教育 9. 社会保障・障害と開発 10. スポーツと開発 	<ol style="list-style-type: none"> 11. 平和構築 12. ガバナンス 13. 公共財政・金融システム 14. ジェンダー平等と女性のエンパワメント 15. デジタル化の促進 16. 気候変動 17. 自然環境保全 18. 環境管理 19. 持続可能な水資源の確保と水供給 20. 防災・復興を通じた災害リスクの削減 			